

令和 3 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 12 日 開 会

令和 3 年 3 月 24 日 閉 会

三川町議会事務局

第 3 日 3 月 1 4 日 (日) 休 会

第 4 日 3 月 1 5 日 (月) 休 会

<請願審査委員会 開催>

第 5 日 3 月 1 6 日 (火) 休 会

第 6 日 3 月 1 7 日 (水) 休 会

第 7 日 3 月 1 8 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名 6 3
請願審査委員会報告 1 2 3

第 8 日 3 月 1 9 日 (金) 休 会

第 9 日 3 月 2 0 日 (土) 休 会

第 1 0 日 3 月 2 1 日 (日) 休 会

第 1 1 日 3 月 2 2 日 (月) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 12 日 3 月 23 日 (火) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 13 日 3 月 24 日 (水) 会議録第 3 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	129
議第 16 号 三川町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について	132
議第 17 号 三川町児童交流センター設置条例を廃止する条例の設定について	134
議第 18 号 三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定について	135
議第 19 号 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	137
議第 20 号 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	138
議第 21 号 三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	141
議第 22 号 三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	141
議第 23 号 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	141
議第 24 号 三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	141
議第 25 号 三川町中小企業・小規模事業振興条例の設定について	143
議第 26 号 三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	147
議第 27 号 三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	147
議第 28 号 三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	149
議第 29 号 三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定について	150

議第 30号	副町長の選任について	155
議第 31号	三川町教育委員会委員の任命について	157
議第 32号	三川町農業委員会委員の任命について	159
議第 33号	三川町農業委員会委員の任命について	159
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	160
発委第 1号	閉会中の所管事務調査について	161
発委第 2号	閉会中の所管事務調査について	162
発委第 3号	閉会中の所管事務調査について	163
発委第 4号	閉会中の所管事務調査について	164
意見書第1号	安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を 求める意見書	165

令和3年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	加 藤 善 幸 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
丸 山 誠 司 建 設 環 境 課 長	佐 藤 亮 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 子育て交流施設整備主幹兼 公民館長兼文化交流館長併 健康福祉課保育園主幹併 農村環境改善センター所長
本 多 由 紀 総 務 課 長 補 佐 (総 務 担 当)	本 間 純 総 務 課 長 補 佐 (危 機 管 理 担 当)
鈴 木 亨 総 務 課 長 補 佐 (財 政 担 当)	五 十 嵐 章 浩 企 画 調 整 係 長 (開 発 担 当)

星川洋平	企画調整係長 (企画担当)	五十嵐まなみ	住民主査兼住民係長
山本美鈴	税務係長	佐藤 豊	納税係長
阿部正和	国保主査兼国保係長	加藤恵美	福祉主査兼福祉係長
真 眞	幸介 介護支援係長	佐藤 潮	地域包括支援センター主査 兼地域包括支援センター係長
齋藤昌子	健康福祉課長補佐 (健康担当)	鈴木武仁	産業振興課長補佐 (農政担当)
今野 徹	産業振興課長補佐 (商工観光担当)	高橋朋子	商工観光係長
渋谷 淳	建設環境課長補佐 (建設担当)	木村 功	環境整備主査兼環境整備係長
吉田直樹	出納係長	齋藤 一	教育課長補佐 (総務学校担当)
大瀧功喜	学校教育主査兼学校教育係長 (教育指導担当) 兼指導主事	粕谷 恵	保育園係長併学校教育係長
齋藤一哉	教育課長補佐(社会教育担当) 兼 子育て交流施設整備副主幹	菅原 勲	農業委員会事務局長補佐
和田 勉	監査委員	庄司正廣	農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志	議会事務局長	佐藤真子	書記
菅原明大	書記	渡部貴裕	書記
奥井陸生	書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・三川町振興審議会報告・除雪車による物損事故報告
日程第 4	施政方針 <ul style="list-style-type: none">・三川町施政方針・教育委員会行政方針・農業委員会行政方針
日程第 5	議第 4 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算（第 1 1 号）
日程第 6	議第 5 号 令和 2 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議第 6 号 令和 2 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議第 7 号 令和 2 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議第 8 号 令和 2 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議第 9 号 令和 2 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 1	議第 1 0 号 令和 3 年度三川町一般会計予算
日程第 1 2	議第 1 1 号 令和 3 年度三川町国民健康保険特別会計予算
日程第 1 3	議第 1 2 号 令和 3 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 4	議第 1 3 号 令和 3 年度三川町介護保険特別会計予算
日程第 1 5	議第 1 4 号 令和 3 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 1 6	議第 1 5 号 令和 3 年度三川町下水道事業特別会計予算

○議長発議により、予算審査特別委員会設置（審査付託）

日程第 1 7	請願第 1 号	「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる 3 0 人学級の実現」に関する請願
日程第 1 8	一般質問	1 名

○ 散 会

○議長（佐藤栄市議員） ただいまから令和3年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 小林茂吉議員、
4番 佐久間千佳議員、以上、2名を指名します。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 過般、議長の要請により、去る3月5日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和2年度各会計補正予算6件、令和3年度各会計予算6件、条例の設定及び改正13件、事件案件1件、人事案件4件、以上30件があり、この他に諸般報告2件、請願1件、施政方針3件、一般質問6名、議長提案の5件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日12日から24日までの13日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、令和2年度各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和3年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、委員会構成を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。その後、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、本日は通告順で1名の一般質問を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の13日から第6日目の17日まで、本会議は休会となります。

第7日目の18日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第8日目の19日から第10日目の21日まで、本会議は休会となります。

第11日目の22日は休会となり、午前9時30分から予算審査特別委員会を開会し、委員会構成の後、審議日程に沿って、12日目の23日まで予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査等では拘束しないこととします。

第13日目の最終日24日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例設定及び改正13件が上程

され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件4件がそれぞれ上程、質疑、採決となります。その後、議長発議1件が上程され、採決となります。次に、委員会発議4件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月24日までの13日間とすることに決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの13日間に決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会に関することについて及び除雪車による物損事故について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しましてご報告申し上げます。

お手元に配布の報告書をご参照願います。

三川町振興審議会に、三川町国土利用計画及び第4次三川町総合計画に係る令和3年度・令和4年度・令和5年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

- (1) 三川町国土利用計画の策定について
- (2) 第4次三川町総合計画に係る令和3年度・令和4年度・令和5年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

- (1) 令和2年11月19日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和2年度

第2回三川町振興審議会を招集した。

- (2) 委員14名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時28分に開会した。
- (3) 会長及び町長あいさつの後、会長が、議事録署名委員に、五十嵐芳子 委員、阿部 優 委員を指名した。
- (4) 議事に入り、三川町国土利用計画の策定について諮問し、企画調整課長が三川町国土利用計画の策定方針について説明を行った後、質疑及び意見交換を行い、午後3時11分に閉会した。
- (5) 令和3年1月21日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和2年度第3回三川町振興審議会を招集した。
- (6) 委員16名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時27分に開会した。
- (7) 任期満了に伴い、新たに18名の委員の任命を行った。
- (8) 町長あいさつの後、会長に五十嵐慶一 委員を互選した。
- (9) 会長あいさつの後、会長が、会長職務代理者に熊田洋勝 委員を、議事録署名委員に、前野修一 委員、青木 桂 委員を指名した。
- (10) 議事に入り、企画調整課長が三川町国土利用計画（案）について説明を行った後、意見交換を行い、午後2時47分に閉会した。
- (11) 令和3年2月22日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和2年度第4回三川町振興審議会を招集した。
- (12) 委員16名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (13) 会長及び町長あいさつの後、会長が、議事録署名委員に上野 千晶委員、町野 聡美 委員を指名した。
- (14) 議事に入り、第4次三川町総合計画に係る令和3年度・令和4年度・令和5年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (15) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定された。
- (16) 続いて、三川町国土利用計画策定の答申について、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後3時30分に閉会した。

4. 答申の内容 諮問した両計画の策定については、ともに原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 諮問した両計画、ともに無し

以上、三川町国土利用計画、及び第4次三川町総合計画に係る令和3年度・令和4年度・令和5年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和3年3月12日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

次に、除雪車による物損事故について、ご報告申し上げます。

本町におきましては、冬期間における安全な住民生活と円滑な地域経済活動の確保を図るため、通勤、通学等に必要な交通の確保に努め、除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、町有除雪車による物損事故が発生したものであります。

その概要につきましては、令和3年12月17日午後2時20分頃、押切中町地内の主要地方道余目加茂線において、町有除雪車が普通乗用車の右側後部に損傷を与えたものであります。

本件は、除雪車側の過失により損傷を与えたものであり、その復旧に必要な損害賠償額の15万3,868円を支払うことで合意したものであります。

今後とも作業員研修の充実とともに、担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時48分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。

(午前 9時55分)

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 令和3年3月議会定例会が開催されるにあたり、令和3年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

まずもって、この度執行されました町議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴されました10名の議会議員の皆さま、誠におめでとうでございます。改めてお祝いを申し上げますとともに、議員各位におかれましては、掲げた公約と政治姿勢に沿って、町民福祉の向上のためにご活躍されますことをご祈念申し上げます。

私にとりまして町政執行の重責を担わせていただけてから18年が経過いたしました。常に「町民の目線に立った対話」、そして「町民と向き合う町政」という基本姿勢の基

に、協働のまちづくりを目指し、安全・安心で住みよい町、町民の健康と福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに産業の振興に鋭意取り組んできたところであります。

本年度は、これまでのまちづくりを継承・発展させることを基本に、まちの将来像を「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」と定めた第4次三川町総合計画がスタートいたしますが、この将来像の実現に向けて、本計画の一層の推進を図り、各施策に積極的に取り組んでまいります。

さて、日本の経済は、長期化する新型コロナウイルスの影響を受け、企業の業績悪化による景気の下振れが懸念されており、依然として不透明な状況が続いていると言われております。こうした状況の中において、政府は、新型コロナウイルス感染拡大防止策をはじめ、社会保障の充実などを重点とした令和3年度政府予算案を閣議決定したところであり、その基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、前年度の当初予算対比で3.8%増の106兆6,097億円となり、当初予算としては9年連続で過去最大を更新するものであります。

一方、地方財政計画における地方財源については、地方税収入を3兆802億円、前年度比7.0%減と見込み、一般財源総額は6兆3,432億円で、前年度比0.5%の減となり、地方交付税は1兆7,438億円で5.1%の増、地方債は1兆2,407億円で21.2%の増となっております。

このような状況において、本町では健全な財政運営を堅持することを前提としながら、子育て支援の充実と健康・生きがいの推進、安全・安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、令和3年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず歳入につきましては、新型コロナウイルスの影響を鑑み、町税及び地方消費税交付金等の減額を見込んだところでありますが、地方交付税の増額、国及び県支出金等補助制度や地方債の活用、さらにふるさと基金、及び財政調整基金の繰り入れなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進し、町政発展の根幹となる第4次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症に対応する地方創生臨時交付金に関わる予算については、感染症予防対策及び地域経済対策として事業費を計上いたしました。

この結果、令和3年度の一般会計予算は52億3,900万円となり、対前年度比2.9%の減額となる予算を編成いたしました。なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、令和3年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず企画行政について申し上げます。

本年度からスタートいたします「第4次三川町総合計画」につきましては、協働によるまちづくりを基本理念とし、計画に掲げた町の将来像の実現に向け、各施策・事業を推進し、町民の安全・安心の暮らしの確保と福祉の向上に努めてまいります。

また、総合計画と同様に本年度からスタートいたします第2期「三川町まち・ひと・しご

と創生総合戦略」では、少子高齢化の進展に対応し、人口減少の抑制や地域経済の活性化を目指す各戦略について、総合計画事業と一体的に実施してまいります。

さらに、各種施策の推進にあたっては、効率的な行財政運営を図るため、PDCA サイクルの実施を基本として、行政評価による事務事業の見直しや改善に取り組んでまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、町内会活動の支援や町民、事業所等の多様な主体との連携を促進するとともに、広報広聴活動による町政情報の提供と共有に努めながら、住民ニーズの把握と地域課題の解決を図ってまいります。

地域開発推進事業につきましては、新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図る「みかわ産業団地」の拡張については、関係する計画の早期策定を目指すとともに、桜木地区における住宅地開発に関連する取り組みを推進し、定住人口の増加を目指してまいります。

また、広域行政の推進につきましては、庄内南部、北部のそれぞれの共生ビジョンに基づいた連携事業に取り組んでいるところでありますが、今後とも圏域の市町が持つ都市機能や地域資源を有効に活用し、相互に役割を分担しながら、必要な生活機能を確保し、住民の安全・安心な暮らしを守り、人口の定着を促進するとともに、潤いと賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

本町農業は、全国屈指の「米どころ」として良質米の安定的な生産と供給に取り組んでまいりましたが、近年の米価の低迷とともに、新型コロナウイルス感染症により、家庭消費が主であるつや姫、雪若丸については販売数量が増加したものの、全国的には外食産業等の米の消費が落ち込んでおり、厳しい状況に置かれています。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、農業所得の向上に主眼を置いた振興策の体系を再構築し、引き続きこだわりの米づくりを推進してまいります。また、園芸作物等による所得の獲得とともに、ICT 技術を活用した農業の効率化や農産物の高品質化を目指すスマート農業や土づくりの支援を一体的に推進してまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守等を支援する農用地の保全活動、農業生産に伴う環境への負荷低減を図る環境にやさしい農業を推進してまいります。

また、ゲリラ豪雨などの自然災害対策として実施しております「農村防災減災事業」につきましては、瀦地内の二丁堀排水機場に続き、本年度は二丁排水機場の稼働に向けて県や土地改良区との連携を密にし、取り組んでまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

町内の中小企業や小規模事業者は、商工業の総合的な発展と雇用の安定化という大きな役割を担っているところであり、経営体質の強化や事業所研修等の各種取り組みを行う出羽商工会を引き続き支援してまいります。

地域経済の活性化につきましては、本年度においても商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業を支援するとともに、特産品の開発につきましては、観光協会や町内事業者等との連携により推進してまいります。

観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症が心配されるところではありますが、例年開催しております季節ごとのイベント等について、創意と工夫により感染予防対策に万全を期して、できる限り開催し、交流人口の拡大と賑わいの創出、さらに地域経済の活性化を目指してまいります。また、三川町観光協会やみかわ振興公社等との連携の強化とともに、ふるさと応援寄附金制度の活用により、本町の魅力を全国に発信し、より多くの人に三川町を知ってもらい、訪れてもらえる機会となるよう推進してまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に万全を期し、安全・安心して利用できる施設としてのイメージを定着させながら利用客や収益の回復に努めてまいります。具体的には、コロナ禍に対応した集客イベントの開催や効果的な情報発信による新たな利用客の獲得、さらに地元住民の利用喚起に繋げる取り組みを強化してまいります。また、施設等の老朽化に伴う整備につきましても、計画的な改修に取り組んでまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

現代の社会構造や暮らしの変化に対応した新たな地域社会の再構築が課題となる中、この住み慣れた地域で、誰もが生きいきと自分らしく健康に暮らせるまちづくりが求められています。そのため、すべての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、助け合い、支え合いながらともに暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組む必要があります。令和3年度は、その実現を目指す「第4期地域福祉計画」の策定年となっており、町内会や社会福祉協議会をはじめとする各種機関・団体等との連携により、その策定に取り組んでまいります。

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を目前に控え、更なる高齢化が予想される中、本町におきましても核家族化の進展やライフスタイルの変化などから、単身高齢者や高齢者のみの世帯等が増加してきており、生活支援や介護サービス等のニーズがますます高まっていくと見込まれています。このような中においても、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるように、在宅での生活支援や健康の保持増進の取り組みとともに、町内会や老人クラブ等と連携しながら、地域における交流や生きがいがづくり活動を支援してまいります。

障害者福祉につきましては、その有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、ともに豊かに暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、その状況に応じたサービスの給付や情報提供、相談支援等を引き続き充実してまいります。また、障害者差別解消法に基づき、障害のある方々に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を定めた条例を制定し、共生社会の実現に向けて、町民や事業者等への啓発に取り組んでまいります。

子育てを取り巻く環境が年々変化している中、子育て世代の負担軽減を図るため、出産祝金の支給やひとり親家庭への支援等を継続してまいります。また、核家族化の進展や、家庭環境の悪化に起因したストレスの増大などによる児童虐待が懸念されており、要保護児童への適切な保護や支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を構成する機関・団体等と連携

を図りながら、虐待の早期発見、早期対応と未然防止に努めてまいります。

さらに、「子育て支援医療給付事業」につきましては、本町独自の施策として実施しております中学生までの入院及び通院医療費の完全無料化を継続してまいります。

保健関連事業につきましては、「人生100年時代」を見据え健康寿命延伸の重要性が叫ばれております。心身ともに元気で健やかに暮らしていくため、「第2次三川町健康づくり計画」に基づき、生活習慣病の予防やその管理、こころの健康づくりなどに対する健康増進施策を推進してまいります。また、特定健診や各種がん検診の受診勧奨、健康相談等については、健康意識の高揚や疾病予防、生活改善の普及とともに、個別の状況に合わせた保健指導を実施してまいります。

母子保健事業につきましては、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充を図るため、「母子健康包括支援センター」を活用し、妊産婦や保護者に対する相談体制の充実など、母子の健康の保持増進に関する包括的な支援体制を強化し、個々の状況に応じたきめ細かな対応に取り組んでまいります。

また、乳幼児・児童生徒の定期予防接種は、引き続き全額公費負担で実施するなど、国・県の動向を踏まえながら適切な対応に努めるとともに、成人・高齢者の予防接種についても、町民に広く周知しながら、関係機関と連携し取り組んでまいります。

全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、町民の方々の感染予防意識の醸成に努めながら、「新たな生活様式」の周知を図るなど、感染拡大の防止に努めてまいります。また、早期のワクチン接種に向けた体制を整備し、医療関係団体等との調整を図りながら、円滑に実施してまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず国民健康保険事業につきましては、県から示されました令和3年度の納付金額及び標準保険料率においては、本町の保険税率について改定する必要性が生じているところでありますが、本年度においては基金等を活用して、その引き上げ幅については極力抑制してまいり考えであります。

また、保険給付につきましては、県や国保連合会等との連携による適正化を推進するとともに、町民の自主的な健康づくり活動の支援や生活習慣の改善による疾病予防の推進など、地域におけるきめ細かな保健事業を展開してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、国保制度同様、種々の制度改正が計画されているところであり、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

また、昨年施行された健康保険法等の改正法による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、広域連合や国保連合会の支援を得ながら、その実施時期について検討してまいります。

介護保険事業につきましては、本年度から始まる「第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域でともに支え合い、健康で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するとともに、住民主体の活動組織の育成と支援に努めてまいります。

また、介護保険サービスの利用者や給付費は増加の傾向にありますが、今後とも安心して質の高い介護サービスを受けることができるように介護保険制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」の更なる推進を図るとともに、既存の介護保険サービス事業所や、昨年度、町内に開設されました訪問診療と訪問看護を行う医療機関等との連携により、在宅医療と介護の一体的なサービスの提供を推進してまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

町民の快適で利便性の高い生活基盤を支える道路や橋梁、下水道等のインフラ整備と自然と調和した住環境の保全に取り組んでまいります。

まず道路や橋梁につきましては、予防保全型管理による計画的な改修等に努めるとともに、本年度は「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、宮東橋橋梁補修工事の完成に向け、引き続き取り組んでまいります。

治水対策につきましては、国の治水事業計画の着実な推進とともに、支障木の伐採や土砂浚せつ等の河川改修について、関係機関と連携して強く要望してまいります。さらに、豪雨による浸水被害を防ぐための雨水排水量調査や道路側溝等の整備、改修に取り組んでまいります。

県道の交通ネットワークにつきましては、国道7号三川バイパスの4車線化や両田川橋の架け替え、県道東沼長沼余目線の東側延伸、主要地方道余目加茂線、藤島由良線の歩道等整備について、引き続き関係機関に要望してまいります。

住宅政策につきましては、若年層や子育て世代、高齢者、障害者等、多様な住宅ニーズに対応した生活環境の形成を支援してまいります。また、町営住宅については、長期的な視点に立った効率的かつ効果的な管理を実施してまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づいた老朽危険空き家の解体の促進等による生活環境の保全とともに、空き家バンクの取り組み等により、多種多様な利活用を推進してまいります。

公園や緑地等につきましては、「かわまちづくり整備事業」による赤川河川緑地ふれあい広場の整備を推進するとともに、関係機関との連携による快適で安全性の高い公園、緑地の整備と多面的な活用を推進してまいります。

環境衛生事業につきましては、町民との協働による環境美化や環境教育、広報・啓発活動等を通じて環境保全意識の醸成に努めてまいります。また、ごみ処理については、広域的な廃棄物処理を推進するとともに、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、家庭や事業所におけるリサイクル、リユース等の5Rによる減量化、再資源化に取り組んでまいります。さらに、地球温暖化対策については、関係機関・団体との連携により、自然環境に配慮した省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入の普及促進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道ストックマネジメント計画等に基づき、予防保全型管理を基本とした施設の計画的な改修等に取り組むとともに、本年度は経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、公営企業会計導入を目指した「地方公営企業法適用基本計画」を策定

いたします。また、農業集落排水事業につきましても、最適整備構想に基づき施設の計画的な改修等を図ってまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まず保育・幼児教育につきましては、核家族化や就労形態の多様化により3歳未満児の保育需要が増えている中、町内に新たな民間の認定こども園が開園することから、民間と公立の3園が連携を図りながら保育ニーズに対応し、子育て家庭を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、昨年度より子育て交流施設「テオトル」内において拡充した事業内容により運営しているところであります。今後とも、天候に左右されることなく、子どもたちが安全に安心して遊べる施設として、かつ、子育て相談や保護者同士の交流も促進しながら、子育て世代を支援してまいります。

放課後児童対策である学童保育所につきましてもテオトル内に移転し、さらに、事業主体が運営協議会方式から民間事業者に変更されたことにより、組織体制や事業も強化、充実が図られており、現在の学童保育事業が維持、継続されるよう、引き続き支援してまいります。

また、教育・福祉分野に関する子育て支援を一体的に行うため、組織体制を見直し、行政サービスの向上に努めてまいります。

学校教育につきましては、町の将来を担う子どもたちが、自分らしさを発揮し、心豊かに夢や希望を持って自己実現を果たすことができるよう、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を展開してまいります。また、1人1台のパソコン端末や校内通信ネットワークなどを活用したデジタル教科書や学習動画配信サービスによる、より分かりやすく深い学びの学習に取り組んでまいります。

教育施設整備につきましては、本年度、繰越予算を活用し、押切小学校長寿命化対策事業最終の第4期として校舎棟改修工事を実施してまいります。

社会教育・生涯学習につきましては、町民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、日常生活に潤いや生きがいを見つけることができるよう、テオトルや三川町公民館を活動拠点として多様な生涯学習機会の提供に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブと引き続き連携を図りながら、多くの町民の方々が運動を楽しむことのできる機会を提供してまいります。

以上、教育行政について総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、今後も住環境の整備などをはじめとする大規模事業に対応していく必要があることから、「三川町行財政改革推進プラン」に基づき、効率的かつ効果的な行政運営と健全財政の堅持に努めてまいります。また、行政事務の多様化や高度化に対応していくため、デジタル社会の進展を踏まえた情報通信技術の活用による業務の効率化を進めるとともに、引き続き、職員研修や人事評価制度の活用などにより、職員の資質向上に努め、行政サービスの向上を目指してまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

はじめに、消防防災体制につきましては、昨年の7月豪雨の教訓を踏まえ、各関係機関等との情報共有、連携強化を図るとともに、自主防災組織育成事業などによる町内会自主防災会の支援に努め、地域防災力の強化に取り組んでまいります。また、消防活動につきましては、消防三川分署との連携を基に、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努めるとともに、担い手不足の解消を目的とした機能別団員制度の活用により、消防団活動の強化を図ってまいります。

防犯対策につきましては、引き続き、警察署や防犯協会等と連携した防犯活動を展開し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、昨年は町内における交通事故発生件数とともに人身事故も大幅に減少しておりますが、残念ながら死亡事故が発生したところであります。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域を目指し、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上に努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く環境は少子高齢社会や地方分権社会の進展に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など迅速かつ適切な行政課題への対応が求められております。このような中、令和3年度からスタートする第4次総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、町民の皆さまとの対話を重視し、課題一つひとつに的確に対処しながら、行財政改革をさらに推進していくとともに、町民の福祉向上と町政の発展を目指し、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育委員会教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 令和3年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

日本は今、人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）をはじめとする技術革新が急速に進展する中、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が見えない状況にあり、個人の生活様式を含め社会全体が大きな変革を迫られております。学校教育においても同様であり、厳しい教育環境を柔軟に受けとめつつ、コロナ禍での学びの保障や新しい生活様式での授業形態などに取り組みながら、子どもたちが自立的に生き抜いていく力を育むことが課題であると認識しております。また、社会教育におきましても例年の活動は、ままたらぬ状況下に置かれていることも確かであります。

教育委員会といたしましては、こうした状況にあるからこそ学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任のもと、これまで以上に連携しながら子どもたちの豊かな学びを支援するとともに、町民一人ひとりが生涯学習活動を通して充実した生活を享受できる社会環境の実現に向けて、各般にわたる教育施策を推進してまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

核家族化や就労形態の多様化などにより3歳未満児の保育需要が増えている中、町内に新たな民間の認定こども園として「三川りっしょう子ども園」が4月に開園します。将来を担う幼児が、心身ともに健やかに成長できる環境を整えることは重要な課題であり、特に、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であります。そのため、民間のいのこ保育園と三川りっしょう子ども園、公立のみかわ保育園・幼稚園と3園が連携を図りながら多様な保育ニーズに応えるとともに、幼児が健康で安全に情緒的にも安定した生活を送りながら、自己を十分に発揮した活動ができるよう環境を整えてまいります。

子育て支援センターにつきましては、昨年7月より子育て交流施設「テオトル」内で民間事業者のノウハウを活用した業務委託方式により運営しております。天候に左右されることなく屋内の各種遊具等で乳幼児が安全に安心して遊べるよう配慮するとともに、子育て相談や保護者同士の交流機会も設定しながら事業展開を図り、子育て世代を支援してまいります。

放課後児童対策につきましても、学童保育所をテオトルに移転して民間事業者により運営されておりますが、共働き家庭の子どもたちが放課後に安心して過ごせる居場所となるよう、引き続き支援してまいります。

また、教育・福祉分野に関する子育て支援を一体的に行うため、組織体制を見直し、新たな体制により、行政サービスの向上に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

小学校から中学校までの義務教育9年間において「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来なくなる学校」を目標としながら、町の将来を担う子どもたちが自分らしさを発揮し、心豊かに、夢や希望をもって自己実現を果たすことができるよう、「知・徳・体」にわたる生きる力を育むための調和のとれた教育活動の展開に取り組んでまいります。新学習指導要領につきましては、本年度から中学校でも全面実施されることとなっており、この新学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を継続しながら、質の高い学びの実現に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの障害特性に応じて支援員を配置しながら、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育にも配慮した学習を展開してまいります。

教育環境の整備につきまして、安全・安心で快適な学習環境を整えるため、平成30年度から取り組んできました押切小学校の長寿命化対策事業は、第4期として校舎棟の改修工事を実施する予定であり、本年度で完了することとなります。また、昨年度に取り組みました情報通信技術（ICT）環境整備につきましては、児童生徒に1人1台のパソコン端末の整備と校内通信ネットワーク工事が完了したことから、本年度はこれらを活用し、デジタル教科書や学習動画配信サービスなどを使用した、より分かりやすく深まりのある学習に取り組んでまいります。

社会に開かれた教育課程の実現のため、「地域とともにある学校づくり」を目指して進めてまいりました学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールにつきましては、

昨年度3小学校に設置し、本年度から本格実施するものであり、地域の方々の協力をいただきながら、より良い組織体制となるよう事業を展開するとともに、中学校におきましても、令和4年度からの実施に向けて、その準備を進めてまいります。

また、子育て支援対策といたしまして、子どもたちが生活の中で抱えている様々な問題に対応するスクール・ソーシャル・ワーク・コーディネーターを配置し、子どもや保護者の心に寄り添い、その要因を捉えるとともに、家庭・学校・関係機関と調整・連携を図りながら問題の解決に取り組んでまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民一人ひとりが心豊かで健康的な生活を送るためには、それぞれの個性や能力を生かしながら、日常に潤いや生きがいを見つけることが大切であります。新型コロナウイルス感染症の発生による行動制限が続いておりますが、感染予防対策を万全に行いながら、可能な範囲でスポーツや生涯学習機会の提供に努めてまいります。

子育て交流施設「テオトル」の多目的ホールは、昨年7月の開所以来、各種イベントが開催されるなど多くの方々から利用していただいております。今後も三川町公民館とともに社会教育活動の拠点として、町内の各種団体の方々の自己表現や研修、交流の場として活発に利用され、親しまれる施設となるよう運営に努めてまいります。

各種公民館事業につきましては、町民講座や菜の花大学、青少年自然体験などの多様な企画の創出により、魅力ある学びの場となるよう事業を展開してまいります。

文化交流館「アトク先生の館」は、特長的な建築様式であり、かつ、山野草を含む四季折々の庭園景観を満喫できる施設であります。定期的な作品展示や雛人形展示、寺子屋教室、すまいるライブの開催などを行いながら、多くの方々にこの施設の魅力を知っていただくような事業展開と周知を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、各種スポーツ大会や教室を開催して、多くの町民の方々がスポーツやレクリエーションなどの運動を楽しむ機会を提供してまいります。

以上、令和3年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、大きく変革していく社会情勢の中、目標を達成するためには、家庭、学校、地域の教育に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが大切であります。

教育委員会といたしましては、町民憲章に掲げる「教養を高め、文化の薫る、のびゆく町」となるよう、各種事業を展開しながら教育行政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。教育委員会行政方針といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 令和3年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆる面において世界規模で甚大な影響を受けており、とりわけ経済面においては、感染拡大を防ぐために事業活動・経済活動が停止または縮小される結果となっております。農業分野においては、農産物価格の下落や政府が発表する米の需給見通しなどにも大きく影を落とし、農業従事者においても不安な日々が続いております。

そのような中ではありますが、農業は言うまでもなく、国民に食糧を供給する生命産業であり、農地である水田は、自然の治水ダムの役割を担うとともに、地下水涵養や多くの生き物を育むなどの多面的機能を有し、地域住民の安全で快適な生活を維持する環境インフラとして大きな役割を担っております。

農業委員会といたしましては、本町の基幹産業である農業の持続的発展と農業従事者の生活基盤の強化に努めるとともに、大切な農地を守り、活かし、次世代へ確実に引き継いでいくための取り組みとして、次の重点事項に取り組んでまいります。

1. 農地利用の集積及び集約化に向けた取り組み

農地利用の最適化を図るため、農地中間管理事業を行う公益財団法人やまがた農業支援センターとの連携を強化するとともに、町内全生産組織で策定された「人・農地プラン」を基に、地域農業の担い手に対する農地の利用集積及び集約化を促進してまいります。

2. 「人・農地プラン」への農業委員・農地利用最適化推進委員の参画

農地の集積及び集約化を促進するため、町と連携して、町内全生産組織が策定する「人・農地プラン」の定期的な見直しに対して、農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的に関わり、認定農業者や認定新規就農者などの担い手が営農を継続できる環境づくりに努めてまいります。

また、農地の賃貸借や売買に関する意向調査の実施、農地台帳及び地図情報の整備などにより、担い手への情報提供を行ってまいります。

3. 法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止への取り組み

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続きの厳正な履行に加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めるとともに、遊休農地や違法転用の発生防止を目的に、定期的な農地パトロールと改善指導に努めてまいります。

4. 情報提供活動の推進に向けた取り組み

「農業委員会広報みかわ」の発行や農業講演会の開催により、スマート農業や新技術等の紹介など農業者の暮らしと経営に役立つ情報の提供を引き続き実施してまいります。

農地を有効に活用し、地域農業の持続的発展を目指していくためには、地域、農業従事者、行政、農業関係団体など農業に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが必要であります。

農業委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症による不安定な世情にあっても農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、今、農業が抱える課題を克服すべく、これら重点事項の実現に向け、その責務を全うしてまいり所存でありますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、三川町農業委員会行政方針といたしま

す。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。
- 議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時45分)
- 議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前11時05分)
- 議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第4号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第11号)」、日程第6、議第5号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第7、議第6号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、日程第8、議第7号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、日程第9、議第8号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第10、議第9号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第4号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第11号)」、議第5号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、議第6号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、議第7号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、議第8号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、及び議第9号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第4号「令和2年度三川町一般会計補正予算(第11号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億607万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を77億2,663万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。その主なものを申し上げますと、1款議会費における減額補正、2款総務費については、財産管理費の追加補正、開発費、特別定額給付金等事業、及び三川町議会議員選挙費の減額補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費、及び老人福祉費の減額補正、障害者福祉費の追加補正、児童福祉総務費及び児童措置費の減額補正、保育園費の追加補正、子育て交流施設整備事業費の減額補正であり、4款衛生費については、予防費の追加補正、塵埃処理費の財源更正であります。

5款労働費については、労働諸費の減額補正であり、6款農林水産業費については、農業総務費の追加補正、農業振興費の減額補正、農地費の追加補正、農政対策費及び農村総合整備事業費の減額補正、7款商工費については、商工振興費及びいりろ火の里施設費の減額補正であり、8款土木費については、道路新設改良費の減額補正、橋梁維持費の追加補正であ

ります。

9款消防費については、防災費の減額補正、10款教育費については、小学校費における学校管理費の追加補正、教育振興費の減額補正、中学校費における教育振興費の減額補正、幼稚園費及び子育て交流施設費の減額補正であり、12款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、農林水産業費における豪雪災害等対策事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業、土木費における橋梁長寿命化対策事業、教育費における公共施設等長寿命化対策事業について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

第3表債務負担行為につきましては、大雨被害対策利子補給金及び三川町農業経営基盤強化資金利子助成補助金について、期間及び限度額を設定するものであります。

また、第4表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を11億6,510万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第5号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,608万5,000円を減額し、補正後の予算総額を6億8,572万6,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款保険給付費については、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の減額補正、傷病手当金の財源更正、3款国民健康保険事業費納付金及び6款保健事業費については財源更正であり、9款諸支出金については、一般被保険者保険税還付金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第6号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、補正後の予算総額を9,084万1,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料等負担金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641万円を減額し、補正後の予算総額を8億8,531万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の減額補正、2款介護給付費については、介護サービス等諸費など各費目にかかる財源更正、4款地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業にかかる減額補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第8号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万4,000円を減額し、補正後の予算総額を1億6,978万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります、1款総務費については、施設管理費の財源更正、2款公債費については、元金償還金の財源更正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を4,890万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第9号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ633万9,000円を減額し、補正後の予算総額を3億6,551万5,000円といたすものであります。

まず歳出であります、1款総務費については、一般管理費の財源更正、2款事業費における減額補正であり、3款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、事業費における下水道事業について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億90万円に減額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私の方から五つの質問をさせていただきたいと思っております。

一番初めに、14ページの2款1項4目会計管理費の説明部分にあるコンビニ事務手数料4万6,000円増の計画がありますが、今年度から始められた取り組みと聞いておりますが、今年の実績、成果についてお聞きいたします。

同じく14ページ、2款1款13目特別定額給付金事業費60万円の減額についてありますが、最終的には何人の方が給付金を受けられたのかお聞きいたします。

続きまして17ページ、4款1項2目予防費で、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業助成金400万円につきましてお聞きします。当初の予算では計上していなかったと思われませんが、今の時期にこの予算を計上した助成金は何ですか、お聞かせ願いたいと思っております。

続きまして18ページ、6款1項3目農業振興費、強い農業・担い手づくり総合支援事業

の減額についてお聞きします。

最後になりますが、同じく18ページ、6款1項5目農地費、土地改良施設等整備事業費に関して国からの補てんや事業費の前倒しなどもあり、3,083万円が増額されているようですが、内容についてお伺いいたします。昨年中、瀧団地にあります二丁堀排水機場では完成し稼働した日もありましたが、土口に建設中の二丁排水機場の工事の完成日の目安をお聞きしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 私の方からコンビニ収納事務手数料の関係についてご説明したいと思います。コンビニ収納につきましては、令和2年4月から全国のコンビニ等において町税、各種保険料、育英奨学資金などを納付できるようにしたものでございます。

こちらの実績についてですが、現在におきまして税の部分におきましては全体の3、4割が現金納付、金融機関それから役場の窓口の方で収めていただいている方になっております。その方のうちの約35%、3割以上の方が今回コンビニ納付を使用していただいたということで、当初予定よりも増えたという状態にあるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問2点ございました。

一つは特別定額給付金に関しましての最終的な給付人数が何人かというご質問でございました。これにつきましては令和2年4月22日を基準日といたしまして、本町では対象の人数が7,398人の対象がございましたが、そのうち給付された人数が7,394人の方々が給付を受けているというのが現状でございます。それに伴いましての予算の減額となります。

続きまして、4款1項2目予防費に計上しております新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業助成金についてです。この事業につきまして議員おっしゃるとおり今回初めて予算として計上させていただいたものでございます。これにつきましては町内の医療機関において新型コロナウイルスの感染が発生したという経過がございますが、それに伴い、その医療従事者の方々に対しましてどうしても、感染を蔓延させない、また家族への感染をさせないといったような観点から、医療従事者の方々が陽性者の治療にあたる経過も踏まえましてどうしても宿泊をしなければならないといったような状況に対しまして、その宿泊費の助成を図るというような観点から今回こちらの助成金の方を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 6款1項3目の農業振興費にございます強い農業・担い手づくり総合支援事業、こちらについての減額の内容ということでございました。こちらにつきましては、当初農業者の方から申請がございまして、その内容に沿いましてその事業に沿ったこの金額を計上したというところでございますが、県との協議の中でこの申請が残念ながら不採択になったということがございました。その中身につきましては、県との協議の中で別の事業の振り替えを進められたのですが、実はその振り替えをするには若干その要件が足りなかったということがございまして、本事業は不採択になってしまったというところ

でございます。それで本事業の額につきまして今回減額の補正を行ったというところでございます。

そして、6款1項5目の農地費でございます。土地改良施設等の整備事業ということで、京田川地区の農村防災減災事業の負担金の内容についてというご質問でございました。こちらにつきましては、令和2年度まで実施をいたしました負担金、こちらの生産調整額といたしまして1,530万円ほどの生産額がございました。それと令和3年度分の事業費の前倒しということで、国からの予算が付いたということで、今回こちらが1,552万3,000円ほどですが、こちらにつきまして補正をさせていただきまして、合わせまして3,083万円の補正額を計上したところでございます。

また、二丁排水機場の稼働の予定ということでございましたが、現時点ではこちらの方としましてもなるべく早く今年の梅雨前と言いますか、洪水発生予想前に完成をしていただきたいということで要望しておりましたが、実は昨年コンクリート打設の工事の時期にちょうどあの夏の大雨があったということがございました。その関係で工期が大きく遅れたということがございまして、現時点で県の方から稼働予定として示されている時期は本年の9月というところになっているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。歳出に関しまして3点ほど質問させていただきたいと思っております。

一番初めに新型コロナウイルス感染対応医療従事者支援事業に関しまして、内容につきましては理解できましたが、どのような使い方を考えているのか。私が思うところに、先般クラスターが発生した三川病院なども入っているのかなと思われそうですが、400万円増額の根拠と、他に支援する形はなかったのか、再度お聞かせ願いたいと思っております。

2点目、強い農業・担い手づくり総合支援事業に関しまして、この事業に関しましては町民に対して十分理解は浸透していると私は感じております。スマート農業にしる、今のニーズに合ったものを取り入れていかなければならないし、水稻プラス園芸部門に特化した三川ブランドの立ち上げも含め、利益の出る施策を願いたいものだと思っております。

最後になりますが、土地改良施設等整備事業に関しまして、当初の計画よりかなり遅れているように思われます。今の答弁でも秋頃といったような話はありませんでしたが、地域住民からは昨年の夏場の水害に関しても完成していたら農産物の被害も軽減できたのではないかとといった声も上がっております。これ以上工事が遅れないよう関係機関と連絡をとりながら地域住民にその都度情報の提供をお願いしたいと思います。以上よろしくお願いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました新型コロナウイルスの感染症対応の医療従事者支援事業助成金につきまして、この助成金につきましての財源といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、この事業の財源とさせていただきます。この臨時交付金の活用にあたりまして医療従事者が安心して働ける体制を整備するという目的に合致したものであるということで、今回この事業を

起こしたわけですが、この交付金の方を活用させていただいて、その上で医療従事者の方々が安心して働ける環境を作るということで、今回そういった感染が発生してしまった病院の中で感染者の治療にあたらなければならなかったといった事実がございました。その中では感染するリスクも当然高くなるわけで、その方々がご自宅に帰れば当然家族の方への感染であるとか、さらには地域の方々への感染であるとか、そういった第2次、第3次の感染の被害の危険性があるというようなことで、当該医療機関の方での判断といたしまして、近くのホテル等の宿泊施設を活用して地域感染・家族感染を防ぐというような手立てをとったということでございます。

それに対しまして、先程申し上げましたとおり臨時交付金の趣旨に合致するというように理解をいたしまして、今回町といたしましては助成金の方を計上いたしたところでございますが、この400万円の根拠につきましては、この感染が発生していた期間、この間に宿泊をされていた方々の総人数、それに対しまして、なかなか財源的な部分で全額とはいかなかったのですが、こちらの方の考え方といたしましては、ほぼ半額程度と、一般的な宿泊施設の半額程度の助成金とその宿泊日数、その中での積算をいたしまして400万円という金額を計上させていただいたものでございます。

また、他の支援策はなかったのかというようなお話でございましたが、こちらに関しましては国または県等にも照会をしまして、こういった状況の中で医療機関の方で大変の支出と言いますか、様々な経費がかかったということの中でのお願いをしたところでありましたが、これに該当する補助金等はなく、今回は逆に県の方から臨時交付金の方を活用したらどうかというようなお話があったものですから、このような形で予算計上をさせてもらったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 強い農業・担い手づくり総合支援事業についてのご質問がございました。先程のご質問の中にもございましたが、実は先程の町の施政方針の中にもございましたが、本町におきましては農業所得の向上に主眼を置いて振興策を構築していくと、こだわりの米づくりを推進するとともに園芸作物による所得の獲得、さらにはICT技術を活用した農業の効率化、あるいは農産物の高品質化、あるいはスマート農業、土づくり、こちらを一体的に推進してまいりたいということで、こちらの施策を実施して、農業所得の向上に繋がるように様々な施策を実施してまいりたいということで考えているところでございます。

そしてもう1点、土地改良施設整備事業でございました。先程お話ありましたとおりに、残念ながら本来であれば令和2年度中に二丁排水機場の完成をできれば良かったのですが、諸般の事情によりましてこれが完成にいたらなかったと。先程もお話しましたが、県からも国に働きかけをしていただきまして、令和3年度事業費の先取りという形で予算を付けていただいております。町としましても県に対してなるべく早期の稼働になるように工事の進捗を図っていただくようにこれからも要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私から数点お伺いします。

初めに5ページの繰越明許費、農林水産業費の基幹水利施設ストックマネジメント事業でありますが、事業名からすると沖堰排水機場の修繕工事に関わるものかと思えます。次年度への繰越明許になる要因についてお伺いしたいと思います。

次に、ただいまも同僚議員から質問ありました特別定額給付金であります。給付人数は今お答えいただきましたが、この60万円の減額について、給付されなかった方の分としてよかったですか確認させていただきたいと思えます。

18ページの農業振興費、先進農業見聞支援事業費補助金100万円の減額、全額の減額となるかと思えますが、この要因についてお伺いしたいと思います。

最後に21ページの下段、防災費の中で危機管理専門員基準報酬ということで、危機管理専門員は現在欠員となっておりますけれども、防災体制はどのようになっておられるかお伺いしたいと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問ありました繰り越し事業の内容ということでございますが、実は先程ご指摘ありましたとおり本事業の内容につきましては、沖堰排水機場のポンプの故障に係る修繕費ということになってございます。こちらにつきましては補助金を活用しての修繕ということになります。実際のこちらの方の工場が大阪の方にある工場ですが、その工場の方で暮れから年明けぐらいですが、いわゆる新型コロナウイルス感染症の拡大ということで工場の稼働が想定した稼働ができなかったということで、請負の業者の方から年度内、期日内の完成が見込めないというような申し出があったところでございます。そこで、内容を精査いたしまして、繰り越し事業ということで今回議案の方に上程させていただいたところでございます。

そして、18ページ目の6款1項3目の新農業所得向上改革推進事業の先進農業見聞支援事業補助金ということで、実はこの新農業所得向上改革推進事業につきましては今年度から新たに創設をいたしまして、スマート農業あるいはこの先進農業を広く見聞していただいて、農業者の意識及び見聞を広めていただくということで設定をしたところでございます。ただ残念ながら、こちらにも新型コロナウイルス感染症の関係がございまして、移動がかなり大きく制限をされたということで、予算作成の段階で何名の方からこういうところに行つてこういう見聞を広めたいというような申し出もあったところでございますけれども、残念ながら実施できなかったということで今回減額の補正をさせていただいたところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました14ページの特別定額給付金につきまして、この60万円の減額の理由でございましたが、こちらに関しましては、当初7億4,000万円の特別定額給付金の方を予算化したところでございます。その中で最終的には7,394人という給付者の確定に応じまして差し引き60万円の減額となりました。ただ60万円というのがすべて今回辞退された方々の人数とはイコールにならないところですが、辞

退者は4人、今回の給付について辞退をされています。ただ予算計上した時点で基準日が4月21日だったものですから、新生児等が産まれるということも踏まえまして、少しその辺を予測と申しますか、その辺を踏まえた上で予算計上したところでもありますので、このような形で60万円の減額になったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 21ページの防災費の中の危機管理専門員の減額に関わっての現在危機管理専門員不在の中での防災体制に関するご質問でありましたけれども、当初この危機管理専門員の配置にあたりましては、平成30年の6月から配置したわけでございます。その当時本町では地域防災計画の見直し、それからハザードマップの見直しという大きな二つの課題を抱えておりまして、その際に専門員の方のご紹介があったものですから、非常に専門的な知見を要する方ということで平成30年6月から配置していただいて、平成31年3月には防災計画とハザードマップの見直しの改定を終えたところでございます。さらに平成31年、それから令和元年にかけては専門員の方からは周知の方にも努めていただいて、特に町内会を主体とした防災講話等にも多く出席していただいて、この町の防災についてのそういった町民に対する周知活動についても非常にご尽力いただいたところでありました。

今回令和2年においても予算化して在籍を見込んでいたわけでございますけれども都合によりということで不在となりまして、その後、年度当初各消防関係の方、あるいは自衛隊関係の方にも声掛けをしてお紹介を呼びかけたところでありましたけれども、なかなか見合う人材が探せなかったという現状でございます。

現在については正職員が2名配置しているところでありますので、この職員体制の中でそういった防災の周知活動でありますとか、来年度以降につきましても今後各種計画の見直し等も控えておりますので、その部分につきましても職員のそれぞれ研修等の中で、あるいは各関係機関から情報収集しながら対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 基幹水利施設ストックマネジメント事業、沖堰排水機場の件であります。新型コロナウイルスの影響で工場が動かないと、部品調達が滞っているということからの工事の遅れということで理解いたしました。完了予定はいつ頃を見込んでいいものか、冬季ということで大雨等はあまり危惧されない時期ではあります。今後梅雨時期までかかるのかどうか。また、現在片方のポンプは稼働できない状況にあらうかと思っております。万が一大雨が降った場合の対策等ができていますのかどうかお伺いしたいと思います。

先進農業見聞支援事業であります。これもまた新型コロナウイルスの影響ということでなかなか県外に出られない、また様々な移動等の規制があつて実現できなかったということでもあります。また、申し込みがあつたというようなことでもありますけれども、やはり先進地の視察ということは非常に有効なことだと思っておりますし、違った形でもとられたのかなと思うところであります。継続してこういった事業が進められるのかどうかお伺いしたいと思います。

特別定額給付金について60万円の残額ということで理解いたしました。また辞退者というのは4名ということでした。連絡が付かなかった方というのはおられなかったのか。町内に住所を置いてすべての方に連絡が付けたのかどうかを確認させていただきたいと思います。

最後に危機管理専門員の件であります。欠員において2名の職員が危機管理にあたっているというような答弁だったと思います。自然災害、大雨、地震等の発生が多くなっている中で、職員少数の中での対応というものが非常に懸念されていると、多くの自治体でそういった報道もあります。昨年の7月の豪雨の際にもあったわけですが、やはり専任の職員を置くべきというような報道もありました。職員ですとやはり異動等が伴いますので、人事異動等があるとまた新任者、一から勉強を始めなければならないということで、やはり専従者の登用は貴重なものだと思いますが、今後の考えについてもう一度お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の沖堰排水機場の工事の状況ということでございました。今回の繰り越しに係りまして完成の予定につきましては、梅雨前の6月を予定しているところでございます。

そして、先進農業見聞支援事業補助金でございますが、今年度あるいは令和2年度につきましては新型コロナウイルスの発生状況ということで実施ができなかったということで、来年度につきましてもこの新型コロナウイルスの状況につきましての改善状況、感染の拡大防止状況等が不透明であるということで、実は令和3年度にも本予算は計上しておらないというところでございます。その分と言ってはあれですが、新たな支援策といたしまして、先程話をいたしました、スマート農業あるいは土づくり支援というところに重点を置いて、この新型コロナウイルス感染症拡大予防が進んで、いわゆる国内外の移動、この移動の制限がなくなって先進地視察における活動、あるいは研修が十分に可能であろうという判断になりましたら、その際にはまた先進農業見聞支援事業についても検討してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 特別定額給付金について、今回の申請がすべての方々からなされたかどうかというご質問かと思えます。今回の対象となる人数は7,398人で給付をされた方が7,394人ということでございます。4人の辞退者の方々からもそれぞれご連絡をいただいた上で、申請の中で辞退をするというような申し出があったということで、今回三川町での定額給付金の給付にあたりましては、すべての方とご連絡がとれてその上での給付、それから辞退の申し入れを受けたというような状況にございます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 災害時における体制として専従者の必要性というのは十分認識しておりますが、どうしても職員の人事異動等が伴う場合、そういった部分を補完するものとしては、やはりマニュアル整備等が必要ではないかと考えております。それから、それぞれ職員の方には年度当初に災害の度合いに応じて招集する職員をあらかじめ決めておりま

して、災害の程度によりまして一次配備、その後の二次配備等、あるいは全職員が登庁する段階とか、そういったことをあらかじめ初動体制マニュアルで組んでいるところでございます。緊急時におきましては、そういった全町体制で臨むこととしておりますので、職員がそれぞれ協力し合いながら、自分の専門分野以外であってもそれぞれ補完してそういった災害時の対応に努めてまいるものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から数点質問させていただきたいと思います。まず一般会計補正予算の方から質問させていただきます。

まず歳入の10ページになります。国庫補助金ということで社会資本整備総合交付金、こちら4,400万円ほど減額になっております。こちら減額になっている要因、詳細等の説明をいただければと思います。

また、これに関連しますけれども、例年ですとこの時期にかわまちづくり整備事業というものの減額が補正として上がってきたのかなと思っておりますけれども、今回かわまちづくり整備事業が減額になっていないということで、満額の交付になったのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

続きまして歳出の方になります。

17ページであります。先程同僚議員も質問されておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策医療従事者支援事業であります。近隣の宿泊費の半額程度をまず助成・支援するということでの説明でありましたけれども、財源を臨時交付金で充てるということで、まだ新型コロナウイルスの終息の目処が立っていないわけであります。ワクチン等も今後の話ですので、例えばですが、2回目のクラスターが起きたときにどういう対応になるかとか、あとは医療機関というのが町内にも訪問介護等をしている医療機関もありますし、そういった医療機関において例えばクラスター等が起きてしまった場合、同じような対応で向かうのかどうか、この辺再度お伺いしたいと思います。

続いて20ページであります。道路橋梁費の中にあります道路舗装事業、また防雪対策事業ということで皆減になっておりますけれども、どの箇所の工事を取りやめにしたのか、減額の要因を説明いただきたいと思います。

最後になります。国民健康保険特別会計補正予算の方でありますけれども、歳入の3ページになります。保険者努力支援分ということで増額になっておりますが、こちらの要因の説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） それでは最初に歳入の国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減額の要因であります。こちらにつきましては、今年度の事業として行っております橋梁の改修工事であります宮東橋の補修工事並びに文六橋の掛替工事について、当初社会資本整備総合交付金で予算計上しておったところですが、これが道路メンテナンス事業補助金に切り替わったことでの減額の要因となっております。その分、道路メンテナンス事業費補助金が増額になっているというのが主な要因となっております。

あと、かわまちづくり整備事業の補正につきましては、先に補正予算でその金額の変更を行っているというところでありますので、今回の3月補正には計上していないというものであります。

あと、歳出の20ページになりますけれども、道路舗装事業につきましては、こちらの減額の要因であります。今年度横川横山線の道路改良工事、また小尺横山線の地質調査業務並びに宮東押切新田線の道路改良工事を行っております。その中で一番大きな要因としては、宮東押切新田線の道路改良工事におきまして、当初予定した金額よりも設計を行った結果、また請差により相当の金額が減額になったというものであります。その具体的な金額におきましては、完成後におきまして約1,450万円というような工事費の内容となっております。600万円弱の事業費が減額になったというのが大きい要因となっております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援事業におきます助成金について、こちらの方での助成金を活用する際に、医療機関で2回目のクラスターが起きた場合どのような対応をされるのかというご質問がございましたが、今現在400万円の助成金の方を予算計上させていただいた中で、もし同様の機関の方でまた感染が起きたら、院内クラスターが発生したというような際には、この予算の範囲内であればこの中で対応となるわけですが、院内クラスターになるとかなり大規模な形になりますので、医療従事者の方々、多くの方々がそういったホテル等への宿泊というような対応をまたとらなければならないというように考えられます。その場合は、今回の事業費にあたっては、先程言ったとおり臨時交付金の方を使っただけの原資ではあるわけですが、町の方でも財源支出が可能かどうか要検討する中で対応を協議してまいりたいというような形になると思っております。

それから、二つ目の訪問介護医療機関についても感染が発生した場合に同じような対応がとれるのかというようなお話でございましたが、今回のこの助成金に関しましては入院患者がいる医療機関を対象にするものでございまして、その入院された患者が陽性であり、その患者をその医療機関において治療していかなければならない。その際に関わる医療従事者の方々に対しての宿泊支援でございますので、訪問介護の医療機関に関しましては、ご自宅の方に訪問されてもし感染されたという場合は、庄内管内では大きな病院の方に入院をするというような措置になりますので、この事業については該当しないものと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 国民健康保険税の保険者努力支援制度についてご説明したいと思います。この制度につきましては、町が加入者の健康づくりなど医療費適正化等の事業を行っているところでありますけれども、この取り組み、実績を基に点数化をして点数によって評価し、県を通じて国庫交付金の方が町に入ってくるというようなものになってございます。なお、事業の内容につきましては、前年度の実績等を見て当年度の金額を算定しているものになってございます。今回の金額につきましては、昨年度に見込んだものよりも実績、県の方から通知が来た実績の方が増額になったということで補正をさせていただいたものになってございます。

- 議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 0時03分)
- 議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時00分)
- 議長（佐藤栄市議員） 産業振興課長より答弁で訂正したい旨の申し出がありましたのでこれを許可します。須藤産業振興課長。
- 説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程ご質問がありました、繰越明許費の農林水産業費の基幹水利施設ストックマネジメント事業の中で、ご質問の中でポンプが1台稼働の際の対応というご質問がございました。こちらについての答弁が漏れておりましたので、ご答弁申し上げます。修理の間のポンプ設置が1台の稼働の際に仮設ポンプを設置いたしまして、こちらについての対応ということと考えているところでございます。以上です。
- 議長（佐藤栄市議員） 質疑を続行します。4番 佐久間千佳議員。
- 4番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業費補助金ということで振り替えになっているということでありました。こちら差異が100万円ほど出ておりますが、差異についての説明、また補助金に振り替えられた経緯等もう一度説明いただければと思います。
- 続いて、新型コロナウイルス感染症に関する件でありますけれども、予算の範囲内であれば2度目、起こった際には対応したいということでありましたけれども、臨時交付金の性質上、いわゆる新年度になってからの対応というのがどのぐらいの時期になるかというタイミングもあろうかと思いますが、この予算の範囲内に収まらなかった場合、財源として一般財源から出されるのかどうか、対応をもう一度お伺いしたいと思いますし、1回目の助成ということで、発生した昨年12月に遡って助成対象になるのかどうか、その期間についても再度説明をいただきたいと思います。
- 道路舗装事業の件でありますけれども、いわゆる事業の請差だという説明でありますし、防雪対策事業の説明をいただいているとは思いますが、再度お伺いしたいと思いますけれども、防雪対策事業に関しましては中身を見ますと、調査測量設計、こちらが大幅に減額になっているということで、事業自体されなかったのではないかという形で数字だけを見れば思うわけですが、事業をされなかったのかどうか、その要因等を説明いただきたいと思いますが、もしその事業がされなかった場合、新年度におけるその事業の序列等どのように考えているのかお伺いしたいと思います。
- 最後になりますが、国民健康保険の特別会計、保険者努力支援分ということで、どのような事業が加点対象になるのかどうか、前年実績と比較してということでしたけれども、どのような事業が加点対象になったのか、またこの事業に対する上限等あるのかどうかというところを再度お伺いしたいと思います。以上です。
- 議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。
- 説明員（丸山誠司建設環境課長） それでは歳入の土木費、国庫補助金における社会資本整備総合交付金と道路メンテナンス事業費補助金との具体的な差異でありますけれども、社会資本整備総合交付金におきまして、当初宮東橋もこちらに計上しておったところですが、この宮東橋におきましては4,042万5,000円減という内容になっております。またその他に社会

資本整備総合交付金としましては横川横山線の道路改良工事、こちらが67万3,000円の減、横川横山線の防雪柵設置工事の関連は320万8,000円の減、また除雪対策費の部分として28万8,000円の減となっております。次に道路メンテナンス事業費補助金におきましては宮東橋における補助金が4,004万円。さらに文六橋の架替工事の部分が、こちらが当初社会資本整備総合交付金には計上しておらなかったところですが、道路メンテナンス事業費補助金において追加で対象になったというところで、343万2,000円の増というような内容となっております。社会資本整備総合交付金という補助金があるわけですが、さらに国土交通省のメニューとして道路メンテナンス事業費補助金ということで、さらに活用しやすい補助金として設定されたという部分で、こちらに移行させていただいたという内容であります。

続きまして、歳出の20ページになりますが、防雪対策事業におきますこの減額についてであります。調査測量設計業務委託料、こちらの減額の要因としましては当初において横川横山線における防雪柵設置工事のための地質調査業務、また設計業務を想定しておったところではありますが、今年度におきましては地質調査業務を実施いたしております。地質調査業務を除いた金額を減額とさせていただくものであります。今年度に設計業務を行わなかったという部分につきましては、当初、来年度以降工事を行う予定では考えておったわけですが、総合計画等によって検討した結果、工事を延期するという形になったところでありまして、翌年度工事を行わない場合においては補助金等を執行するという部分で県との協議等を行ったところではありますが、今年度の執行には至らなかったというところでもあります。また、備品購入費における減額につきましては、これはロータリー除雪車を今年度購入したわけではありますが、こちらの請差によるというものであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 初めに、17ページの医療従事者支援事業助成金に関わる部分で財源についての考え方について私の方から説明を申し上げます。国においては本年2月になってから令和2年度の第3次の補正予算が組まれておりまして、自治体に交付される地方創生臨時交付金につきましても第1次第2次に加えて第3次の交付金がさらに追加されるということで、2月になってから情報があつたところでございます。それについては令和2年度の期間で使用しても構わないし、令和3年度以降の経費についても充てることができるということで把握しております。そして2月になってからのことでしたので、本町においては現在賛助交付金としまして、8,700万円ほどの設定で本町の方に配分される予定でございますが、そのうちの6,000万円ほどについては当初予算の方にすでに盛り込んだところでございます。昨年度からの継続事業が主なものでございますけれども、そういったことで仮に質問にあつたような、更なるこういった支援が必要になった場合については財源等の活用についても状況によっては検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 医療従事者支援事業助成金の期間についてでございますけれども、これは昨年新型コロナウイルスが発生しました12月の日付から、令和3年3月31日までの期間を対象期間と考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 国民健康保険における保険者努力支援ということで説明いたします。先程もご説明いたしました、保険者努力支援分、こちらにつきましては町の加入者の健康づくりなど、医療費の適正化に関する取り組みを行っているということで、内容といたしましてはがん検診、歯科検診、後発医療品の使用割合、国民健康保険税の収納控除の対策など、国の支援する医療費適正化に関する取り組み、こちらの方を点数によって評価している制度になります。

こちらにつきましては国の方で内容を示しておりまして、その内容を達成したかしないかで金額を定めているものになってございます。その金額につきましては国の予算で定められているところもありますので、その範疇での支給ということで、町の努力でメニューと合った段階で、増額ということはあるということでございます。なお、今回お示した補正予算につきましては特別調整交付金ということで、国から県を通じて上乗せとなって交付されたというものになってございまして、内容的には令和元年度の実績、こちらの方をもとに県の方で割り振り、配分を定めて令和2年度に支給されたというものになってございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは私からいささか細かいところの質問で恐縮ですが、4点ほど質問させていただきます。まず最初に17ページになります。3款2項5目の子育て交流施設整備事業費に関してですが、当初予算1億2,700万円から5,000万円の減額補正ということで約4割を超える減額補正になっておりますが、当初計画した事業のどういったところが見直してこれだけの不用額が発生したのかというところの説明をお願いしたいと思います。

それから二つ目が20ページになりますけれども、7款1項商工費、いろり火の里施設費に関しての質問であります。これについては財源の更正が行われたものというふうに読み取っているわけですが、つまりは大規模改修工事請負費が1,000万円減額になる。この工事費の財源内訳につきましては当初の予算では基金2項目を財源として予算計上されているわけです。1,000万円の減額にもかかわらず財源内訳のその他、つまりは基金のとりくずし業務を900万円とどめているということ、そしてもう一つの項目であります新型コロナウイルス対策の経営難に対しての緊急対策支援助成金ということで、5,000万円の予算が補正予算で計上された、6月議会では一般財源だったものが7月の臨時会では地方創生臨時交付金に5,000万円全額が振り替えになったということで、この支援金についてはいろいろと議会でも議論を生じた内容でございましたのですが、これについては今回800万円の減額になるというものの、この財源たる臨時交付金、国県支出金が900万円という減額になっている、この財源の内訳について確認したいと思います。補正予算書を見る限りでは改修工事費の基金とりくずしの100万円を戻さずに、この支援助成金の財源に振り替えしたのではないかと、いうふうに読み取れるわけですが、そもそも温泉基金、ふるさと基金についてはいろり火の里の施設の改修工事費に充てるという名目での基金の運用を図っているところですので、支援助成金に充てるということについてはいささか疑義が生じますので、その辺を確認したいと

思います。

次に三つ目ですが、少し前に戻っていただきまして、下の17ページの3款2項2目、児童措置費の内容について確認したいと思います。補正予算書については児童手当の400万円の減ということになっておりまして、これについては歳入の方の10ページ、それから11ページにそれぞれ国からの負担金、313万3,000円、そして県からの負担金43万3,000円が減額になっておりますので、この財源が減額になっているというように理解できるのですが、さらには300万円ほどこの減額に対して追加の補正がされている。国県支出金が300万円追加になった結果、差し引きで566万円の減額になっているということではありますが、先日いただきました別紙の資料から見ますと、おそらく新生児特別応援金という山形県独自の事業として展開されている新生児子育て特別応援金の財源であった臨時交付金の300万円がここに流用されたのではなかろうかと感じているところですが、その辺の財源更正の内容について確認したいと思います。

そしてもう一つがその上のページ、16ページになりますが、同じ款項の1目児童福祉総務費についてです。ここに載っています、説明欄では子育て支援センター事業とそれから学童保育支援事業の減額ということで説明欄に載っておるわけですが、この財源の内訳について見たところではそれぞれの事業に関わる国、県の支出金として歳入の15款2項2目、国からの子ども子育て支援交付金の236万2,000円、それから、16款2項2目の県からの補助金になりますが、保育対策促進事業補助金とか、放課後児童健全育成事業等補助金25万7,000円、219万4,000円、これが減額になって国県支出金の財源内訳に載っていると思いますけれども、さらに10万円の減額がなされているというところまでして、この10万円の減額というものについては、先日いただいた資料から見るところでは、ひとり親支援事業、町単独事業でありました地方創生臨時交付金、ひとり親家庭支援事業からの財源、臨時交付金を10万円減じた内容かなというように読み取っているところですが、その解釈内容で間違いのないか一旦確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 17ページ、子育て交流施設整備事業の減額の要因についてお答え申し上げます。ご存知のとおり子育て交流施設の建設にあたりましては令和元年と令和2年度にまたがる2ヵ年の事業であります。令和元年度に工事等にかかる契約を行っておりますが、令和2年度分につきましては当初から債務負担行為設定をいたしておりました。そういったことから年度当初、令和2年度に工事費で8,400万円ほどの金額を計上していたところであります。その他の部分につきましては備品購入費等ではありますが、その工事費につきまして請差等が生じていることから、この精算ということで今回不用額を減額補正するという内容であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 財源に関して3点ほどのご質問がありましたので私の方からお答えを申し上げます。

初めに、20ページのいろり火の里施設費にかかる財源の部分でございますが、確かにこ

これは目単位で見ますと、一般財源の振り替えのように見えますが、実際には右の説明欄にありますとおり、大規模改修事業とそれから緊急対策支援助成金という二つの事業に分かれておりまして、この二つの事業をそれぞれ申し上げますと、大規模改修工事については補正予算歳出が1,000万円の減額、それに対してふるさと基金を900万円の減額、そして一般財源が100万円の減額という、まずは一つの財源更正となります。もう一つ、緊急対策支援助成金については800万円の減額に対しまして、臨時交付金であります国庫支出金を900万円の減額、したがって一般財源は逆にプラスの100万円ということで一般財源は先程の100万円の減額とこちらの増にした100万円とで目単位にしますとこのとおりゼロになってしまっ出てなくなってしまうことになるわけでございます。

また、この800万円の減額に対して900万円の減としたそもそもの部分でございますけれども、これについては先の9月定例会においてもこのいろり火の里施設費の財源については鈴木淳士議員からご質問があったところでございまして、その際に5,000万円の全額交付というのは非常に後で不用額が生じるのではないかとといったご発言があります。その際の不用額が生じた場合の対処方法について説明を申し上げたところでございますけれども、その際にも申し上げましたが、他の事業に振り替えるといった場合は当然補正予算の措置が必要なのではないかといったことを言われておりますので、今回が補正予算の対応という形となります。交付金の場合全額交付するためには事業費をすべて使い切るといったことが条件となりますので、今回のようにまだ年度途中の執行の部分がありまして、今回800万円の減としましたが、これが上限額というように捉えていただきたいと思っております。残額4,200万円がありますが、4,200万円をすべて使い切るといふことには決算上はならないと私どもは思っておりますので、その内輪の中で交付金を過充当とならないために決算を見越した形で減額、交付金の充当額を減らしたと、そしてその部分を逆に他の事業の方に振り向けたところでございます。

参考資料ということで皆さま方の方に今回配付させていただきましたけれども、その2ページ目、3ページ目の方に記載してありますが、今回16の事業にわたってそれぞれ財源の振り替えを行っております。この16事業のうち12事業については決算等において不用額が生じる見込みであったということで、12事業については交付金の充当を減らして、逆に今回の医療費の助成のような新たな部分に活用したいといったようなことから、4事業については逆にプラス、そのプラスした中には特に年度の後半でしたけれども交付金をすべて充当した関係から、後半については一般財源等で設置したこういった経済対策が多数あったところでございますので、その部分について精査を行ってこの臨時交付金の有効活用をはかることによって一般財源の方を今回基金、財務調整基金等の積み立ての方に回したいということで財政サイドとしては考えていたところでございます。このようなことでいろり火の里についてはこのような内訳としたところでございます。

それから、2点目の17ページの児童措置費、ここも非常に分かりにくくなってございます。国庫支出金が56万6,000円の減ということで、先程質問者からあったとおり、国庫の児童手当負担金が313万3,000円の減、それから県の児童手当負担金が43万3,000円の減、

これに児童措置費に充てる臨時交付金として300万円のプラスと、結果としてこちらの56万6,000円の減となってございます。この300万円の充当にあたりましては同じく参考資料の2ページ目の5段目の方に書いてございますが、新生児子育て特別応援寄附金の事業に充てるものとして記載されておりますが、この目の計上にあたってはこの事業以外に昨年5月18日に専決でご承認いただいた子育て世帯臨時特別給付金という町の単独事業もございましたので、そちらの方が見込みよりも多くなったということでこちらの新生児子育て特別応援寄附金プラス子育て世帯臨時特別給付金の増額分をプラスしてのトータルでの300万円ということでご理解いただきたいと思います。

それから16ページの児童福祉総務費の財源内訳でございますが、それについては同じように説明があったとおりでありまして、この中にひとり親家庭支援事業の臨時交付金10万円の減額が含まれているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 子育て交流施設については経過が分かりました。ありがとうございます。問題は財源更正の内容についてであります。一つ目、いろり火の里推進事業に関して総務課長の方から説明がありましたが、甚だ疑問に感ずるのがこの900万円ずつの変動の内訳として、改修工事請負費については1,000万円の減額に対して、基金のとりくずしの減は900万円、そして一般財源を100万円減額するということだったのですが、減額すべき一般財源はいつの段階で補正予算化になったのでしょうか。つまり、大規模改修工事請負費については当初予算の計上額、事業費すべてが基金を財源にして、一般財源というのは全く計上になっていない中から、100万円の一般財源を減額するということはいささか不自然な流れではないかと感ずるところです。

一方で、緊急対策支援助成金、これについては国県支出金、本来800万円の減額で済むものを900万円の減額にしたと。100万円足りない分については100万円の一般財源を補正するんだということでの考え方で説明があったわけですが、結果的には同じ事業の中での工事請負費が一般財源100万円の減、そして支援助成金は100万円のプラス、計算上はプラスマイナスゼロということで、予算書の補正予算案にも一切出てこない、これまでの補正も一切なかった中での今回辻褃合わせというような話になりますけれども、そもそも補正予算案というのは一つの完成された補正予算案というようなことから考えると、一旦は大規模改修工事請負費の1,000万円、その財源内訳としては900万円の基金減、そして一般財源を計上した上でしかるべき900万円と100万円の減という流れになるべきだったのではないかとというようなことを一つ指摘させていただきたいと思えます。その考え方について再度伺いたいと思えます。

さらに3款2項2目の児童措置費の中に含まれました新生児子育て特別応援金、これについては結果的には事業を分けていなかった関係で、児童手当と同じ項目の児童措置費に振り込まれてしまったという結果になったわけです。新生児子育て特別応援金については県独自の事業ということで、それぞれの市町村で県が1/2、市町村が1/2の財源内訳で該当者に対して10万円ずつ支給するという事業で行われてきたわけですが、この決算見込

みとしてはこの別紙資料に書いてあるとおおよそ 560 万円程度にとどまるだろうという決算見込みだったわけですが、それから見ますと 1 / 2 ずつの県の負担、町の負担ということになりますと、280 万円の財源は必要なわけですが、300 万円を補正するというようなことになると、県の補助金を上回る補助金になるのではないかというように思われるわけです。これで要は県から貰うのは 280 万円の見込みであろうと、それに対して臨時交付金は国からの補助金なわけですが、それを超える 300 万円の財源補てんをするということで、補助事業としての関係性が崩れないのかというところが心配されますので、その辺についての逆転現象に関しての考え方を伺いたいと思います。

それから、三つ目の 3 款 2 項 1 目の児童福祉費の財源更正に関する話になりますが、これが今まで話をしましたいろり火の里整備事業、それから児童措置費に取り込まれている問題のいろり火の里の緊急対策支援助成金、それから県事業の新生児子育て特別応援金については大きな事業の中に包含された形になっておりますので、ある意味ではその事業の中での財源のやりくりということでクリアできる話になるかもしれませんが、最後の方に 3 款 2 項 1 目の児童福祉費の財源更正に関しては、地方創生臨時交付金ひとり親家庭支援事業ということで、明確に 6 月定例会議第 3 2 号補正予算（第 4 号）で補正予算化された事業費なわけですが、この補正に伴って 60 万円の予算計上したものが五十数万円で済むであろうという見込みから、臨時交付金を 10 万円減額するという考え方になったわけですが、そうしますと、明確な形で今回の 3 月議会に対して提出された補正予算案にこのひとり親家庭支援事業費の減額ということを明記した形での補正予算案にしないと成立しない内容ではないかというように考えられますので、その辺のどういったいきさつからこの議案の作成になったものか説明をお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 初めに今いろり火の里施設の関係の財源の中での基金の減額、全額基金減額での対応をしなかった部分でございますけれども、基金繰入するか一般財源にするかについてはやはり財政運営に大きく関わるものでございます。本来であれば基金が潤沢であればすべて基金で対応と、あるいはその逆もありますが、そういったことで当面の財政運営を基金で活用していくということを今までも行ってきたわけでございますけれども、今回、ふるさと基金については令和 3 年度当初予算、それから本年度についても多額の繰り入れを予定しております。したがって、ふるさと基金についてもある程度温存しておきたいということで、参考資料の 1 ページのとおり今回基金繰入を 3,940 万円取りやめるという財源更正にしたところでございます。逆に来年度ふるさと基金のその部分に余裕が出てまいりますので、そういったことで、ふるさと基金についても 100%基金繰入で財源をみたらとって、基金繰入であるか、一般財源で対応するかについてはやはりこういった将来の財政運営に密接に関わるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、児童措置費の部分の県補助金の 1 / 2 との差異でございますが、先程一度説明申し上げましたが、ここの目の児童措置費の中に 5 月 18 日の専決処分において決定しました子育て世帯臨時特別給付金といったものがございまして、これがその当時 1,040 万円ほど

で予算化したのですが、実際には1,063万円で支出しております。これはすでに全体の目の中での対応をしたところでございますが、そういったことで20万円ほど該当なるものがございまして、この目全体としては先程の280万円プラス今の20万円ということで300万円の充当をしても過充当にはならないという判断で今回300万円をここに振り向けたところでございます。参考資料の部分にその部分が記載されていないくて、大変分かりにくかったのかと思っております。

それから、3点目の補正予算に対する考え方でございますけれども、基本的に歳出について大きく増減するもの、特に増の部分については当然歳出の補正を組むわけでございますけれども、減につきましては今までも多少のそういった部分については減額補正というものはすべてがすべて対応してきたものではないと考えております。今回財源がありますので、そういった部分が必要ではないかというご意見ではありましたが、今回についても60万円の部分に対して56万円の見込みだということでありますので、さらにまだ年度が終わっていませんので、変更になる可能性もないことはないということでその中で安全な額で過充当とならないということで、減額については10万円の減額のみを行ったということで、まだ年度途中であるということをご理解していただきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 3回目の質問で恐縮なのですが、1点目のいろり火の里推進事業についてその基金と一般財源のやりくりというのは十分分かるのですけれども、であるからこそ補正予算というものを組んで財源更正をきちんとした形で明示した上で議会に対しての議決を求めるということになるのでしょうか、先程話をしました、また総務課長の方からも答弁がありました一般財源が突然ぼんと出てきて100万円移動するということになるわけで、それが財務システム上の問題ということで終わるわけにもいかない話でして、きちんと一般財源を必要とするのであれば一般財源を計上した上での財源更正というものを明確にした形で補正予算案という議案を作成すべきだと思います。

これはいろり火の里に限った話ではなくて、3款2項2目の児童措置費なり、3款2項1目の児童福祉費にも同じように言える話なのですが、そもそもはその一番問題のあるのが町単独事業であったひとり親家庭支援事業、これが事業として明示されながら、位置付けされながらここから10万円の財源更正をしたわけです。減額補正はせずに60万円のままということですが、6月定例会の補正予算の中では60万円が全額臨時交付金だったわけですから、そこから10万円を回すということになれば、当然財源更正案として議案として出てくるのが当然というように感ずるところでして、非常に今回の補正内容については臨時交付金という国からの特異な補助金が出てきた関係で財政当局も大変だったとは推察しているところでありますけれども、非常に不透明な財源更正の流用がなされているというように感じたところです。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員に申し上げます。一般質問ではないので、簡潔に質問してください。

○6番（鈴木淳士議員） すみません。ということで、その3款2項1目の児童福祉費について

ては財源更正であるならば財源更正ということで補正予算化すべきではないかということをもう一度確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず1点、基金と臨時交付金の大きな違いというのがありまして、基金というのは町が管理している、歳入についても町が、歳出がもし決算で少なかったら歳入についても繰入金を減額すれば過充当にはならないわけですが、臨時交付金については国からの満額支給を受けるためには当然それに見合った歳出を見ておく必要があるということをご理解いただきたいと思ひますし、我々としては先程非常に明確ではない、分かりづらいという点もありましたが、私どもとしては決算に近い姿で今回は補正を組んだつもりです。というのは、どこに充当したか、仮に決算で先程のいろり火の里の、例であれば4,200万円に対して決算が4,100万円でしたといった場合、4,200万円をすべて充当した場合、100万円がどこに充当したのかが私は見えなくなると思うのですが、そういったことを防ぐためにこの100万円についてはあらかじめ今日お示ししたような他の事業に振り向けているという形で明確にそういった使途を今回の補正予算の中に参考資料にあるような形でどこに充当したかを我々としては説明したものでございます。

それから、3款2項1目の補正予算についても同じように過充当とならないということで、歳入のみは多少大きめの減額をはかって、年度途中でありますので、まだ不確定要素があるので、そういった歳出の部分についてはそういった補正予算措置はしなかったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私の方から3点お聞きいたします。まず初めに14ページの財政調整基金、1億3,000万円ですが、今回これを計上することによって年度末は最終的には決算なのであれですが、だいたいどれぐらいの調整基金が残る予定なのか、それから国の方でも財政調整基金がいっぱいあるから、地方交付税がいらぬのではないかという議論があるようでした。この辺財政調整基金による地方交付税の影響はどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

続きまして20ページです。いろり火の里施設費で緊急対策支援助成金、先程までもありましたけれども、当初予算5,000万円について、4,200万円ということで、この内訳をお知らせください。

最後に同じ20ページの土木費、除雪対策費ということで、今回の冬、12月と1月、かなりの豪雪ということで本町でも除雪がかなり行われたというように記憶しております。当初予算で間に合ったのか、国からは除雪対策費ということで予算がついているように聞きましたけれども、今回の補正に出て来なかったのか、当初予算で間に合うのかどうか、この辺をお聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 14ページの財政調整基金積立金の結果によって本年度末の残高に関するご質問でございました。前年度令和元年度末が5億3,584万4,000円の財政調

整基金の残高でございますけれども、今回の補正予算措置をすることによりまして、本年度末においては5億6,921万3,000円ということで、昨年度よりも積み増しが可能になったところでございます。当初予算においては1億2,000万円の繰り入れを見込んだところでございますが、逆に増えるといったような形となります。

ただし令和3年度において多額の財務調整基金繰入を実施することとしているところでございます。それから財務調整基金の交付税の影響についてはないものと捉えております。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 三川町地域交流拠点施設経営基盤強化緊急対策支援助成の支出としては当初5,000万円に対して4,200万円ということで見込み、今回800万円の減額の補正をさせていただいているところであります。この支援助成の4,200万円の中身でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、いろり火の里全体で例えば検温計でありますとか、消毒液、そういった設備消耗品等に約300万円、それから経営基盤の支出の対象として、支援助成の積算するものとしては4月以降のいろり火の里施設全体にかかります光熱水費相当額としております。これの12ヵ月分、4月から3月までの見込みが約3,900万円ということで見込まれておりますので、合計額4,200万円ということになります。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 除雪対策費につきましては当初予算におきまして、4,117万6,000円という金額でありましたが、その後1月29日付の専決処分におきまして、3,068万円の増額補正させていただいております。その他にも9月補正におきまして増額させていただいた分を含めて総額で7,270万3,000円という予算現額であります。今年度の執行状況を見ますと、1月29日の専決処分で見込ませていただいた分で今年度は間に合うというような状況にあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今回の除雪対策費でありますけれども、1月に補正予算を組んだということで、国からの補助金というのはなかったのでしょうか。町に対する除雪対策費ということで。もう1回お聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 今冬の大雪によりまして、除雪費が多額になったという状況でありまして、国においては通常も除雪対策費に対する国の補助金はあるわけですが、今冬の大雪によりまして、追加で補助金が増額になるというような情報は入っております。その計算をして、対象となる費用について補助金申請を行う予定ではあります。具体的な数字は今持ち合わせておりませんので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私より22ページの学校管理費について伺います。今回補正で増額で修繕、備品購入ありまして、その内容。

次の小学校施設整備事業、マイナス4,530万円ほどですが、予算の組み替えでここが減に

なったのか伺いたいと思いますし、もし違うとしたら詳しい内容をお願いします。次は公共施設長寿命化対策で2億2,916万4,000円、これは公共事業がありますけれども、この内容。

そして教育振興費で小学校中学校も修学旅行の取消料の補助金があります。この経緯と内容を説明願いたいと思います。

そして最後に先程総務課長の答弁にあったように国の第3次補正予算が決まったわけですが、先程の説明では三川町に8,700万円、これは令和2年度、3年度でも使えるという理解でしたけれども、酒田市等はこの第3次補正予算の成立を見越して前倒して飲食業者に対して助成等を行ったわけであります。三川町はこの第3次補正の成立を待っていたのではないかと思われまます。やはりこの商工費に補正予算として支援の額を盛り込むべきではなかったかと思われまますけれども、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 数点のご質問がありました。まず1点目、小学校管理費におきまます修繕料、それから備品購入費についてであります。こちらは横山小学校におきまますパソコンルーム、こちらの室内を一部改修・修繕したいということで予算計上したものであります。この理由につきましては現在横山小学校に特別支援学級があるわけですが、通常の普通教室を簡易パーテーションで二部屋に分けて授業を行っております。現在横山小学校の特別支援の対象児童が増えてきており、このパーテーションで区切った教室では少し狭くなってきているという状況の中で今年度1人1台パソコンのタブレットを購入するということから、今後パソコンルームでの授業の見込みがなくなったと言いますか、パソコンルームを使用する目処がなくなったということで、そちらを特別教室として使いたいという小学校からの申し出によりまして修繕するというものであります。主な内容としましてはパソコンルームで使っていたことから室内に多数のコード類ですとかそういったものがありますので、そういったものを撤去し、授業を行いやすい環境を整えるという内容であります。併せて備品購入につきましても特別支援学級で使います簡易パーテーションですとかホワイトボード、こういうものを購入するという部分で予算計上させていただきました。

それから、2点目、同じく小学校学校管理費の小学校施設等整備事業、4,530万円の減額についてであります。こちらは補正予算で予算計上しました小学校のランチルームの空調設備に関する費用、予算計上したときの見込みより大幅に低い金額で入札できたということから、その不用額を減額補正するものであります。

続きまして同じく小学校学校管理費の公共施設等長寿命化対策事業であります。こちらにつきましては押切小学校の大規模改修事業に関わるものであります。今回の補正の議案書の5ページの方に繰越明許費として同じくこの公共施設長寿命化対策事業2億2,916万4,000円を繰越明許するというように計上しておりますが、これは来年度押切小学校の第4期の工事として実施するための予算計上を今回行い、繰越明許によって工事の実施は令和3年度に行うものであります。

最後に小学校中学校の修学旅行取消料補助金の減額についてであります。こちらについてはコロナ禍の中修学旅行が予定されていたわけでありまます。今年の夏とあと中学校について

ては1月下旬、2月の頭、その頃に修学旅行を予定していたわけでありましたが、これらにつきましては新型コロナウイルスで急遽行けなくなるということが十分想定されたわけでありまして、そういった場合、事前に宿、それから交通費等の手配をしていたわけでありまして、キャンセルが生じますとそのキャンセル料を保護者が負担せざるを得ないという状況でありましたので、その負担軽減のため三川町がそのキャンセル料部分について補助を出すというようなことで予算計上していたところでありまして、しかしながら小学校におきましては予定どおり実施することができましたので、不用額として減額する、中学校におきましては1月2月の修学旅行が実施できなかったため、その代わりに年度をまたいで春の段階で行きたいと現在計画しているようでありまして、そのため不用額が生じたので、今回減額補正をするものであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 新型コロナウイルス関連に係る国の第3次補正にかかる町の対応につきましては本町においては現在も行っておりますような経済対策支援事業について令和3年度の当初予算において予算化を図ったところでありまして、本年度事業、それから7月からの当初予算による事業と併せてそういった経済対策支援に努めてまいります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 新型コロナウイルスへの経済対策ですが、やはり三川町の業者等も酒田市辺りの対応を見ていて、なぜ三川町はしないのだという意見もありました。やはり当初予算よりもこの補正予算を組めば早く対応できたのではないかと思います。1日でも早い対応を業者は望んでいるわけでありまして、やはり今ここでどうして早い予算措置をする方法をとらなかったのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 本町のこういった経済対策支援については中小企業等振興支援事業という中でいろいろなメニューを用意して行っているわけでありまして、そうした中で現在も継続的に行っている事業もありますので、それに対応しているところがございます。プレミアム付商品券等事業についても今月の締め切り、まだ事業を執行している段階でございますので、そうしたことで確かに補正予算等での措置も考えられたことではございますが、当初予算が認定になれば7月1日から執行できるわけでありまして、そういった準備行為でも当然可能でございますので、その辺は切れ目のない支援に繋がるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 進行にご協力願います。

3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 先に同僚議員が質問された項目につきまして二つほど関連して質問させていただきます。まず最初に国民健康保険の特別会計の先程来出ておりました特別交付金の保険者の努力支援分ということです。これにつきましては国民健康保険の財政基盤、これを強化するよりは保険者はそれぞれ特定検診の受診率、それから特定保健指導、そういった

た実施率を高めるということは非常に財政基盤を強化する上では必要な仕組みかなと思っておりまして、これは今後も続けていっていただくことが懸命かと思えます。そしてまたこれにつきましての山形県の実態につきましてはご承知のとおり全国1ですよね、一番努力されている県として。トップ県として非常に誇れる部分だと思っておりまして。そして我が三川町におきましても当然保険税の徴収率も高いわけでありまして、非常に努力されているということで、この事業そのもの、制度そのものも先程上限額がないかという話も出ておったようですが、一応総額は市町村分は500億円ほどの予算ですので、マックスはだいたい決まっているということだと思います。本町の場合は一つひとつのいわゆるジェネリックの使用率の向上とか、そうした部分についても非常に力を入れておりますので、本町においてはいくらこれから点数を稼ごうとしてもマックスに近い部分に到達しているのかなと思うのです。

しかしながらまだまだ本町においてどの部分に加点をしていくかという部分についてはこれから担当課が一番よく分かると思えますし、なぜこういった支援金が分配されてくるか、どの部分が評価されているかということは分析しなければならないと思うのです。これからの国保事業を運営していく場合、本町がもう少し何に力をつけるべきか、例えばこれからの糖尿病の予防、そうしたことに力を入れていく、それは別の病気を誘発する危険性を阻止することができますので、いろいろとこれからぜひこの制度を分析してほしいということを要望しておきたいと思えます。そしてまた保険者に対する国からのインセンティブを高めるいろいろな施策を講じられているわけですが、やはり本町としては何に取り組むかということをお聞きしたいと思えます。

それから、先程来も出ました建設関係の社会総合資本整備交付金、これはご承知のように全国もそうですが、経年50年の橋梁が数千というほど数があるわけで、国は道路や住宅、それも大切なのですが、まずとりあえず危険と思われる優先度、これは橋だろうと、いわゆる新しい令和2年度から、いわゆる道路メンテナンスという名称で、道路というのは橋をまず集中的に整備しなさいということになって一応切り替わっているというように私は認識しております。しかしその裏で一番懸念されるのは日本の全国、日本の道路、総延長280万km、そのうち高速道路はまだ1%に満たない。しかしながら生活に密着している生活道路、これが市町村道は84%を占めているのです。本町の場合もいわゆる今まで調査した結果を見ましても、いわゆるMCI、これから修繕を維持していく場合のこの必要度、これが非常にランク的には3から5の位置に入っている、4.2ぐらいなのです。この3から5というのは修繕を必要とするというように謳われているのです。ですからほとんど本町の場合は道路はすぐに手をつけなければならないという箇所が非常に多いのです。

この度こうした交付金がとりかわっていわゆる道路を修繕する予算が生まれてこないとまた三川町が前に計画しておりました社会資本総合整備計画に道路の部分が非常に薄れていくということになってしまいますので、今後国に対する要望の仕方、補助要綱に従っての要望の仕方についてのスタンスを教えてくださいなと思えます。

それから、もう一つ、下水道特別事業会計、4ページになりますが、普段目にしません、この雑入です。6款の粗収入に雑入があるのですが、この消費税等の還付金というのが非常

に私気になるのですが、この内容につきまして、少し詳細に説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） ただいま議員の方からご質問ありました保険者努力支援分につきまして、おっしゃるとおりこの内容につきましては国の方もインセンティブということで各保険者の努力に対しての資金的な支援の側面もあろうかと思えます。三川町としましてはこの交付になります交付金につきましては貴重な財源ということもあまして、なお一層の努力をしていきたいというところがございます。なお、検診等、現在もいろいろ各種行っているところでありますが、こちらの方にしましては肅々とより高みを目指して頑張りたいというところがございます。なお、内容につきましては、個別の事業等につきましては、それぞれ分析等今後入れていかなければならないのかなということで見ているところがございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業補助金に切り替わったわけでございます。ご質問でもご指摘あったように橋の老朽度、また道路も含めてストックの老朽がかなり進んでいるというところで、その改築更新につきましては今後とも対応していく必要があると考えておりますし、それに対する要望につきましてはやはり県、また国土交通省等のご協力もいただきながら今後とも早期に改築ができるよう要望してまいりたいと考えておるところであります。なお、橋梁につきましては今年度3月末の予定ではありますけれども、今現在また老朽危険度の調査を行っているところでありまして、その結果を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

次に下水道事業特別会計の消費税還付金についての雑入の内容でありますけれども、平成26年度分の下水道事業特別会計決算にかかる消費税及び地方消費税について平成27年9月に確定申告を行ったところでありますが、その確定申告の内容につきまして、結果として消費税等を過大に納付していたということが判明したことから、この度還付の更正申告を行いまして、還付になったというものであります。その内容につきましては一番大きなところとしましては一つとして、特定収入にかかる課税仕入れの税額を算出する際に元金償還金も特定収入として計算をするわけではありますが、過去に消費税5%で起債を借りていたところにつきまして、平成27年の確定申告の際に8%の税率での算定をしてしまったためにそれが多く納付した原因となっているというものであります。

またもう一つとして最初の確定申告の際は、下水道事業は汚水事業と雨水事業の二種類あるわけですが、そのうちの汚水事業のみ、使用料収入のある汚水事業のみで算定していたところですが、それにつきまして雨水対策事業も対象となるのだということでありまして、その当時雨水対策事業の事業進捗していた際に工事費または業務委託料で消費税として支出していた部分につきましても算定の対象となるということから、そちらの先に支出していた事業費の消費税相当額が還付の対象となったというようなものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今の消費税の還付につきましては、一つは気づきが遅いなという感じがするのです。これは更正申告をするまでのタイムラグが非常に大きいと、消費税の部分につきましては5から8に上がっていく段階でもすでにいつから新たなパーセンテージで消費税がかかるかというのがすでに事前に分かっているわけですので、そういった事務的な作業においては何か落ち度はなかったのでしょうか。もう一度説明してください。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） この更正申告を行う際におきまして、今年度の消費税の確定申告を行うということにあたりまして、令和元年に、年度途中で消費税率が変わったわけでありまして、その取り扱いについて税務署と対応について問い合わせをしていく中で税務署からその辺のご指導をいただいたというところで分かったものでございます。

そういったところでありまして、これに気がつくところまで時間を要したというところではありますが、税の還付の期限であります、時効の期限であります5年間というところにギリギリ間に合うような形で、平成26年度決算にかかる消費税の更正申告を行ったということでもあります。今後平成27年度決算にかかるものから平成30年度決算にかかる消費税の額の更正申告についても現在作業を進めているところでございます。さらに令和元年度分決算に伴う消費税の確定申告につきましては、今年度に正しい金額での算定で申告が完了しておるところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 進行します。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 本日上程されております議第4号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第11号）」について、反対の立場で討論させていただきます。

先程の質疑応答でも指摘させていただきましたとおり、非常に事業が単独で設けるべき事業、例えば具体的な話をいたしますと、いろり火の里推進事業に取り込まれている経営基盤強化緊急対策支援助成金また児童措置費に取り込まれております県独自事業でありました新生子育て特別応援金等、これらが内部での財源更正を行っているにも関わらず、明確な財源の振り分けについてなされなかった、そういった点と併せて3款の児童福祉費におきましても町単独事業の地方創生臨時交付金にひとり親家庭支援事業、これについては単独の事業でありながら今回の補正予算、財源更正が行われているにも関わらず明示されなかった点と、今回の補正予算案につきましては不明瞭な点が数々散見されることから、数字的な問題としてはおそらく問題ないものかとは思われますが、議案として提案されるものとしては非常に不透明な部分が多すぎるということから、一旦否決させていただいて、再度整理した上で提案されるべきものと判断し、今回の補正予算第11号については否決という立場で討論させていただきます。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） ただいまの議案に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。ただいま反対討論がありましたけれども、今年度の場合は臨時交付金ということで、コロナ禍の中、交付金も様々ありまして、その手法につきましては当局もいろいろ迷って町民のためになるようにということでの思案が見られます。数字的には間違ったところはないというように思いますので、手法的にはいろいろあろうかと思いますが、この補正予算をとめることによって町民へのサービスまた町民への混乱・不安を招くというようなことが十分考えられますので、今回の補正予算に関しては町民の混乱を招かないために、内容的には合っておりますので、賛成という立場で討論させていただきます。議員諸兄の賛同をよろしくお願ひします。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第4号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第11号）」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 1 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。

○議 長（佐藤栄市議員） したがって、議第4号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第11号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第5号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第6号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第6号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第7号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「令和2年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第8号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正

予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第9号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「令和2年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午後 2時39分）

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 3時00分）

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第11から日程第16までの以上6件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第11から日程第16までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第11、議第10号「令和3年度三川町一般会計予算」、日程第12、議第11号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第13、議第12号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第14、議第13号「令和3年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第15、議第14号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第16、議第15号「令和3年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、令和3年度三川町一般会計予算、並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第10号「令和3年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,900万円といたすものであります。

地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、3億7,660万円と定めたところであります。

一時借入金については、借り入れの最高額を5億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和3年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして、1億5,600万円、率にして2.9%の減となっております。

歳出予算の主な減額要因といたしましては、子育て交流施設整備事業、保育所等施設整備

支援事業、及び都市公園整備事業などの減額によるものであります。

なお、増額要因といたしましては、廃棄物処理事業、中小企業等振興支援事業、及び雨水対策推進事業などの増額であります。

次に、議第11号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,740万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の流用について規定いたしましたものであります。

令和3年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして2,420万円、率にして3.5%の減となっております。

次に、議第12号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,730万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして130万円、率にして1.5%の減となっております。

次に、議第13号「令和3年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,440万円とし、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和3年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして950万円、率にして1.1%の減となっております。

次に、議第14号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,990万円といたし、地方債につきましては、限度額を4,770万円と設定したところであります。

令和3年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,010万円、率にして5.9%の減となっております。

次に、議第15号「令和3年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,950万円といたし、地方債につきましては、限度額を1億530万円と設定し、また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたとところであります。

令和3年度の下水道事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして450万円、率にして1.2%の減となっております。

以上、議第10号から議第15号まで、一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきましては、予算説明書の各会計の予算概要に記載の通りでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で本件の提案理由の説明を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。本件について予算審査特別委員会を設置し、審査す

ることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については会議規則第45号第1項の規定により、3月23日までに審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は3月23日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第17、請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願の件を議題とします。

本件について紹介議員より請願の趣旨の説明を求めます。5番 砂田 茂議員。

○5番(砂田 茂議員) ただいま上程されています請願受理番号1、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願について趣旨説明をいたします。

今、新型コロナウイルス感染症で学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級、小学1年生のみ30人の教室では子どもたちの身体的な距離が取れず、密集状態になっています。これを避けるために、30人学級を早急に実現し、20人学級を展望する必要があります。学校は一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは少人数学級の要望が強く出されております。30人学級の早期実現、その後速やかに20人程度の学級への移行を求めた研究者有志の全国署名は22万筆を数え、山形県でも1万筆を超えています。コロナ禍の中で30人以下学級早期実現は国民の切実な願いになっています。こうした状況を踏まえて国に対して、安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために、早急に30人学級を実現するよう、意見書の提出を求めるものであります。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託します。

○議長(佐藤栄市議員) お諮りします。ただいま付託しました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、15日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定したいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって本件は15日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第18、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上1名の議員より一般質問を行い、あとの5名の議員については第7日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9番(町野昌弘議員)

- | | |
|------------------|--|
| 1. 防火水利について | 1. 町民の安全・安心のために火災が発生した際の消火活動に水利が欠かせない訳だが、町所有の防火水槽が100カ所で平成18年度以降新設されていないが、防火水槽の数と管理、消火栓との使い分けを含めて防火水利について町の考えを伺う。 |
| 2. いろり火の里の今後について | 1. 町の交流人口拡大と町民のにぎわいの場所としてみかわ振興公社に「いろり火の里」の運営を委託している訳だが、コロナ禍の影響で町は昨年に5,000万円の補助をして支えてきたが、その成果と今後の支援を町はどうして行く考えか伺う。 |
| 3. 予防接種について | 1. コロナ禍でこの打開に向け町民も期待を寄せているのがワクチン接種だと思う。予防接種法において臨時の予防接種は県または市町村が実施主体となっているが、実際は住民票を持っている市町村が行う事になると思うので、町の対応と今後の予定を伺う。

2. 一方、定期予防接種である子宮頸がんワクチン(HPV)の接種は、過去にワクチン接種直後に若年層の女性で重篤な障害がでた事を因果関係が証明されていないにも関わらずメディアが過剰に報道したためだと私は思うが、本町でも平成24 |

年度75%あった接種率が翌年からほとんど接種されていない。実施団体である町はどう考えているのか伺う。

令和3年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、防火用水利について伺います。

町民の安全・安心のために火災が発生した際の消火活動には水利が欠かせないわけですが、町所有の防火水槽が100カ所で平成18年度以降新設されていないのですが、防火水槽の数と管理、消火栓との使い分けを含めて防火用水利について町の考えを伺います。

次に、いろり火の里の今後について伺います。

町の交流人口拡大と町民のにぎわいの場所としてみかわ振興公社に「いろり火の里」の運営を委託しているわけですが、コロナ禍の影響で町は昨年に5,000万円の補助をして支えてきました。その成果と今後の支援を町はどうして行く考えか伺います。

最後に、予防接種について伺います。

一つ目はコロナ禍でこの打開に向け町民も期待を寄せているのがワクチン接種だと思います。予防接種法において臨時の予防接種は県または市町村が実施主体となっていますが、実際は住民票を持っている市町村が行う事になると思うので、町の対応と今後の予定を伺います。

一方、定期予防接種である子宮頸がんワクチン（HPV）の接種は、過去にワクチン接種直後に若年層の女性で重篤な障害がでたことを因果関係が証明されていないにも関わらずメディアが過剰に報道したためだと私は思っていますが、本町でも平成24年度75%あった接種率が翌年からほとんど接種されていません。実施団体である町はどう考えているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の防火用水利に関するご質問ですが、町が所有・管理する防火水槽、消火栓につきましては、火災による被害の軽減を図るため、これまで年次的、計画的に整備を進めてきたところであります。

さらに、都市的土地利用の進展に伴い、新たに開発された商工業用地や住宅用地においては、法令に基づく設置基準により、開発事業者において必要な防火用水利施設が整備されてきたところであります。

これらの防火用水利施設については、町消防団による通年の維持管理のほか、老朽化した施設については、早期の修繕等の対応に努めているところであります。

また、防火水槽と消火栓については、それぞれ特性があり、特に、初期消火活動においては、消火栓がある場合、消防ポンプ車の到着を待たずに、住民等による迅速な消火活動が可能となるといった大きな利点がある反面、大規模地震等により水道が遮断された場合には、消火栓が使用できなくなることから、防火水槽を使用しての消防ポンプ車による消火活動の

重要度が高まります。

本町といたしましては、このような特性を十分踏まえながら、防火用水利の確保にあたっては、引き続き必要な整備を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

質問事項2のコロナ禍におけるみかわ振興公社支援の成果と、今後の支援に関するご質問ですが、町といたしましては、国の臨時交付金を活用し二つの事業をもって支援しているところであります。

まず、その一つが、経営基盤強化緊急対策支援助成としての、感染予防対策を含んだ、体制や職員配置の見直し、新しい生活様式に対応した各種取り組みであります。あと一つが、観光交流振興促進事業としての、利用客数の回復を図る各種キャンペーンに対する支援であります。これらの支援により、温泉施設では、最大18%まで減少した利用客数が、10月には95%まで回復し、宿泊施設も85%、なの花ホールは43%まで持ち直したところであります。

また、全体の営業収益としては、昨年3月から続く新型コロナウイルスの影響で、第23期の決算見込みは、町の支援を入れて数百万円弱の赤字となりましたが、これまでの繰越利益剰余金の中で収めることができる見通しであるとの報告を受けております。

今後の町の支援といたしましては、今年度と同様に、観光振興促進事業として、いろり火の里施設の利用客数の回復が図られるよう、入浴券や宿泊の割引、新たな事業展開に供する車両の購入、各種イベントやキャンペーンの広報などの、積極的な経営が展開できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3の予防接種について、1点目のワクチン接種に関するご質問ですが、今回、新型コロナウイルス感染症に対する有効な打開策として期待されるワクチン接種につきましましては、65歳以上の高齢者の接種以降、市町村が実施主体となっていくことから、本町では、健康福祉課を中心に「ワクチン接種事業プロジェクト班」を立ち上げ、取り組んでいるところであります。また、鶴岡市との連携により、合同対策本部会議を設置し、鶴岡地区医師会、及び地域の医療従事者の方々への協力依頼や接種方法の協議など、その準備を進めているところであります。具体的な接種時期等については、ワクチンの供給時期により流動的ではありますが、集団接種については、5月以降、なの花ホール、及び町民体育館を接種会場として行うこととしており、適宜、町民への周知を図りながら、円滑な接種に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の子宮頸がんのワクチン接種に関するご質問ですが、平成25年4月に予防接種法の「定期接種」に位置付けられたものの、副反応の発生頻度が高かったことから、適切な情報提供ができるまでの間は、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの勧告がなされたところであります。

さらに、昨年10月には、このワクチン接種について、対象者となる方が、検討・判断できるような有効性・安全性に関する情報を周知するよう指示されたところであります。今後においても、接種については個人の判断に委ねられるものであることから、適切な情報提供

に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは、再質問いたします。

まず初めに防火用水利について伺います。ただいまの答弁で計画的に整備してきたということでありましたが、今現在は防火水槽の方は私がここで示したとおり、平成18年以降はされていませんが、その後計画的に整備してきたということでもあります。最近は間に合ったのか、それともまだ足りないのかこれから整備していくのか、まず初めにそこからお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 防火水槽等の消防水利の整備につきましては、既存町内会の部分については過去に、今までの経過の中で計画的に整備を進め、現在の町所有のものが100基となっているところであります。さらに既存の町内会から新たに住宅用地、あるいは商工業用地の部分については土地計画法等の法令の基準によりまして、法令の基準に基づいて防火水槽、消火栓等、その基準により整備がされているところでございまして、そういった基準等に対しては満たしているものと認識しております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 現在は基準に照らし合わせ満たしているということでありました。そこで私の住んでいる町内会におきましては町所有の防火水槽が7基。実際町内会にあるのは12基あります。その5基というものは町所有でなくて町内会所有ということで管理も町内会になっていきますけれども、今間に合っている既存の町内会分は間に合っているということはその100基以外に町所有以外の町内会で持っている分も数に入れて間に合っているのか、その分は入らないで町所有の分だけで基準を満たしているというふうに考えているのかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 町所有のものと町内会所有のものとの整理の部分で、私どもの方も町内会所有のものが全体では14基あるということ認識しております。今質問者がおっしゃられました成田新田町内会においてはそのうちの5基を占めるということで、特に町内会所有のものが多いう状況となっております。その経過については少し分かりかねるところでありますけれども、今までの整備の中で必要なものについてそれぞれ整備されてきたものだろうと推測しております。したがって町内会のあるものがあることによって町が防火水槽の整備、あるいは消火栓の整備がその部分を除いて行ってきたということも十分考えられますので、その辺は町内会の状況等をそれぞれ個別に確認しませんと申し訳ありませんが町所有のものだけで充足しているかどうかの判断は付きかねるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 危機管理係の方に問い合わせしたところ町所有以外のものはあるというところは把握してまして、やはりそれも私が思うにはいざ有事の際にはそこを使う

ということで、それも計画に入っているのではないかなというように十分想像します。そこで、その管理になりますが、他の町所有の防火水槽に関しては壊れたり網が切れて危険だという場合、町が当然管理していくわけでありますが、町内会所有のものに関しては町内会が管理していくということになっているようでした。直すにあたっては一定の補助はあると聞いておりますが、全額ではないというような説明を受けております。同じ、それも防火用の設備として町がいざというときは使うわけでありますので、この辺は町所有、町が町内会から寄附いただいて、町が管理していくべきかと思えます。同じ町民で片や町が管理していて、片や自分たちで直していけというのはおかしい話ではないかなと思えますが、この辺町内会所有の防火水槽も町が寄附を受けて町のものとしていざ町の有事の際には利用するというところで取り組むべきかと思えますけれども、これは課長でしょうか、町長でしょうか、答弁願います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 特に割合が、町内会所有の割合が多い成田新田町内会も含めて、全体的なバランスを見て考える必要があると思えます。一昨年度においても本町の町内会の中においては町内会所有のものがこの分については必要ないということで老朽化したものについて交付金制度を用いて撤去した事例もありますし、逆に撤去できなくてさらに維持していく必要があるけれども、維持管理が困難だとか、やはりそういったものについては消火活動に対して支障が出ることがないように維持管理については今後町内会と町で、そういった配置等も含めてやはり検討していく必要があるかなと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは、町内会と協議して管理していくということで、町内会から町に要望があれば全体的なバランスを見て町が寄附を受けて管理していくということで理解しました。同じ町民で、個人で勝手に付けたわけではなく、やはりそれも町のいざ有事の際には町民のために利用するものでありますので、やはりこの辺は町として全体的にバランスをとりながら整備していくというのが建前であると思えますので、前向きに検討していくべきかと思えます。

続きまして、いろり火の里の今後について伺います。昨年5月に支援していましたが5,000万円は先程の補正予算でも聞きましたが、4,200万円を使ったということで、その内容としては新型コロナウイルスの蔓延を防ぐ予防用の消毒とかそういうものに300万円と、光熱費に3,900万円ということでありました。確かにこのいろり火の里の経営は95%ということで一旦は落ちたものの、回復に向かっているということでもあります。けれども、昨年の暮れから文化館、なの花ホールに入っていましたル・ポットフーが撤退されるというようなことを聞いております。賑わいとしてやはり食事がないと人の集まりというのは楽しみがないということでもあります。この辺せっかくル・ポットフーが来て賑わいをとってきたものでありますけれども、この辺ル・ポットフーが撤退される理由というのはどんな理由なのか分れば教えてください。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありましたとおり、なの花ホールの調理、飲食部門を担っていただいておりますル・ポットフーの方からは今月末をもって撤退の意思表示が先になされ、そのような契約の中で今年度いっぱいとなったところであります。その経過につきましてはこちらもお質問にありましたとおり、昨年の3月から大きくホールの利用、特に謝恩会、例えば町ですと毎年新年早々に行っております新年を祝う会、そういった大規模な酒席を伴います飲食等はほぼ皆無になったこと、またそれに類似するような季節ごとのオードブル形式といえますか小規模のパーティー、宴会等もほぼなくなった状況にございました。そうした、ル・ポットフーがなの花ホールで営業展開が厳しい状況が概ね1年間続いたわけですので、そこでル・ポットフーが撤退の判断をなされたということで認識しております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） ル・ポットフーが撤退したと、先程の説明ではお客は18%から95%に上がっているというふうなところがありましたけれども、ホールについては残念ながら43%、それでも43%ということでやはりル・ポットフーとしてはこのまま続けるのは厳しいのかなというような判断をされたのは重々理解されると思います。この辺ル・ポットフーが撤退したというのは、やはり菜の花ホールのお客さんが戻ってきても賑わいを増すまでにはいかないというような、今後また新型コロナウイルスの状況もまだ落ち着かない状況ではこのまま進めるのは大変だなという考えに立っているのかなと私も思っております。

先程、町長の施政方針の中にも観光振興について創意と工夫により感染予防対策に万全を期してできる限り交流人口を増やしていきたいということがありました。この辺、できる限りするという創意と工夫をこらすという説明でありましたけれども、その辺何か策というものは考えているのかお聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問の内容につきましては、前段のル・ポットフー、なの花ホールに限らずいろり火の里全体ということでのご質問ということで理解いたしました。まず賑わいを取り戻すためといいますのはやはりメインとなりますなの花温泉田田、こちらのお客さんに定期的に足を運んでいただく、朝から夜まで営業を行う中でやはり本町の魅力の一つであります大庄屋温泉を使っていただくというのがまず思うわけですので。そちらに対する支援といたしましては、いろり火、みかわ振興公社の営業展開ということになるわけですが、今年度も行いました、例えば入浴券の割引、セット販売、それからより多くの新規のお客さんを獲得するための例えば無料券の配付でありますとか、そういったものも予定されているようでもあります。あと宿泊部門につきましてはやはり宿泊のお客さまは首都圏または宮城県、新潟県、福島県等、依然新型コロナウイルス感染が沈静化していない部分がございますけれども、それ以外の地域のお客さんからも魅力ある宿泊施設として捉えてもらえるよう、例えば飲食と言いますか、夕食、朝食等をセットして割引をするお得感のある宿泊のキャンペーンを展開するとか、そういったところに対しても支援を考えてまいりたいということで考えております。

それから、なの花ホールについてであります。利用客数については一定程度大規模な集会はそう多くはございませんが、小規模な集会、会合等については徐々に回復の兆しにはございます。あと飲食の部分についてであります。こちらについてはル・ポットフーが撤退された後も飲酒を伴う内容によってはみかわ振興公社の方にご協力をいただくということで今協議を進めているところであります。一定程度の客単価、参加者数を持った場合、これまで同様になの花ホールの厨房等を使用いたしまして、お酒なりオードブル、食べ物等を提供していただくと、ル・ポットフーがご協力といえますか、こちらの方にお越しいただけない内容のものについては、みかわ振興公社のなな味でありますとか、例えばなの花ホールで会議を行った後、なな味の方、もしくは大地黄金の方を使っていたかのような形で宴会をセッティングさせていただくなど、その利用客の方の希望等に応じてサービスを提供していくといったことでの展開を今検討しているところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） なの花温泉田田、また田田の宿、この辺は昨年いただいた9月までのデータを見ても順調に伸びているようであります。ただやはり一番私が心配しているのはなの花ホールであります。この辺はやはり一番の書き入れ時の3月4月のいろいろな行事があるところが昨年は全滅。たぶん今年の段階では予約はほとんど入っていないのではないかなというふうなことを思っております。

また、後日にはなりますけれども、最終日に議第29号で今いろり火の里がみかわ振興公社に5年契約で指定管理者がまたもう5年という議案が出ております。その中は一緒で文化館も指定に入っているということであります。みかわ振興公社にしてみれば昨年どおりというところでありまして、他の田田の温泉、または宿泊施設はそれなりに順調に伸びていますし、利益も出しているように思います。やはりその中の事業で一番足かせになっているのは私は文化館施設かなというように思っておりますが、この辺はみかわ振興公社の方から文化館施設を外してくれないかというような声は上がらなかったのでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 具体的な数字は持っておりませんが、いわゆる各施設、温泉、宿、文化館、それぞれ特徴ある施設でございますので、収益の形が異なります。例えば温泉ですと利用客の方が少なくとも多くとも、そこでお湯といいますか、光熱費がかかるものはかかるものでございます。一方、文化館、なの花ホールについては冷暖房設備もございますが、使用していない場合は使わないわけでございます。そこに張り付く人も基本的には不要となるわけでございます。ですので、確かに金額的なものを見ますと、現在大きな集会等についてはまだ自粛の部分もありますので、小規模なもの等が行われておるわけですが、そういったものは必要な分しか経費の方はかかっていない、確かに人的な配置はございます。ただ大きくなればそれだけに見合う経費が使われるわけですが、ですのでそれぞれ単純にお客さんの数だけでは判断できない収益率というものもございますので、今後飲食は伴わずその金額だけは大きく見えなくても、お客さんが実際入っていただければ、そこに施設の使用料というものが入ってまいりますので、そこでは十分文化館としての生業とい

いますか、収益というものが確保できるのではないかとということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 田田と一緒にということでありましたけれども、実際田田の温泉を利用される方、また宿泊施設に泊まる方、そこは宿泊しながら温泉にも入ろうかというようなところで、この温泉と宿泊施設は関連性が極めて高い、二つひとつで相乗効果というものが期待できるわけですが、この文化館なの花ホールについては、なの花ホールがあるから田田に泊まろうとか、温泉があるからなの花ホールを使おうかということはあまり相乗効果は生まれないのではないかなと私は思います。

さらばとって、なの花ホールがいらぬかと言えぬ、それは本町にとって賑わいとして必要な施設というふうにも自分も思っておりますので、それをなくそうとか、そういう意味ではなくて、そこを切り離して経営に専念、新型コロナウイルスにも負けないように専念していただいて、なの花ホールそのものは町の施設として町が管理するように切り離していくのがいいのではないかなと。結局切り離したところでも先程説明あったように、使わなければそれだけのものは使わぬというところで、そんなに問題はないのかなと。むしろそういうようにしていろり火の里の賑わいにもっと力を尽くして経営の安定を図ってもらいたいという考えでいるわけでありませぬけれども、この辺も検討していくべきかなと思ひますが、考えを伺ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 文化館の運営方法についてのご質問でありましたが、ご質問にもありませぬとおひ、直接的に温泉もしくは宿と直結する部分は少ないという事実はござひませぬが、ただこれも議員がご質問されたとおひ全くないわけではござひませぬ。例えばキャンペーンとしてホールを利用されたお客さまの入浴への割引とか、あとは文化館、なの花ホールを利用されたお客さまの主催団体が宿の方にお泊りになるとか、いろいろな形での相乗効果といひませぬが、関連はコロナ禍にあってもござひませぬ。これをもう一步前に進めるような形でより三つの施設が上手にお客さまのニーズに合った形でサービス提供、これも先程来出しておひませぬとおひ、創意工夫、新たな発想ということ、経営展開をしていけば現状よりさらに一步回復の道といひませぬが、前が見えて来るのかなということ、考えておひませぬ。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 温泉や宿泊というのはやはり先程町長の施政方針にもあったように、利用客や収益の回復に努めてまいるというところで、この辺は収益に結び付く施設ではありませぬけれども、ホールとなるとやはりなかなか収益にはそんなに結びつきにくいのかなと。それよりはむしろ公共の施設としてみんなが広く使えるような町が所有して皆さんにいろいろな意味で開放するような使い方をしてもらひ、賑わいを作っていくというスタンスの方が本当の意味の賑わいが増すのではないかなというふうにも考えておひませぬ。何回聞いても同じだと思ひませぬので、検討願えればというように思ひませぬ。

続きまして、予防接種についてまひりたいと思ひませぬ。今最初の答弁でありませぬ65歳

以上の人には鶴岡地区医師会と合わせてこれから進めたいということでありました。その中でもやはり肝となるのは新型コロナウイルスワクチンの供給のスケジュールかなと思っております。まず初めに現在本町で見越しておる供給のスケジュールというのはどのようなことになっておるのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 新型コロナウイルスワクチンの接種に関しまして、そのワクチンの供給につきまして、今現在本町に入ってくるワクチンにつきましては、4月26日の段階で最初のワクチンが届くと聞いております。一箱975人分というようになるわけですが、それが最初に届く日程となっているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 私に來ているスケジュールも大体そんなものでありますけれども、最初のワクチンを、最初どのように、誰からどのように、65歳以上といってもたくさんいるわけでありまして、その辺はどのようなプロセスで、順番で接種していく予定なのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 当初ワクチンが入る時期についてはもっと早い段階である程度数としては高齢者の接種分ぐらいは入ってくるものかなというように見ていたところだったのですが、実際蓋を開けてみるとなかなかワクチンが届かないという現状であります。今現在医療従事者の接種を行っているところでございますが、そちらの方もまだワクチンがすべて届いている状況ではないという現在の状況であるということ伺っているところです。本町といたしまして、とりあえず4月26日には届くということでございますけれども、65歳以上の高齢者の方々を接種するにあたりまして、集団接種を行うとなりますと、この一箱届いた部分だけではまだまだ不足する部分もございまして、まだ集団接種には向かえないかなと考えております。その前に届いた段階でできることとすれば、まず高齢者の方々の中でも施設の方に入所されている方でありまして、あとは病院等に入院をされている65歳以上の高齢者の方、そういった方々をまずは先に接種を行って、そのワクチンがその後届き次第、また集団接種等に移っていくというようになるものではないかということ現在検討している状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 最初の1箱で何人分ぐらい受けられるのか。その後のスケジュールはまだ分からないとしてもそれを本町にいる65歳以上、というより全員に間に合わないの医療関係者という話でありましたけれども、本町の医療関係者というと、本町にある病院なのか、それとも老人施設は医療施設に入るのか、その辺もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 少し説明が不足しまして失礼いたしました。1箱ということでは届くと申しましたが、その中には1バイアルという1瓶のサイズがあるんですけれども、

1バイアル5人分というようになっていまして、それが全部で975人分の瓶がそちらの1箱として入ってくるということです。975人分と言いましても、2回接種になりますので、実際はそれを考えますと500人弱の接種しかできないというものが今現在の状況であります。

私、医療関係者と申しましたけれども医療関係者につきましては、山形県の方ですべて接種の方については調整をしているという状況でございますので、市町村が新型コロナウイルスワクチンを接種する部分に関しましては65歳以上の高齢者の接種からについて市町村が行うと、その後基礎疾患のある方々でありますとか、高齢者施設にお勤めになっている方々、介護事業所サービスとか、そちらにお勤めになっている方々、それが終わりますと一般の方々という順番になっていくものと理解をしているところでございまして、医療関係者につきましては今現在県の方で進めているという状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 1回目のワクチンで500人弱ということでありました。65歳以上と、何人いるか答えてもらえませんでしたけれども何人いるのか。それとの中で誰から行うのか、最初全部配付券というか、希望をとって行うのか。その辺の町民の、来月の話でありますので、そろそろどうなるのかということで大変町民の方も関心をもたれております。もう少しその辺もまだ決まっていなければ別ですが、分かっていたらその辺のスケジュールはどうなっているのか、また町民への周知徹底はどうするのか、その場合の費用を集団接種に行くまでにかかる交通費、また薬を薄める薬があるみたいですが、1本丸々そのままでは打たないで少し希釈するみたいですが、その辺よりは一番は交通手段です。その費用も国で全額見るのか、どうやっていけばいいのか、その辺も町民の方は心配しているようでありました。そこも含めてもう1回お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 65歳以上の方々の人数ということでございますが、本町、2,500人ぐらいの65歳以上の方々がいらっしゃいます。そのうち接種される方が何人いるかというようになってくるわけですが、インフルエンザ等の接種率から申し上げれば7割から8割ぐらいでありますので、1,800人から2,000人ぐらいのところでの接種になるのではないかと見えております。ただ、副反応等のいろいろな報道がなされている中でどのぐらい町民の方々がその辺をご理解いただいて接種していただけるのかという部分では少し読めない部分もあるのですが、まずはインフルエンザ並の接種ということでの人数を見込んでいくという状況であります。

また、スケジュールについて高齢者のうち、65歳以上の方々のうち、誰が先に行くかということにつきましてはまだはっきりと決まっているところではないです。やはりワクチンの供給の状況に応じて、どのぐらいの範囲で行えるかというのがはっきりしない以上、なかなか決めきれない部分もございまして、今の段階としてお伝えできることとしましたらば、先程申し上げましたとおり65歳以上の方々と、本町内の介護サービス事業所等に入所されている方々、そういった方々でありますとか、本町の医療機関の方に入院されている65歳以上の方々、そういった方々を先に行った方がいいのではないかと形で現在考えており

ます。

そのスケジュールについても供給の時期がどうなるのかによりまして、本当は接種券の発送も3月中には行える準備は整っているのですが、まだ人数も決まらない以上、接種券は全員にお送りすることはできないので、若干抜き取った形でその施設入所者の方々にまずは発送するとか、そういった形で一斉発送はしないで、個別の発送を随時行っていきたいという現在の考え方です。

それから、周知方法についてでございますけれども、3月1日号の広報の方で今現在の状況としてはお知らせしております。なかなか具体的な内容を載せられないところもございまして、町民の方々からも様々不安を感じる方もいらっしゃるかもしれません。具体的な新型コロナウイルスワクチンの内容ですとか、様々な副反応の状態でありますとか、そういった部分については厚生労働省なり山形県の方でも電話開設等も行っておりますので、そちらの方にお聞きいただくような形もできるかと思えます。また本町の方でもコールセンターの方を開設する予定でございますので、そちらの方も日程等が決まらない以上、あまり早くに開設してもあまり意味はないのかなと考えているところもありまして、その時期を現在検討しているという状況であります。4月早々には開設をしまして、ワクチンの供給が決まって日程が決まればその予約を受け付けていくというような現在の考え方を持っております。

また、費用面で交通費というお話がございました。当然その集団接種になりますと、町内の先程の答弁にもございましたとおり、いろり火の里のなの花ホール、それから町民体育館を主会場として接種の方を行っていくこととなります。そちらにつきましてはなかなか交通の確保が難しいという方々も当然いらっしゃいますので、そちらに関しましては町内を巡回するバス、それからデマンドタクシーを若干拡充するような形でどうしても自宅からデマンドタクシーを使うような形にして対応を図ってまいりたいという現在の考え方でございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 厚生労働省の回答を見ていると、交通費も国の方で見るというように示されているようでありました。そのときはよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、またもう一つ問題なのが集団接種ではなく個別接種でありますと、町内には医者というか、そういう施設がゼロではありませんけれども少ないわけで、ほとんどの方が町外の医者に通っていると。その場合、そこで受ける場合、打つ場合は三川町分で受けるのかどうなのか。ワクチンを持って行くわけにはいかないと思っておりますので、この辺のやり取りというものはどうなっているのか、また本町の老人施設にも他町村からの老人の方もおると思えます。その辺はどう扱うのか、その辺地域の境というのはどうなっているのか教えてください。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 最初に個別接種についてのご質問でございましたが、本町といたしましては鶴岡市の方と連携しまして接種を進めて行くという考えを持っておりました。当初は集団接種を中心の接種体系を考えていたところですが、医師会等との話し合いの中で、現在のところ集団と個別接種を一緒に行えないものかということで、検討をしている

ところでございます。そちらについては医師会等の考え方をお聞きしながら今後具体的に
なっていくと思っておりますが、当然個別接種にありますと、個別接種を受け入れる医療機関の方
がどうなるかということがございまして、今回できるファイザー社というところのワクチン
につきましては非常に取り扱いが難しいワクチンでございまして、マイナス75度での管理
でありますとか、その管理についてもどの医療機関にも薬の方をワクチンの方を置くことが
できるというものではないのです。すべて登録が必要であったり、お医者さんの方でも接種
するにあたっての了解を得なければならないという状況です。ですので、個別接種ができる
という医療機関の方に関しましては現在医師会の方で調整をしていただいているというのが
現在の状況です。ですので、三川町の町内の方でも医療機関の方で接種していただけるかど
うか、現在検討していただいているというのが今現在の状況であります。

それから、老人施設の方に他の町村から入っている方々も当然いらっしゃいます。基本的
には町内の施設に入っている方々であれば三川町のワクチンを使って接種をするということ
は可能であります。三川町から他の町や市に行っている方々についても、そちらの方でのワ
クチンの接種は可能です。ただ、それにあたりましてはシステム上での話になるのですけれ
ども、すべて台帳上でワクチンを接種したかどうかというのを管理しておりますので接種券
を配布するにあたって抜き取って鶴岡市に送ったりとか、鶴岡市の方から三川町に送ったり
とか、事務的な作業が生じますけれども、そちらの方に入所されている方々につきましては、
入所されているところでの市町村での接種が可能であります。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） あまりまだ決まっていない部分はあるので、町民には分かりやすく
説明をしていただきたいなと思います。

続きまして、最後子宮頸がんワクチンであります。こちら本町ではほとんど接種されて
いないという現状にあります。国からもあまり積極的に勧奨しないようにという指示があっ
てから一番そのようになったと思いますけれども、本町での今まで現状として自分も調べ
てきたのであれですけれども、毎年1人、ゼロということで過去10年間には3人ぐらい子宮
頸がんになられた方もいるということで、とても対岸の火事ではないというように思われま
す。この辺町として積極的な勧奨を差し控えるようにという国の指示でありますけれども、
その辺はどう理解して対応しているのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 子宮頸がんのワクチンに関しましてはもともと平成25
年に遡りますけれども、予防接種の定期接種の方に位置付けられまして、接種開始をしたと
いうことでございます。その前にも任意接種を行っておりまして、その当時は町野議員がおっ
しゃるとおり75%とかそういう接種率が本町でもございました。ただ平成25年当時4月
に定期接種が始まって、その6月には厚生労働省の方からワクチンにおける副反応等の事例
が頻発したところもありまして、接種に関しまして積極的に勧奨するべきではないという通
達が出され、町としてもその方針に従い、町民に対して積極的な勧奨は行っていなかったと
いう経過がございます。そういった中で先程お話がございましたけれども、子宮頸がんでの

死亡の人数でありますとか、本町でも検診等で子宮頸がんが発見されたという方もいらっしゃると思います。今後も啓発を図っていきたいと思っておりますけれども、現在のところは情報提供というところに留める形になっておりまして、なかなか町の方から勧奨するということとはできないというのが実態でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 子宮頸がん、本当にかかれば大変な病気で、世界的には80%、90%の率で接種してWHOの方ではこれは撲滅した病気というような位置付けになっているようですが、日本では1桁台というところで大変悲しい現状があります。それで積極的な勧奨を差し控えるようにということでもありますけれども、積極的な勧奨を差し控えるのはどういうことかということで、厚生労働省の質問の方を見ますと、接種対象者に対して積極的に呼びかけると、した方がいいです、しなさいよというような、個別的にはがきを送ったり、そういうのは差し控えるようにと、しかし積極的に情報を提供するのには何も勧奨には当たらないということで、本町でも正しい知識で子宮頸がんのワクチン接種について子どもたちはまだそこまで理解できないと思いますので、親御さんの方に正しい知識を町でも発信してその知識、その情報を個別に対象者の家庭にこういう病気でこういうふうにするところなるんですよというような情報提供は勧奨には当たらないというように国の方でも言うておりますので、ぜひこの辺は正しい情報を、どうしてもマスコミ・メディアというものは新聞記事に限りがありますので、どうしてもカットして情報を伝える傾向があります。そういう意味で本町でも正しい知識を親御さんに教えて、接種を積極的に自分は進めるべきだなと思いますけれども、それを言いまして私の質問とします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会します。

（午後 4時14分）

令和3年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年3月18日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員 2 番 志 田 徳 久 議員 3 番 小 林 茂 吉 議員
4 番 佐久間 千 佳 議員 5 番 砂 田 茂 議員 6 番 鈴 木 淳 士 議員
7 番 鈴 木 重 行 議員 8 番 成 田 光 雄 議員 9 番 町 野 昌 弘 議員
10 番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	加 藤 善 幸 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
丸 山 誠 司 建 設 環 境 課 長	佐 藤 亮 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 子育て交流施設整備主幹兼 公民館長兼文化交流館長併 健康福祉課保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋 藤 仁 志 議 会 事 務 局 長	菅 原 明 大 書 記
渡 部 貴 裕 書 記	奥 井 陸 生 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日 3月18日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

追加日程第1 請願審査委員会報告

○ 散 会

- 議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。
（午前 9時30分）
- 議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり、追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。
通告順に従い、最初に5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。
- 5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 町民の負担軽減について | <p>1. 介護保険の保険料、利用料の負担軽減について所見を伺う。</p> <p>2. 高すぎる国民健康保険税の引き下げと、当面子どもの均等割の軽減を図ることについて所見を伺う。</p> <p>3. 子どもの医療費を高校卒業まで無料に拡大することについての所見を伺う。</p> <p>4. タクシー券の充実、公共交通網の整備など、高齢者の足の確保についての所見を伺う。</p> |
| 2. 通学路の安全対策について | <p>1. 三川郵便局前の交差点に横断歩道を設置して欲しいとの要望があるが、町の対応を伺う。</p> <p>2. 地域住民または町内会から通学路の安全対策を講じて欲しいとの要望はあるのか、また町で危険と思われる箇所を把握しているのか伺う。</p> |

令和3年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

初めに、町民の負担軽減について。

介護保険の保険料、利用料の負担軽減について所見を伺います。

高すぎる国民健康保険税の引き下げと、当面子どもの均等割の軽減を図ることについて所見を伺います。

子どもの医療費を高校卒業まで無料に拡大することについての所見を伺います。

タクシー券の充実、公共交通網の整備など、高齢者の足の確保についての所見を伺います。

次に、通学路の安全対策について。

三川郵便局前の交差点に横断歩道を設置してほしいとの要望があるが、町の対応を伺います。

地域住民または町内会から通学路の安全対策を講じてほしいとの要望はあるのか、また町で危険と思われる箇所を把握しているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の通学路の安全対策に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の町民の負担軽減について、1点目の介護保険料、及び利用料に関するご質問であります。今年度、令和3年度から5年度までの「第8期介護保険事業計画」を策定し、今後3年間の介護保険料等について定めたところであり。この計画におきましては、令和4年度から、団塊の世代が75歳になり始めることから、後期高齢者数の増加と併せ、それに伴う要介護認定者数の増加などを見込み算定したところであり。

その結果、介護サービスの給付についても、同様に増加していくことが見込まれることから、第1号被保険者の保険料基準額については、国からの交付金や準備基金等を充当しながら、保険料の上昇の抑制に努めたところであり。

また、介護サービスに係る利用料に関しましては、基本的には国の基準に従い設定しているところであり。所得の低い方などについては、介護保険負担限度額認定を活用するなど、利用料の負担軽減に努めているところであり。

次に、2点目の国民健康保険税の引き下げ等に関するご質問であります。国民健康保険においては平成30年度の制度改正により、山形県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととなったことから、保険給付に関しては安定する一方で、町は県に対し、国民健康保険事業納付金等を納めることとなり、任意給付や特定検診等、町が実施すべき事業費等を含め、その財源の確保が必要となったところであり。

国民健康保険事業費納付金等の算定については、市町村ごとに「被保険者数」と「所得水準」で按分し、「医療費指数等」による調整と、「激変緩和措置」を講じて、その額が決定されるものありますが、県下でも所得水準の高い本町にあっては、県平均よりも高額となっているところであり。このようなことから、本町の国民健康保険運営につきましては、必要に応じ保険税率を改正しながら健全運営に努めるとともに、基金の活用も含め、税率の上昇の抑制に努めているところであり。

また、子どもの均等割の軽減については、加入者の相互互助制度であることから減免相当分の財源確保が課題となることと併せ、全国知事会などが国に対して均等割の見直しを求めていることから、その推移を見守りたいと考えております。

次に、3点目の子どもの医療費助成に関するご質問であります。本町における「子育て支援医療制度」は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものとして少子化対策の重要な施策の一つと考えており、山形県子育て医療給付事業を活用し、町単独事業とあわせて中学3

年生までの医療費無料化を実施しているところであり、ご質問の対象年齢の拡大については、庄内地域においては18歳まで対象としているのが1町にとどまっているところであり、引き続き、近隣市町の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の、高齢者の移動手段の確保に関するご質問ですが、本町におきましては、移動手段の確保が困難な高齢者等に対し、デマンドタクシーの運行とともに、新たに、地域における移動支援策等について検討を進めてきたところであり、

まず、デマンドタクシーにつきましては、平成30年度から土・日運行を実施するなど高齢者等の利便性の向上を図ってきたところであり、今後は、町外運行など、既存の地域公共交通機関との調整も含め、検討していく必要があるものと認識しているところであります。

また、地域の助け合いによる移動支援等のあり方については、昨年「お出かけ支援講座」として移動に係る講座を開催するなど、その必要性と今後の実現性について、学習する機会を設けたところであり、

さらに、社会福祉協議会においては、令和3年度に「移動サービスお出かけ会」について、住民ニーズに即した内容への見直しを考えているということであり、今後も高齢者の移動手段の確保と充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

質問事項2の通学路の安全対策について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

通学路や学校周辺の道路環境等に関しましては、町内の小・中学校保護者等で組織する三川町PTA連合会より、毎年、町及び教育委員会に対する要望書をいただいております。PTA連合会には文書をもって回答しているところであります。今年度の要望書の中に、ご質問の三川郵便局前交差点の横断歩道に関する事項があったことから、現地を確認した上で、鶴岡警察署に対し、その設置を要望したところであり、

さらに、道路や生活環境等に関する危険箇所マップを学校ごとに作成し、子どもたちへの安全指導を行っているところでありますが、教育委員会といたしましてもマップを基に現地の状況を把握し、関係機関と連携しながら安全対策に努めているところであります。

また、特に危険と思われる箇所につきましては、町、学校、PTA、警察署、施設管理者などの関係者が一堂に会して合同点検を実施し、効果的な安全対策を講じるように努めているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 大変丁寧なご答弁ありがとうございました。令和3年度三川町施政方針の中で町長がおっしゃられていました町民の目線に立った対話、それから町民と向き合う町政、私もまさしくそのことが一番重要であると思ひまして、その上に立って再度質問さ

せていただきます。

私の初めての質問をするにあたりまして、質問事項1の町民の負担軽減について四つございますが、もう一度申し上げますけれども、介護保険の保険料、利用料の負担軽減、それから高すぎる国民保険税の引き下げと、当面子どもの均等割の軽減、子どもの医療費を高校卒業まで無料に拡大、それからタクシー券の充実、公共交通の整備など、高齢者の足の確保、これにつきましては昨年の7月に日本共産党三川支部で三川町全戸に配布した「町民をもっと住みよい町に町民アンケート」に町民の皆さんから回答いただいた意見を8月26日、阿部町長に提出いたしました要望書7項目の中で特に多かった意見を述べさせていただきました。ですが、そもそも私正直介護保険とか利用料というものがどういうものなのか、どういう仕組みになっているのかあまり理解できておりません。そこで、せっかくいただいた答弁に対して再質問できるレベルにありませんので、ここでこれに関して町民から寄せられた声をまずは皆さんにお届けしたいと思います。

アンケートの中で介護について望んでいることを選んでくださいという中では、「介護保険料を払っても何に使うか全然分からない。ホームに入るとは人が多く、できないのでは」という60代の方。それから、「保険料が非常に高い。年金より天引きは違法。自分の生活も保たないのに他人の保険料を助ける。とんでもない」、70代の方。次の方は実際お会いしてお話を聞いたのですけれども、目があまり良くないようで、少し字も踊っているんです。

「介護利用ですが、主人、入っています。週1回行っています。三川町の方がもっと安く入れるところを作ってほしい」。最後には「私は60代から一人暮らしになると思っていました。ですので、70歳まで清掃員として働いてきました。お金は出るばかりですので70歳で国民年金保険料、年に6万120円引かれています。私にとっては負担が多くて困っています。なんとかならないものでしょうか」、こちらの方は80代の方です。このように寄せられました声の一部を紹介させていただきました。町にもこのような悲痛の声があることはご存知だと思いますので、まずはしっかり受けとめていただきたいと思います。

次に、国民健康保険税についてですが、これもにわか勉強で先日三川町のホームページ、「笑顔つながる協働のまち三川町」を見ましたが、まさしくにわか勉強でほとんどできていない中で質問するので答弁というよりも何も分かっていない新人に教えるというスタンスでどうか分かりやすい言葉でお願いしたいと思います。

三川町のホームページからダウンロードしました、今言いました「笑顔つながる協働のまち」です。この中の「国民健康保険税のあらまし」というところで、平成12年4月から40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）は医療給付費分に介護保険分を加え、平成20年4月からは医療給付費分と介護納付金分に、さらに後期高齢者支援金等分を合わせた税額となっております。

- 議長（佐藤栄市議員） 砂田 茂議員に申し上げます。1問1答でお願いしたいと思います。
- 5番（砂田 茂議員） それで質問ですけれども、平成12年4月以前は医療費分だけで国民健康保険税と言っていたようですが、その税額の具体的な計算方法となる項目はどのようなものがあつたのでしょうか。現在と同じような所得割、資産税割、均等割、平等割の4項目

であったのか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 現在国民健康保険税におきましては、医療費分、それから介護分、それから後期高齢者の3本建てになってございます。議員ご質問の以前の計算式におきましては、現在と同じ形となっておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割、この4本の計算式でなっておりますものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） そうしますと、この年度以降、平成12年4月以降、または平成20年4月からこういうように後期高齢者分、それから介護分というように加わってきたわけですが、全く同じ中の項目、所得割とか資産税割とか、これが同じ項目のものがさらに介護分とか後期高齢者分とか、そういうようになってきたということですね。

それで、そこから具体的な計算方法、これにも載っておりますけれども、令和2年度改正後の数字になっておりますけれども、これはどこが変わったのでしょうか、どの部分が変わったのでしょうか。教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 令和2年度の国民健康保険の税率改正につきましては国民健康保険税の計算におきまして、現在4方式ということによっておるところでございますけれども、将来的に3方式ということで資産割、均等割、平等割、こちらの方に向けての調整ということで所得割、それから資産割の部分の変更となったものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） すみません。私は耳があまり良くないものですから、すみませんけれどももう少しゆっくりもう一度お願いできますか。申し訳ないです。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 令和2年度におきましては4方式から3方式に向けての調整ということで、所得割、それから資産割の税率を調整いたしましたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） これに載っているのは改正後の項目ですよ。それぞれ四つの医療給付費分、それから後期高齢者分、介護分、それぞれに同じような項目が四つ載っておりますけれども、その改定前のところ、少しここが分かりづらいのですけれども、すみませんもう一度。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 医療分、それから介護分、後期高齢者分、いずれのものにおきましても同じような形で所得割、資産割、こちらの方が含まれております。そして各々税率が定められておきまして、その部分を調整したところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 本当に申し訳ないです。分からないのですけれども。改正前と改正

後、端的にお願いしたい。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 令和2年度におきまして将来的に3方式ということで、資産割をなくするというところで現在進めているところでございます。それに伴いまして、令和2年度におきまして、資産割の部分の税率を下げまして、所得割の部分がその分増えたという形の調整を行ったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） なくしたのですか。載っていますが。なくするということですか。なくするということで今税率云々という話はありませんけれども、ではその点に絞ってもう一度お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 現在国民健康保険税は県の方で運営しているところでございますけれども、県の方で示しております山形県国民健康保険運営方針、こちらの方で山形県におきましては保険税の計算式の方を3方式に統一していくということで、現在進めているところでございます。令和5年度までに統一しようということで、全県的に動いておりまして、本町におきましてもその動きに併せまして資産割をなくして、所得割、均等割、平等割の3方式にしていくということで、令和2年度におきまして、資産割の税率を下げたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 本当に私分らない中でとんちんかんな質問をしているかもしれませんが、本当に分かりづらい。少し変えますけれども、それではこの項目の中で市町村、自治体独自で変えられる部分というのは他にあるのでしょうか。例えばこの項目の中に載っています金額ですとか、パーセンテージですとか、あとは項目そのものをなくすとか、自治体独自で変えることができる部分はあるのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） この税率につきましては各市町村の条例で定められているものになってございます。現在、三川町の方では4方式ということで取り扱っておりますけれども、県内では3方式としている市町村が多数ございます。日本全国的には2方式ということで別の方法をとっている自治体もございます。また税率につきましては県の納付金、こちらの方に併せまして各市町村状況が違いますので各々必要に応じて税率を設定しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） そうすると独自でその町の状況に合った、本町に合った今現在こういう形になっていると思いますが、将来的には変えられる部分が多くあるというような認識なのですかけれども、その認識は正しいのか正しくないのか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 国民健康保険税の税率の計算方法につきましては、先程申しま

した所得割、資産割等の計算式というのは基準として地方税法の方で定められております。町の方で3方式、4方式にする、こちらの方は選択する余地はございますけれども、新たな項目、こちらの方を増やすですとか、そういうことはできません。それから税率につきましても必要な額を集める、それから一定の基準というものがございます。こちらの方がございますので、あまり逸脱した税率を設定するということはできないものと理解しております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは、それぞれの中にあります被保険者均等割についてですが、医療費分のところでは被保険者掛ける2万4,000円、それから後期高齢者支援金等分では被保険者に対して8,400円掛けると。それから、介護納付金分でも被保険者に8,400円掛ける。それを合算するとなっていますが、この被保険者とは何歳から、例えば年齢の範囲というのがありますか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 被保険者としましては0歳から後期高齢に移る75歳の誕生日が来るまでの間の方、その中で国民健康保険税に加入している方ということになってございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 0歳から75歳ということだと、これは高校生や中学生、それから小学生、幼稚園、保育園児、0歳児もということになるわけですね。そうすると収入所得のない子どもたちの分まで納税義務者である世帯主が払わなければならないと。いくらこの本町の子育て支援があるといっても大変な負担となっているわけですので、ぜひ保険税の引き下げと、子どもの均等割の軽減をお考えいただきたいと思います。そして国に対してもこれを強く要望していただきたいと。さらに政府が今国会で成立を狙っている医療制度改革一括法案、現在原則1割の75歳医療費窓口負担を2割に導入したり、国民健康保険税の値上げ圧力を自治体に加えるような法案に対しては自治体として反対していただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、次に移りまして、令和3年度の施政方針の中で子育て支援給付事業について、中学生までの入院及び通院医療費の完全無料化を継続していくと示されていますが、先程町長答弁ありましたけれども、そこを高校卒業までなるように検討していただきたいとまず率直に申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 三川町におきましては子育てに対する支援ということで医療費の給付を行っているところでありますけれども、現在県の方で行っている事業、こちらの方は小学校3年生までが入院・通院、それから中学校、こちらの方が入院部分の支給となっております。それに加えて町の方では独自の対応として中学校3年生まで入院、それから通院、すべて所得制限なく上乘せして給付しているという状況になってございます。三川町といたしましては子育ての町、現制度、こちらの方を継続して進めて、子育て家庭の支援を行っていききたいということで考えているところでございます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5 番（砂田 茂議員） 県内の他市町村の状況については把握していらっしゃいますでしょうか。
- 議 長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。
- 説明員（加藤善幸町民課長） 令和2年度におきまして町の方でつかんでいる情報といたしましては、県内35市町村のうち23市町村で高校生までの支給をしているということで情報を得ております。先程、町長答弁の方にもございましたとおり、庄内地区におきましては1町のみ取り扱いということで、鶴岡市、酒田市、庄内町、それから三川町、この4市町におきましては現在中学生までということで取り扱っているところでございます。
- 議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5 番（砂田 茂議員） そうですね。県内でも年々高校卒業まで医療費を無料にしている自治体が増えているという状況であるようです。市、町、それから村、いろいろな規模の違う自治体がある中で県内に町が19あるんですけども、県内の15の町で高校卒業までの医療費の無料化を実施していると、それからまだ実施していないのが山辺町、最上町、庄内町と本町・三川町の4町となっております。ただ最上町については新年度から実施する予定であると聞いています。そうしますと、山形県内の19ある町の中では三つの町だけがまだそこには至っていないということになります。このような状況ですので、なんとかさらに一歩踏み出してこの制度を実現してほしいなと思いますが、もう一度この県内の状況を踏まえまして町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。
- 議 長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。
- 説明員（加藤善幸町民課長） 今議員の方からお話ございましたけれども、町村数がございしますが、三川町の方といたしましては現在導入するというで周辺の市町の動向を十分注視しているということになってございます。町の方といたしましても子育て医療、こちらの子育てに対する支援、有効性につきましては十分認識をいたしているところでございまして、そのために中学校3年生までの支援ということで取り組んでいるところでございます。県内の状況ではございますけれども、やはり庄内管内、こちらの方の動向等も周辺市町の状況、こちらの方も十分注視しないといけないということで、今後も継続して注視していくところでございます。
- 議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5 番（砂田 茂議員） なかなか実現には遠いような感じを受けておりますけれども、山形県のホームページにもこれに対する意見が寄せられているのがありましたので、一つだけここを紹介させていただきたいのですけれども、「高校3年生になる我が子はこれまで医療機関を無料で受診でき、大変ありがたくこの制度に感謝しています。先日この制度は市町村によって対象年齢等に差があることが分かり、同じ山形県人として子どもを育てているのに不公平に思えました。せめて健やかに生きることにみんなが平等であってほしいと願っています」。こういう意見があります。これはどこの親御さんも同じような思いだと思いますので、ぜひその辺も汲み取っていただきたいと思います。

続いて、通学路の安全対策についてですけれども、これも昨年9月19日に町の方に郵便局前の交差点に横断歩道を設置してほしいと要望いたしました。その際に担当課長からは公安委員会に連絡するというお返事もいただいております。先程の答弁にございましたけれども、関係各位と協議してその辺は進めているというお話もいただきましたが、実現に向けて実際にそこに設置できるのはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 横断歩道につきましては横断歩行者数や交通量等総合的に判断して、県の公安委員会が設置するということになっておりますので、そちらの方での決定を待たないと、具体的に設置時期がいつになるのかといったものについてはこちらの方では判断がつかないところでございます。ただこういった問題があるということは鶴岡警察署を通じて認識していただいているものと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） この交差点の横断歩道に関しましては、私どもの要望書だけではなくて、この議会だよりも載っています中学生との議場懇談会の中でも中学生が訴えております。当事者である自分たちが怖い思いをしている、危ない思いをしている、なんとかしてほしいと、直に訴えてきているわけです。それに対して警察だとか県だとか、いつ来るかわからない、そういう状況で、卒業が終わりまして間もなく新学期も始まるわけです。そういう状況、子どもたちが現実に危ない状況にあることをもっと強く訴えて早急な設置実現に向けていただきたいと思っております。

続きまして、危険と思われる箇所について質問をさせていただいていましたけれども、これにつきましては実際私助川町内会の方から訴えをいただきまして、こういう質問をさせていただきまして、先程もありましたけれども、町全体としてはどのぐらいの箇所、早急に手を加えなければならないという箇所は数的にはどのぐらいあるのでしょうか。お教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 各学校で危険箇所マップを取りまとめておりますが、危険箇所マップにつきましては道路のみならず用水路、排水路、様々な箇所に及んでおります。具体的な数については今把握していないところでありますが、図面上では認識しているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ただいまのお話ですと、町は実際に危険な場所をきちんと把握していると。あとはそれについてどう踏み出すかということですね。それで先程言いました助川町内会の方からのお話を少しご紹介したいのですけれども、子どもたちがスクールバスの乗り場まで行くのに危険だとのお話を聞きまして、子どもたちの安全のためにはどうすればいいかと思い取り上げさせていただきました。詳しいお話というのは、子どもたちが、小学生ですね、朝学校へいくときに、歩いてスクールバス乗り場まで行く間に見通しの悪い道路を横断していかなければならなくて危険だ。そしてこの道路は鶴岡市の大半田から庄内支庁ま

で信号なしで行けるためなのか通勤と思われる車の交通量がちょうどこの時間帯に多くなってきて、さらに集落の中を通るにも関わらず、曲がりくねった見通しの悪い道路を通るにも関わらずスピードを落とさないで走っていくのでとても危ないという声でした。助川地内のこの状況は町の方ではご存知でしたか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今ご質問ありました箇所につきましても以前から車両がスピードを出して交通安全上危険な状況にあるというような要望については上がってきているということで把握しております。そういった状況であり、これまでも町の道路管理者なりで、対応できる範囲で、ある程度そういったスピードを落とすような対策はしてきているところでもあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 今対策とおっしゃってございましたけれども、町内会の方にお話を聞きますと、スピードを落とすために道路に溝を切って、ガタガタとなるように意識させる方法をとったことがあると。ただ通行する車は慣れてきて、ほとんど効果がなくなったと。逆にその騒音で近所の方がうるさいということでそこをまた埋め戻したという経緯があるみたいですけども、今おっしゃった対策、他にどんな対策をなさっているのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 道路管理者としてそういった措置を以前行ったということも認識しておりますし、あとそれから注意看板等の表示、のぼり旗等の設置についても行われていたかと思えますけれども、あくまでも町道ということでもありますので、そういった交通制限等についてはやはり交通法令に従って行う必要があります。今後そういった注意表示等も含めてどういった対策ができるのか、やはり内部でも検討を進める必要があるかなと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 私もそのお話を聞いてから2度ほどその現場、ちょうどその時間帯に行って、お話を聞きながら確認させていただきました。ちょうど数名の小学生が危険な道路を横断してスクールバス乗り場まで行く際に保護者の方が前と後ろ、子どもを守るようにして渡ろうとしているんですけども、なかなか止まってくれる車がないと。止まってくれる車はいつも同じ方なんだと。そういうお話もありました。なんとかここに横断歩道とか、例えば注意喚起を促す速度制限の標識とか、そのようなものを設置できないかと警察の方に相談したことがあるそうなのです。そうしましたら、ここはスーパー農道となっていて、標識とか横断歩道は設置できないと言われたということなんですけれども、ここの道路、鶴岡市の大半田から助川集落の中を通過して、また土橋集落の脇、それからあそこは家畜保険衛生除の脇まで通っている道路、あれは私町道だと認識していたのですけれども、スーパー農道となっているのでしょうか。そこを少しお伺いしたいのですが。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 助川から横山方面に向かう道路につきましては町道認定
になっている道路でございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） そうしますと、保護者が言っておられた例えば横断歩道とか速度標
識、多分公安委員会とか警察のお話になると思うのですけれども、例えばそういう決まった
標識ではなくて注意喚起する、子どもがいますだとか、速度を落としてくださいだとか、そ
ういう標識を設置することは可能なことなのでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 一般的なことで申し上げますけれども、こういった交通規制に
関わるもの、先程の横断歩道も含めて、そういったものについてはやはり県の公安委員会が
設置することとされておりまして、それもやはり現場の状況等を総合的に判断して設置する
ということでありますので、その辺の判断については非常に危険な箇所であるということ
をまた警察署等を通じて、ぜひそういった認識を持っていただくようなことで、我々としても
警察署の方に要望事項として加えていくことは可能であるというふうに認識しております。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 少し戻りますけれども、のぼりだとか旗だとか用意したことがあつ
たと先程お話がありましたけれども、保護者の方に伺いましたら待合所のところに子どもの
スクールバス乗り場のところに待合所というのぼりを実際に立てたことがあつたそうなん
です。そうしましたら不審者が中に入っていたことが2度ほどあつたと、ですからこれはかえつ
て不審者を呼び込むので、そういうのぼりは撤去したというお話でした。

それからやはり実際に県の公安委員会等に訴えるにしても、その現場の状況を一度確認し
ていただきたいと思うのですが先程おっしゃったように前にもそこを見に来てくれたことが
あるみたいなんです。ただ勤務時間内でないと動けないのか、日中の比較的交通量が少ない
時間帯に来てくれたことがあつたそうですとおっしゃっていました。それでは実態がつかめ
ないのではないかと思いますので、どうかこの訴えの内容がつかめる時間帯、午前7時25
分から7時45分の20分ほどで現状がつかめると思いますので、ぜひ現場を確認して
いただいて、さらに県の方に訴えていただければと思います。

以上、お願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時24分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。

（午前10時45分）

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 建設環境行政について	1. 治水対策で、国の直轄河川である赤川の支障木の伐採や土砂の取り除きを要望すべきでは。
---------------	--

	<p>2. 「かわまちづくり整備事業」の計画の進捗状況と整備された箇所<small>の</small>維持管理の考えは。</p> <p>3. 町営住宅の利用状況と今後の整備計画は。入居者の条件等確認・規則厳守の啓発は。</p> <p>4. 道路利用者の安全と利便性を図るためにも劣化が見られる町道の舗装計画は。</p> <p>5. ペットボトルのキャップを回収する推進事業を啓発すべきでは。</p>
2. 農業・商業・観光振興策について	<p>1. 町の基幹産業である農業の所得向上策で「こだわりのこめづくり」を推進する考えだがその計画は。</p> <p>2. 豪雨時の対策として、田んぼがダムの役割を果たす事を踏まえ推進する考えは。</p> <p>3. 地域経済の活性化で、商工会がプレミアム付商品券発行事業を計画しているがその支援策は。</p> <p>4. 新型コロナウイルスの影響で昨年度は、いろいろなイベント等が中止・縮小されて交流人口が減少したが今後の方策は。</p>
3. 住みよい地域づくりについて	<p>1. 高齢者世帯が増え地域の連携が必要だ。今冬の大雪の際には、地域住民が助け合い除雪を行った例が見られた。これらを継続、推進する方策は。</p> <p>2. 雇用の創出と地域経済の活性化のためにも「みかわ産業団地」の拡張が望まれるがその方策は。</p>

令和3年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、建設環境行政についてであります。

治水対策で、国の直轄河川である赤川の支障木の伐採や土砂の取り除きを要望すべきでは。

二つ目に、「かわまちづくり整備事業」の計画の進捗状況と整備された箇所の維持管理の

考えを伺います。

三つ目に、町営住宅の利用状況と今後の整備計画は。そして、入居者の条件等確認・規則厳守の啓発は。

四つ目に、道路利用者の安全と利便性を図るためにも劣化が見られる町道の舗装計画は。

五つ目に、ペットボトルのキャップを回収する推進事業を啓発すべきでは。

次に、農業・商業・観光振興策についてです。

町の基幹産業である農業の所得向上策で「こだわりの米づくり」を推進する考えですがその計画は。

二つ目に、豪雨時の対策として、田んぼがダムの役割を果たす事を踏まえ推進する考えは。

三つ目に、地域経済の活性化で、商工会がプレミアム付商品券発行事業を計画しているがその支援策は。

四つ目に、新型コロナウイルスの影響で昨年度は、いろいろなイベント等が中止・縮小されて交流人口が減少しましたが今後の方策は。

最後に、住みよい地域づくりについてです。

高齢者世帯が増え地域の連携が必要です。今冬の大雪の際には、地域住民が助け合い除雪を行った例が見られました。これらを継続、推進する方策は。

二つ目に、雇用の創出と地域経済の活性化のためにも「みかわ産業団地」の拡張が望まれますがその方策は。

以上、1回目の質問といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の建設環境行政について、1点目の治水対策に関するご質問であります。赤川における河川敷の支障木や狭小な河道は、豪雨時において氾濫の一因となるものであることから、支障木の伐採や河道掘削に取り組んでいるところであり、今後も、その継続を要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「かわまちづくり整備事業」に関するご質問であります。整備を進めております「赤川河川緑地ふれあい広場」につきましては、「交流エリア」の水洗い場と「親水エリア」のせせらぎ水路噴水設備、駐車場等工事が令和2年度中に完了する予定であり、交付金対象事業費の約7割の進捗率になるものであります。また、整備が完了した箇所につきましては、業務委託や利用者の協力等による維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の町営住宅の利用状況と今後の整備に関するご質問であります。まず、町営住宅の入居率は、現時点において約9割となっております。また、今後の整備につきましては、大規模修繕や民間所有の建物の借上、民間アパートの家賃補助の方法等について検討するとともに、必要に応じて維持修繕を行い、安全・安心な住宅の提供に努めてまいりたいと考えております。なお、入居に関するルールやマナー等については、適宜指導しているところであります。

次に、4点目の町道の舗装計画に関するご質問ですが、安全な交通の確保を図るため、町では予防保全型管理を基本とした計画的な改修とともに、道路パトロール等により、迅速な対応に努めているところであります。

次に、5点目のペットボトルのキャップ回収に関するご質問ですが、このペットボトルのキャップ回収については、「エコキャップ運動」として取り組んでいるところであり、リサイクルによるごみ減量化や再資源化の推進とともに、売却益がワクチン購入代として寄附されるものであることなど、広報等において、その啓発に努めているところであります。

次に、質問事項2の農業・商業・観光振興策について、1点目の農業の所得向上策に関するご質問ですが、「こだわりの米づくり」の積極的な取り組みを支援する「瑞穂の郷づくり事業」について、新年度からは、「新農業所得構造改革推進事業」として、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、有機・特裁のこだわりの米づくりの推進、直播システム導入等による生産コストの縮減、スマート農業の支援、土づくり事業支援等に取り組むものであります。

2点目の水田の防災機能に関するご質問ですが、もともと水田には多面的機能の一つとして一時的に雨水を貯留し、徐々に排水することにより洪水被害を防止、軽減する機能があり、田んぼダムについては、それらの機能を強化するものであります。しかしながら、町内全域が平坦で勾配も緩やかな本町において、下流域への水の流れを調整する田んぼダムの効果がどの程度期待できるのか、また、その効果を生むために必要な面積、さらに、町として水田の畑地化を推進してきたことなど、総合的な見地に立ち検討してまいりたいと考えているところであります。

3点目のプレミアム付商品券発行に関するご質問ですが、本年度は、国の臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行い、出羽商工会が実施いたしました、プレミアム付クーポンの全町民への配布、2度にわたるプレミアム付商品券の発行を支援してまいりました。また、令和3年度に計画しておりますプレミアム付商品券の発行事業につきましても、実行委員会の中で検討いただき、利用者・加盟店舗の双方から評価されるよう、支援してまいりたいと考えているところであります。

4点目の、交流人口の増加策に関するご質問ですが、本町の観光振興につきましても、交流人口の拡大による賑わいの創出を目指し、三川町観光協会やみかわ振興公社等と連携し、各種事業に取り組んでいるところであります。具体的な事業といたしましては、季節毎に開催する集客イベントや広域観光事業等により、来訪者の増加を目指しておりましたが、昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、秋の集客イベントのみの開催となり、広域観光事業も中止、あるいは、縮小しての開催となったところであります。

今後は、創意と工夫により、感染予防対策に万全を期して、できる限り開催し、交流人口の拡大と賑わいの創出、さらに、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項3の住みよい地域づくりについて、1点目の地域住民による除雪対応に関するご質問ですが、今冬は、北日本から西日本にかけて、日本海側を中心に広い範囲

で大雪、暴風の被害が発生し、本町においても、近年にない大雪となったところでもあります。

そのような中、地域の中での繋がりにより、一人暮らし高齢者等援護を必要とする方々の除雪作業を、共助として行った町内会もあると聞いているところでもあります。特に、今回のような予想をはるかに超えた大雪などの際には、地域の中での助け合いが何より大切であるということを改めて実感したところでもあります。

昨今、地域のつながりの希薄化が懸念されるところではありますが、本町では、福祉員・民生委員合同研修会などを通じて、地域活動や連携の重要性について学ぶ機会を設けるなど、その啓発に努めているところでもあります。今後とも、第4次総合計画にも掲げておりまして、お互いが支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、2点目のみかわ産業団地の拡張に関するご質問でございますが、現在、同団地の拡張に必要な、農産法に基づく実施計画の策定作業を進めているところでもあります。

その規模につきましては、農産法の規定により、実際に企業立地が見込まれる面積までとされていることから、昨年を実施しました立地調査の結果等を踏まえ、約7 haの拡張を見込んでおります。

今後は、計画策定に必要な山形県との協議のほか、対象となる用地の地権者や土地改良区などの関係者との話し合いを行い、拡張に向けた取り組みを進めたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに治水対策で国の直轄の赤川支障木の撤去ですけれども、昨年7月の豪雨で、偶然と言いますかちょうど峨眉橋付近の伐採を終えたばかりで赤川で大きな被害にならなかったと私は理解しております。私もそのときの写真を撮ってありますけれども、あの伐採がなければ堤防内の被害が出たのではないかと考えているところでもあります。やはりあの工事の効果は大きかったと思います。それ以降まだ下流にも多くの樹木、土砂がありますので、今後とも要請していくということでありましたけれども、今後国から示された計画はあるのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 支障木の伐採につきましては毎年国に対して要望しているところでもあります。具体的な今後の支障木の伐採の計画について、酒田河川国道事務所に照会をしたところ、具体的な計画はまだもっていないというところでもありますけれども、引き続き要望してまいりたいというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、かわまちづくり整備事業で完成したところは利用者等から協力していただくということでありましたけれども、当初あの施設、芝生等あるところはグラウンドゴルフ協会等に委託という考えがあったのではなく、今パークゴルフの人たちが私は維持管理していると理解しておりますが、今後もそのように協力、パークゴルフの人

たちからの協力が可能なのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） かわまちづくりの広場の維持管理につきまして、利用者からの協力という形をお願いしている部分もあるわけでありまして、かわまちづくりの利活用につきましては計画では様々な協議会の関連で、利用者から協力をいただくような形での具体的なものがあるわけでありまして、そのような形で今後とも継続して協力を要請してまいりたいと考えています。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） かわまちづくり整備事業の進捗率は7割ということでしたけれども、やはり年数が経ってきますと、作ったもの、整備したものの維持管理が大変になってきていると私は思います。やはりこれらを早く100%完成させて管理整備事業の考えをきちんと作って今後の計画を進めるべきだと思います。

続きまして、町営住宅であります。今町営住宅の利用者は9割ということでしたけれども、つまり空きがあれば町の入居者審査委員会があるわけですが、民生児童委員、福祉協議会の職員、学校教育担当の職員等が5人以内で審査しているわけですが、新しく入る人の場合、空きがあればこの入居者審査委員会は開かないのか。開いているいろいろな所得の面とか、入居希望者の環境を把握しているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 町営住宅に関しましては現在全28戸中、27戸の入居になっております。残り1戸空いているわけですが、その空きの部屋についての申し込みがあった場合、その申込者が複数あった場合につきましては入居者の審査を委員会を開いて行うという規定になっております。従いまして、空きの戸数に対して一人の申し込みという場合は書類審査、また聞き取りによつての調査ということで判定するものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今出たとおり横山のところの町営住宅に空きが一つあるということとは認識しておりますけれども、例えば入るときの審査等あとは所得制限等あるわけですが、あそこの住宅、何年もなりますので、当時子どもだった人も社会人になり、所得が上がっているのではないかと私は思います。毎年所得を確認しているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 最初に空き部屋となっている住宅につきましては今現在北田団地が一部屋というふうになっております。それで、所得状況の調査につきましては、毎年所得状況の申告をしていただきまして、翌年度の使用料の算定に用いているということでありまして、また、収入が基準より超過した場合につきましては、その超過状況によりまして使用料が増となるものでありまして、更に高額所得者という基準になった場合につきましてはその退居についての相談を行っていくという形になっております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 空き部屋の認識で私も調査不足があったようですけれども、所得が

増えた場合使用料を増やしていくということですが、その基準はどういう内容になっているか。というのは例えば横山の例を見れば一部屋で2台分の駐車場は確保されているわけです。ところが、3台となった場合、いろいろなところに停めて歩いているということでもあります。やはりそうなりますと、私から見れば車3台乗っているということは所得が3人分あるのではないかという推測がされるわけでもあります。やはり駐車場探しで付近に迷惑をかけているよりは、やはりこれらをどう対応していくのかあるいは注意はしているということでしたけれども、こういう注意の啓発等はどういう現状になっているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 所得の計算におきましては申請者のみならずその同居者の方の所得も含みまして使用料の算定に用いているというところでもあります。また、その使用料の算定におきましては扶養控除等の各種控除を考慮して差し引いた後の使用料の算定というものでございます。今お話ありました車の駐車台数におきまして、駐車スペースとしては1世帯あたり2台までしか確保していないというような実態ではあるわけですが、その世帯によりまして3台どうしても置きたいという方の要望もあるようでもあります。そういったケースについては、ケースバイケースでご相談しながら他の方の迷惑にならないような形で、対応しているという状況であります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 駐車場の件は町ではケースバイケースということではありますが、今後駐車場を増やす土地の確保等を考えているのか、あるいはただ迷惑にならないように2台分しか停めることができないのでいろいろなところに停めて歩くという現状も見られるようですので、やはり人口増加策から考えれば入居者の人々が増えることは私は良いことと思われまますので、町の対応として駐車場を増やして入居者の利便性を考えていくのか、あるいは一人でも多く状況が経済的に苦しい人がいれば優先的に入居していただくというような考えも伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 駐車スペースの件につきましては、今現時点におきまして駐車スペースを拡幅するという計画は持ち合わせていないという状況ではありますが、その駐車の方法等その団地内で他の方の迷惑にならないような方法について入居者の方と調整しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町で入居者同士の調整を図っていくという理解をいたしました。

続きましてペットボトルのキャップ回収、長年言っているわけではありますが、やはり答弁にあったとおりエコキャップ運動によって世界の子どもたちのワクチンの資金にもなりますので、そういうことをもっと啓発していくべきであろうと思われまます。それでこれももし燃やした場合の被害というか、窒素分等の計算から言っても燃やさずに世界の子どもたちに貢献する回収の方がずっと良いわけですので、その辺の理解と私これ議会で何回も提言

していますので、行っている人は理解して役場やいろいろなところに運んだり、小学校で集めたりしている。あるいは車のディーラー等がこういう事業を行っていますが、もう少し広がりを図るべきではないかと思われまます。

続いて、町の基幹産業であります農業、その中で主なものを占めるのは水稻であります。先程、有機・特裁、あるいは土づくり等いろいろな項目の考えが示されましたけれども、この農業従事者の減少によりいろいろな状況が起きておりますけれども、これらに対応したものがどういうものなのか、例えばドローン等の推進もあるわけですが、有機・特裁等は人手が多くかかるという現状もあります。続くとすれば慣行栽培より経費の投入が大きいわけですが、それらの対応策を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ございました件につきまして、基本的にはご質問ありましたとおりに本町の基幹産業であります農業の振興、その中で農業所得の向上というものをいかに捉えるかということになるかと思えます。先程お話がありましたが、有機・特裁米あるいは土づくりに関しまして、経費あるいは人手がかかるというところがございますが、こちらにつきましては付加価値を付けることによって米価の向上による農業所得の向上、こちらを目指すものでございます。先程、町長の答弁にありましたとおり、これまで瑞穂の郷づくり事業ということで様々な取り組みをしてございましたが、こちらにつきましては令和3年度からは大きな枠としまして、スマート農業、先程お話がありましたドローンでありますとか、新しい農業の取り組み、こちらにつきましては農業所得の向上とともにいきます省力化という部分も睨みながら先程お話ありました労働力の減少等に対しても対応できる形で施策の方を展開してまいりたいと考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 付加価値を高めて農業所得を上げるという計画でありますけれども、去年は新型コロナウイルスの影響で産地と消費者との交流ができなかったわけでありまます。一応この有機・特裁等の付加価値を高めるために消費者を田植え、そして稲刈りに招いて交流事業を行って、農協を通じた事業で三川町の特裁等、付加価値を付けて高く売っているという現状があります。そういう場合、交流事業に対して町ではこういうものに支援をしていく、あるいは参加していく予定があるのか伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまお話ありました付加価値米、あるいはそれをするための交流事業等に対するご質問でございました。これまでも本町では浦島小学校を招いての交流事業をかなり長い間続けておりまして、かなりの効果があったものと認識しておりますが、現時点では令和3年度におきまして、浦島小学校との最終の調整がついておらないという状況でございます。また、いわゆるふるさと応援寄附金の中での、いわゆる三川町とのファンの方との交流ということでこれまでの意見を頂戴したり、あるいは交流会というものを実施しておったところがございます。本町の農産物についてもPRをしていたところありますが、現時点では令和3年度については現在の新型コロナウイルス感染症の状況ははっ

きりしないということもございまして、交流会については計画をしておらない、あるいは農協についての交流会についても現時点では想定をしておらないところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） こだわり米で消費者との交流ということで非常に消費者から理解していただいていると私は理解しております。そのことを三川町をはじめ鶴岡市周辺等皆参加しておるわけでありまして。春は埼玉県から三十、四十名近くの消費者、秋もそうです。今では来るたびに抽選が行われてきているという現状であります。それで三川町の田田に毎年宿泊していただいている。交流会では毎回春も秋も70人ほどが参加しておりますので、三川町の振興策のためにもこういうものに支援していろいろな経済効果も上げるべきというように思います。これから、そういう事業があったときの対応も必要ではないかと提言いたします。

次に先程も言いましたとおり、昨年7月の豪雨のようになりますと、下流で増水するということがあります。やはりそのとき田んぼの排水を止めればダム役割を果たすのではないかとということでもあります。山形県の中でも大雨が予想された場合、水田に水を溜めて下流の洪水被害を軽減する仕組みで溜まった水を抑制し流すことで下流の洪水被害を軽減するために県内では19の組織が、そして1,600haで今事業展開をしております。先程平坦地の三川町ですからということでありましたけれども、昭和50年代の基盤整備でこの平地でもきちんと排水路へ水が流れてゆく設計になっております。逆に穏やかに流れていく。山間部のように急激に流れがあるというわけでもありません。

ところが毎年豪雨になるのは梅雨の終わりの時期ということで、昨年場合は7月でしたけれども、田んぼの稲作の管理上、7月となりますと田んぼの排水を払って田んぼを乾かす時期になっております。それで農家の方々に協力、理解する方策がやはり必要であろうと思われまして。それで今田んぼの排水路に簡単に利用できる、田んぼダムの排水調整板ができております。実際これはこの辺では使っておりますので、そういうものを設けることに事業展開をしていくべきではないかと。やはり農家にとっても忙しい中洪水が起こるたびに田んぼの排水をとめて歩くということはやはり理解が必要でありますけれども、こういう事業展開、あと今保全会等の多面的機能支払交付金がありますけれども、この利用率が高いと排水場だったか、その数値は今はっきり申し上げることはできませんが、ただそういうものは地域で多く使用されれば、多面的機能支払交付金が10aあたり400円上がるという情報も得ました。やはりこれらのことを進めて下流等の豪雨時の対策等もできるのではないかと考えられますが、それに対する考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問いただきました件につきまして、ご質問の中にもございましたが、本町の場合は全体的になだらかな地形であるということで、現時点での水田の状況でもある程度の貯水の能力があるだろうというふうに想定しておるところでございます。急峻な地形での急激な排水が起こらないということで、現時点でもある程度ゆっくり排水されるということが水田の機能として十分発揮されておるものと認識しておると

ころでございます。

もう1点、こちらもご質問でございましたが、この田んぼダムを実施するにあたりましては所有者のご協力あるいはご理解というものが大変重要になってくるころでございます。基本的にはこの田んぼダムを設置することによって所有者の方はあまりメリットはないわけで、周囲あるいは公共的な部分という意識を持っていただくというところが必要なのかなと思います。そのメリットがないというよりもむしろ例えば水位が上がることによって畦畔の崩壊であるとか、そういうリスクもあるんだということをご理解いただく必要があろうかと考えておるところでございます。

最後にお話がありましたが、田んぼダムの設置につきましては様々な考え方がございまして多面的機能の中でも助成の制度の一環としては目にしてはあるところでございます。この件につきまして先程申し上げましたとおり、農業者の理解を得ながら進めていければと考えておりますが、こちらにつきましては国・県等からも資料を取り寄せまして中身につきまして丁寧に説明をしてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり被害が起こるのは困ることですので、少しでも地域が被害の軽減を図るということで今後もいろいろな制度を調べて活用をすべきと思います。地域経済の活性化ということで令和3年度もおそらく商工会が中心になって行うプレミアム付商品券の発行があるということであります。その場合、町で支援する令和2年のような状況の支援の仕方、あるいは昨年を踏まえて、パーセントを上げるというような支援も考えられますが、どういふ方法の支援を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問ありました令和3年度の新型コロナウイルス対策としての経済対策ということでございますけれども、皆さまご存知のとおりですけれども、令和2年度につきましてはクーポン券、こちらの発行を1回、プレミアム付商品券、こちらの発行を2度実施したところでございます。プレミアム付商品券につきましては消費者の方、あるいは事業者の方、どちらの方にも有利ということを考えまして、40%というプレミアム率を設定させていただきました。これにつきましては新型コロナウイルス感染症が拡大をしているという状況の中でなるべく、当然経済活動をしていただきたいのですけれども、なるべく店に行く回数を少ない中で消費者と店と両方に利益が上がるようにと考えて実施をしたところでございますが、例えば令和3年以降につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大がある程度抑えられたとすれば、プレミアム率を抑えて発行枚数を多くしたりと、実はご存知のとおり令和2年度の2度のプレミアム付商品券の発行につきましては、皆さんからご希望の枚数を頂戴して決定したわけですけれどもご希望の枚数に届いていないという状況でございます。令和3年につきましては決められた予算でございますので、例えばプレミアム率を抑えて発行枚数を多くして、商店の方に多くおいでいただくというふうな方策も想定されるかと思いますが、その辺につきましては商工会等で組織いたします実行委員の皆さんからより効果的な、先程の町長答弁にもございましたが、消費者の方も事業者の方もより

効果的な施策ということで実行委員会の中でご協議をいただければということで考えておるところです。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今年もプレミアム付商品券の発行事業があるわけですがけれども、今回はプレミアム率を低く抑えた分枚数を多く発行するという考えのようですけれども、昨年初めて行ったということで、予約制、あれは職員や実行委員の労力は大変ですがけれども、あの制度は大変良かったと理解しております。やはり今後も事業展開では予約制度を取る考えなのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま申し上げましたプレミアム率につきましても一つの考え方ということで、今後の実行委員会の方で決定をしていただきたいと思いますところがございます。それと、昨年実施をいたしました発行の方法につきまして、あれは新型コロナウイルス感染症の予防ということを主眼においた方法であります。あの方法は確かにある程度発行枚数の予想がついて手間というか事務的な労力は大きいのですが実はこちらとしてもかなり有効なところはあったところがございます。ところが、実は商工会のある店舗の方からはあのやり方だと購入者が町民限定になるのではないかと。すると本来であれば近隣の市町からも来ていただきたいときにあの方法では販売ができないのではないかとという指摘がございました。

それで、第2回目につきましては町内在勤者、町内企業の方にもご購入をいただけるよということの方策をとったところがございますが、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますけれども、実行委員会の皆さま方からどのような形にすればより良い形になるかということをご協議いただきたいということで考えているところがございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 地元住民にとっては国から支援があってもやはり三川町の税金で行っているのではないかと意識があるのも事実であります。ところが、この三川町の商業施設の関係を見れば庄内一円を相手にしているということもあって、それらの利用率、利用していただいたついでに大型商業施設でいろいろな店で買い物していただくという経済効果もあるのではないかとと思われることは事実であります。やはりその辺実行委員会でももう少し揉んで対応してほしいと思われま。

次に、新型コロナウイルスの影響で去年は交流事業等縮小、あるいはできなかった面があります。順調に行けば東京オリンピックが開催されるという考え方からすれば5月6月のイベント、工夫をこらせばできるのではないかと、あるいはオリンピック後、秋の収穫関係のイベント等もできるのではないかとと思われると思いますが、対応、創意工夫の点があったらお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 本町における賑わいの創出ということでイベントの開催についてのご質問でございました。ご存知のとおり本町におきましては春夏秋冬ということ

で季節ごとに大きな集客のイベントを行って本町の魅力を発信しておるという状況でございます。残念ながら昨年は秋のカレーイベントのみの開催ということになってしまいました。令和3年度につきましては現時点では例年のようななの花まつりということで、多くの方から来ていただいて触れ合いと言いますか、そういうような形のイベントは難しかろうということで現在考えております。そのいわゆる触れ合いと言いますか、これまでのなの花まつりのように交流をしない形で準備を進めておる中ではいわゆるキッチンカー等を外のイベントとして呼びして、その中で休日を三川町で過ごしていただきたいということです。

あと今後の展開にもよりますけれども、新型コロナウイルス対策の密を避けた形で、何かイベントを開催できないかということは時間はないということでございますけれども、できる限り探りながらイベントを展開してまいりたいと。夏以降のイベントにつきましては現在の新型コロナウイルス感染症の状況によりまして判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） キッチンカー、庄内にも多くあって、ラーメン、カレー等出しているわけでありまして。やはり近隣の住民は一般的に規制規制で何か動きたいという欲求が多くあって、こういうイベントがあれば行きたいという気持ちが多くあると思われまして。やはりそこで密を避けた方法とか、いろいろな方策を講じてこういうイベントを開催して、交流人口を増やしていくという方法が好ましいと思われまして。

続いて、住みよい地域づくりで今冬の大雪の際のこと、言いましたけれども、三川町の国勢調査の速報値によれば、人口は減りましたが、世帯者は増えているということは核家族化になっていると私は理解いたします。高齢者が家に住んでいて自分で雪をのけることができないというような状況がますます見られると思われまして。それらをお互いに除雪してあげて助け合うという精神、共助の精神は大変良いことであると思われまして、助ける側も高齢化になっているという現状があります。農業集落等であればトラクター等で除雪可能でありますけれども、それ以外ではスコップやスノーダンプで行うということで、作業に時間がかかったり疲れが大きいというのが現状であります。これらの中で民生委員等が研修会で学ぶということはありませんけれども、実際動ける人たち、協力できる人たちも把握しておいて、協力依頼をする世帯の把握も必要ではないかと思われましてその考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） やはり昨今の人口の減少、それに対して世帯数が増加しているという形態の中で核家族化が増えている本町の実態そのものだと思います。高齢化率も高くなっておりまして、特に75歳以上と言われる後期高齢者の方々の人数がこれから増えていくと言われている中でございますので、その地域の中での助け合いをするにあたりまして、なかなか大変な状況になってくるのかなというようなことを感じているところであります。そういった中で、地域の中でどのぐらい助け合いとか支え合いというものをこれから皆さんが考えながら地域として高齢者の方々を支えていけるかということが大きな問題になっていると認識しております。共助であるとか、互助という、そういった精神を持ちなが

ら、地域の中の方々がそういった問題意識をもってこれから生活していくということが大事になってくるのかなと思っておりますので、先程民生委員の方々、また福祉委員の方々の研修会なども行っているという話をしました。町としましてはそういった地域の中ではこれから助け合いのまちづくりという共生社会の推進というものを、皆さんが主体的に行っていかなければならないのだということを情報発信しながら地域の方と一緒に取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 答弁にあったことに加えて、やはり地域で苦勞している町内会長あるいは役員の方も交えてその地域地域の事情があると思われまますので、それらと支援策を事前に話し合っておくということも必要と思われまます。

次に、最後に雇用の創出ということがいろいろな面に関わってくるわけですが、産業団地、法律の規制はありますけれども、7 haの拡張を予定しているということですが、この法律の面やそれを捉えてこの拡張がどのような方法で可能なのか伺いたしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 拡張の進め方になるわけですが、現在あります現行の旧といえますか農耕法から改正になりました農産法、これに基づく実施計画の策定をしなければなりません。今年度予算を計上いたしましてその案について取りまとめをしております。年度内にその案がまとまりました段階で、次は県との協議が必要となってまいります。来年度、案を持ちまして県との協議を経てその計画の策定という運びで見込んでいくということになります。その後用地の測量でありますとか実施設計、開発に伴います手続、農振除外、そういったものを行いながら実際の造成ということで進めたいと思っております。ただいま申し上げましたとおり、様々な機関との協議、それから具体的に排水対策でありますとか、地権者等との協議、話し合いも当然必要となってまいりますので、先程申し上げましたスケジュールにそういった関係機関等との協議の場も並行して行いながらできる限り早い段階でその拡張に進んでまいりたいということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） こういう計画をするにはやはり土地開発公社が行うことになろうかと思われまます。今課長の説明をいろいろな手続で、予測では、早い段階でどのぐらいの年数、令和4年が県との協議とありますけれども令和5年には可能なのか、予測や希望でもよろしいのでお答え願いたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） スケジュールの計画で言いますと、各関係機関等との協議を来年度終えまして、来年度になりますか、令和4年度に必要な測量設計、そして併せまして令和5年にまたぐかもしれませんが、農振除外と農地転用、当然開発行為の許可等も得ながら進めてまいりたいというように考えておりますので、早ければ令和5年後半、も

しくは令和6年の夏ぐらいには造成ということで進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） これで質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 0時00分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

1. 教育の進化について

1. 昨年の感染症対策による休校により、教育界においても様々な工夫や事業の見直しが行われたが、見直しによる児童生徒への影響と、今後の学校運営改革における見解を伺う。

2. 町内小中学校において1人1台のタブレット端末の導入など、GIGA スクール構想による事業の整備が進められているが、現在の状況と実用化に至るまでの予定を伺う。

3. 通信端末をより活用するためにも、文部科学省が推奨するICT支援員の配置が必要だと考えるが見解を伺う。

4. 通信端末の貸与によりインターネット環境は子どもたちにとって、より身近になり急速に浸透していく。機器の活用だけではなく、インターネットを正しく使いこなす知識や能力も同時に身につけなければならないと考えるが見解を伺う。

5. 学校における対面教育は重要だと考えるが、今後は遠隔教育との融合が必要だと考える。教職員の負担増加も懸念される中、授業の質を保証するためにも遠隔教育コンテンツの編集やチェックなどを担うスタッフを配置し教員とスタッフのチームを組織するなど、積極的に対面教育と遠隔教育を融合させることで教育の進化につながると考えるが見解を伺う。

2. デジタル化の推進と商工業支援策について

1. 本町行政の人的、財政的負担を軽減する上でも行政サービスのデジタル化を推進すべきと考える。スマート自治体構築への所見を伺う。

2. 町民のデジタル化への推進を図ると同時に商工業支援策にも資する電子決済サービスへの支援は有効な手段として捉える。所見を伺う。

令和3年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、教育の進化についてであります。

昨年の感染症対策による休校により、教育界においても様々な工夫や事業の見直しが行われましたが、見直しによる児童生徒への影響と、今後の学校運営改革における見解を伺います。

町内小中学校において1人1台のタブレット端末の導入など、GIGAスクール構想による事業の整備が進められていますが、現在の状況と実用化に至るまでの予定を伺います。

通信端末をより活用するためにも、文部科学省が推奨するICT支援員の配置が必要だと考えますが、見解を伺います。

通信端末の貸与によりインターネット環境は子どもたちにとって、より身近になり急速に浸透していきます。機器の活用だけではなく、インターネットを正しく使いこなす知識や能力も同時に身に付けなければならないと考えますが、見解を伺います。

学校における対面教育は重要だと考えますが、今後は遠隔教育との融合が必要だと考えます。教職員の負担増加も懸念される中、授業の質を保证するためにも遠隔教育コンテンツの編集やチェックなどを担うスタッフを配置し、教員とスタッフのチームを組織するなど、積極的に対面教育と遠隔教育を融合させることで教育の進化に繋がると考えますが、見解を伺います。

二つ目に、デジタル化の推進と商工業支援策についてであります。

本町行政の人的、財政的負担を軽減する上でも行政サービスのデジタル化を推進すべきと考えます。スマート自治体構築への所見を伺います。

町民のデジタル化への推進を図ると同時に商工業支援策にも資する電子決済サービスへの支援は有効な手段として捉えます。所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の教育の進化に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2のデジタル化の推進と商工業支援策について、1点目のスマート自治体に関するご質問であります。国は人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し、住民福祉の水準を維持するとともに、職員を膨大な事務や作業から解放し、より価値の高い業務に傾注できるようにする、いわゆるスマート自治体への転換を求めています。

本町といたしましても、多くの行政手続がオンライン化されることによる住民負担の軽減とともに、限られた人的、財政的資源の有効活用が期待されるスマート自治体への転換は、乗り遅れることのできない、これからの自治体のあり方であると捉えております。

今後、国から示される業務プロセスやシステムの標準化の工程に沿って、まずは住民記録

や税務、福祉といった基幹系システムから着手し、各種申請や手続などのオンライン化に情報セキュリティを確保しながら、全庁的な取り組みとして、スマート自治体の構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の電子決済サービスへの支援に関するご質問であります。この電子決済サービスに係る設備については、大規模商業施設においてはその整備も進んでいるようですが、町内の多くの小売店舗等においては、その設備が整った事業者は少ない状況にあり、課題と捉えているところであります。

その理由としては、初期設備投資や決済手数料がかかること、また、消費者の立場としては現金への信頼度が高く、現金払いに不便を感じていない方も多くおられること等が考えられるところであります。

このような中、消費税増税対策やマイナポイント事業等により、電子決済サービスの普及に取り組まれているところでありますが、今後、国等による支援事業等の情報収集に努め、商工会とともに、電子決済サービスの普及に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の教育の進化について、1点目の学校行事等の見直しによる児童生徒への影響と今後の学校運営改革に関するご質問であります。まず初めに、児童生徒への影響につきまして、学習面では、各学校の工夫により授業日数を確保したことから主要教科につきましては未履修なく単元を終えており、学力低下等の影響は特になかったものと判断しております。実技教科につきましては、感染予防対策のため実技が十分でなかった項目も一部あったところであります。一方、各種学校行事につきましては、授業日数の確保や密を避ける対応などで一部中止、または縮小せざるをえなかった状況であり、子どもたちの体験と学びの機会が一部制限されたことは非常に残念なことであったと捉えております。

次に、今後の学校運営改革につきましては、これまでも教職員の働き方改革の観点から、ICT環境の整備や学校行事の見直し等に取り組んできたところでありますが、コロナ禍の対応などにより、改めて教育のあり方を考える契機となったところであります。教育委員会といたしましては、学校と連携を図りながら、子どもたちの学びの保障と健全な成長のために何が必要かを見極めながら、引き続き学校運営の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

国のGIGAスクール構想に伴う校舎内のネットワーク工事とタブレット端末整備につきましては、3月中に工事等の検査を終了し、4月から使用することができる予定であります。新年度当初より教職員に対する端末の操作研修を行い、町で示したICT教育の推進方策に従いながら、基本的なICT機能から使い始めて段階的に授業で活用していくよう計画しているところであります。

さらに、各校選出による GIGA スクール推進委員会を設置し、学校が中心となって活用を進めていく体制を構築するとともに、町教育研究所においても授業での実践事例を相互研修していくこととしております。併せて、教職員が端末操作に慣れるまで、業務委託による ICT 技術者を各校に派遣するなど、機器の活用面における支援を行う考えであります。

また、児童生徒の 1 人 1 台という環境でのタブレット端末の使用に関しましては、情報モラルを含めた情報活用能力を身に付けることが不可欠であります。これは学習の基盤となる資質能力であることから、教育活動全般を通して育成していきたいと考えております。

5 点目の対面教育と遠隔教育の融合に関するご質問ですが、令和 3 年 1 月に答申された中央教育審議会の報告によりますと、これから目指すべき教育は、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」であるとしております。そのためには ICT は必要不可欠であり、これまでの対面指導の実践と ICT を最適に組み合わせることで様々な課題を解決し、教育の質の向上に繋げていくことが重要であるとまとめられております。

教育委員会といたしましても、この考え方と同様に対面指導の重要性と遠隔教育の効果と課題を踏まえながら、発達段階に応じた教育効果を考えて ICT を活用していくことが重要であると捉えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、教育の進化についてから再質問させていただきたいと思っております。

まず初めに確認をしたいのですが、昨年の所管課研修において各小・中学校の授業日数の減であったり授業時間の減という説明をいただきました。そちらの数字がまず令和 2 年度においてその数字どおりになっていたのかどうか、状況確認ということで一旦確認させていただきたいと思っております。事前の説明ですと、令和 2 年度の授業日数の減ということで、各小学校 20 日間、中学校で 19 日間減と、授業確保の面で言いますと運動会、相撲大会、陸上大会等々、様々中止、または授業参観等も中止、クラブ活動の制限・削減をしていると。確保する内容としては授業延長もしているということでありました。また、授業日数の減ということで平均約 8.5 日は減少しているのかなと思っております。また、標準時間、いわゆる計画時間だと思われかもしれませんが、比較で見ますと横山小学校がマイナス 2 時間、東郷小学校がマイナス 2.8 時間、押切小学校がマイナス 4.4 時間、中学校においてはマイナス 1.8 時間ということで、平均マイナス 2.3 時間ということでよろしかったのかどうか、1 点確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問のあった件に関しまして、令和 2 年度 4 月から 5 月のゴールデンウィーク明けまで休校措置がとられたということから、授業日数の減につきましてはご質問があったように小学校で 20 日間、中学校で 19 日間の減となったところであります。この日数減を解消するために学校ごとに学校行事なり授業時間数を確保するよう工夫

をし、議員がご質問のとおり各小学校でそれぞれ当初の計画から10日前後の日数減で何とか令和2年度の授業計画を作ったところであります。一方、授業日数の中で学校行事など一部中止などの措置をとりながら授業時間数を確保したところであります。授業時間数につきましては、文部科学省で定めております標準時間、例で言いますと、5年生ですと1,015時間となっておりますが、この標準時間を各校とも確保しているところであります。

なお、この授業時間数のばらつきにつきましては、それぞれの学校の事情があり、校長が学校の状況に応じて定めているところでありまして、各教科の単元はすべて終えたというように認識しているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 数字的には当初の見込みどおりの減と言いますか、想定範囲内の削減だったということでの説明だったように思います。教育長の答弁にもありましたけれども、学力の低下は見受けられなかったということでもありますけれども、やはり学習の詰め込みだったり、あとは夏休みの短縮。夏休みに関しましては、宿題等はなく謳歌していたのかなというような印象もありますけれども、授業の短縮や授業の見直し、教職員の働き方改革も重なり、教育改革というのも図らずとも令和2年度においては図られたのかなと、迫られたというように考えております。

あの状況の極限の状態の中の選択で見た授業の取り組み、また学校、事業への取り組みというのはやはり精査し、今後学校改革、学校運営に繋げていかなければならないと思います。学力の低下を防げたということで、逆に言えば授業数をそれだけ確保していれば他に様々な授業が今後考えられるのではないかと思ったわけでもありますけれども、その令和2年度、この授業の短縮であったり授業の見直しをどのように捉えて今後に生かしていくという考えがあるのか再度お伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスの状況によって児童の中には不安が広がり将来に希望が持てないというような声も聞こえております。学習を詰め込むということは結果的には学習の低下を防いだわけでもありますけれども、やはり長期的に見ると影響がかなり出てくるのではないかと思います。その辺も踏まえて令和2年度の動向をどのように分析され今後生かしていくのか、もう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 令和2年度の学校生活におきましては、先程答弁したように授業日数の減、それから学校行事等の見直しというようなことで様々な工夫を行ったところであります。学力の低下が特に見られなかったという答弁をいたしましたけれども、やはり通常の授業計画であればもっと余裕を持ちながら1年間の復習なりそういった部分ができたところではあります。そういった部分では学校の教職員及び生徒も、詰め込みとまではいきませんが、そういった負担的な部分は多少ならずあったものと考えておりますが、そのおかげでと言いますか学力の低下はあまりなかったというような現場の先生方のお話でありました。

それから、今後の学校改革、子どもたちの将来の不安、長期的な展望という部分ではあり

ますが、やはり学校生活におきましては基本的な教科の授業のみならず、やはり学校行事を通して子どもたちが大きく成長するという部分が求められており、これまでもそういった各学校でのいろいろな行事によって子どもたちの成長が見られたと、各校長からも報告をいただいたところではありますが、そういった部分が残念ながら令和2年度においては機会が少なくなってしまうと、そういった部分の成長はどうだったかなという部分の疑問は残りますが、それは今後子どもたちが新型コロナウイルスの中での学校生活を通して自ら成長していったらいいのではないかと期待しているところであります。

それから、子どもたちが将来不安であるという部分につきましては、三川町のみならず日本全国の児童生徒同様に考えているところであると思っております。そういった部分で校長先生をはじめ学校の先生方はそういった部分の当然心のケアもしながら授業にあたっていただけるものと認識しており、将来的な子どもたちの不安が少しでも少なくなることを願っているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ教育委員会の方からも令和2年度の経験を、やはり今しか経験したことを反省し次に繋げるということができないので、ぜひ各学校の方に令和2年度の授業を再考した上での今後の取り組みというものに生かしてほしいと指導をしていただければと思います。できれば令和3年度以降の授業に関しましても取捨選択した行事の見直し等、やはり今まで継続的に行ってきた授業が本当に必要だったのかどうかと見直す機会になっていると思いますので、その辺、見直すきっかけを教育委員会としても促していただければと思います。

次に、GIGAスクール構想の関係の方に進みますけれども、端末を導入して実用化する上で、ICTというのは手段であります。目的や何を実現するかというのが一番重要でありまして、GIGAスクール構想では、政府の方は子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現というように謳っておりますけれども、私は第1段階として児童生徒の授業では見えにくい学習の躓きの発見、先程課長の答弁にもありました、本来であれば余裕を持って授業を進められるところがかかなり詰め込み型でそういうところを見落としている可能性があるというようなことでしたので、ICTを使った授業の中では見えにくい学習の躓きの発見であったり、またインクルーシブ教育の実現というのが私は第1段階として向かうべき目的のかなと捉えておりますけれども、本町では具体的に何を目的としていくのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まずICT機器の学校の授業での活用という部分でありますけれども、このICT機器の活用の仕方については本当に様々な方法があるかと思っております。これまで全国では先進的にこのICT機器を導入し、実践している学校の事例も多く発表されておりまして、そういった事例を基に三川町でも今後このICT機器を活用した授業づくりのステップという部分を町の方針として各学校に示しているわけですが、やはりまず初めに授業で簡単なところから使ってみる。それは1人1台のタブレット端末のカメラ機能ですとかそういった部分を使って授業に活用する。さらには、その撮った情報を基にグループでの学習

をしながらお互いの理解度を深めていくというような簡単な基本的な部分があります。そのステップを踏んだ上で、次にデジタル情報の機能をクラス全体で、しかも教職員が見ながらそれを活用して授業の中での学びに結びつけていくというステップがあろうかと思えます。

最終的にはそのステップの中で、国などでもデジタル教科書を使うというようなことも方針として掲げておりますし、今民間企業でもデジタルドリルですとか、そういった関連のソフトを様々作成し、販売しておりますので、それらも授業の中で活用していくというステップを踏みたいと考えております。最終的には子どもたちがそれらのデータを基に授業の中で、児童生徒同士で発表するにあたっての資料作成をするとかそういったことまで発展させていければと感じているところであります。

そういった中で先程申し上げたデジタルドリルですとか、子どもたちの学びの躓きを発見するための一つの手段ではないかと考えます。個別的な学習を進めていくというようなことを国の方でも謳っているわけですが、このデジタルドリル、それぞれの学習進度に応じて理解度に応じて理解できた子からさらに上の段階にステップアップして学習することができるというような部分がありますので、これらを町の方としても教育委員会としても活用して、子どもたちの学習が充実したものになるように考えていきたいと思っているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後の目的としてはそういった学習の躓き等にも対応できるような学習にしていきたいというような話でありました。やはりこれから始めることですので様々なトラブル等が起こり得ると思えます。教員のスキル向上策としては、ICT活用の学校間格差が生じないために教育委員会の方で校内研修を全校に求めていくということが必要だと思いますし、中学校の教科の縦割りの壁等を教師同士が乗り越えて学び合う工夫も必要だと思いますので、教育委員会の方からぜひその音頭をとっていただきたいと思えます。

授業で活用するといった意味ではICT支援員の配置が必要だと私は申し上げておりますけれども、教育長の答弁によりますとICT教育機器の活用支援業務委託というところ、そういう事業を活用し導入を図っていくという答弁でありました。こちら国の方でも1/2補助があるGIGAスクールサポーターの件かなと思えます。ICT支援員というのは地方財政措置でして、1/2補助のあるGIGAスクールサポーター、こちらは主にICT環境整備の設計であったりマニュアルやルール作りの初期対応のみを行うというようなものだと思っております。初期対応は大変大事ですけれども、使い方が分かってその後応用するというようなところまでいかないと、今の教育課長の答弁にあったような授業の内容にはいかないのではないかと思います。

GIGAスクールサポーターというのは機器の専門家でありますので授業の専門家ではないので、ICT支援員ですとその内容まで突っ込んでくるような人材ですので、やはりより充実したスタートを切るためにもICT支援員というのを検討するべきではないかと思います。財政的な問題を多くはらんでいると思えますけれども、やはり教育を推進する上で重要なスタートですので大事にスタートを切っていくべきと思えますけれども、このICT支援員の導

入の検討をされますか。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ICT 機器を授業で活用していくための ICT 支援員に関するご質問でありました。令和3年度の町の対応としては教育長答弁のとおり国の補助事業を使って GIGA スクールサポーターの配置、これは業務委託形式での配置を考えているわけですが、こういった対応を考えております。やはり初年度ということで機器の操作ですとか機器のトラブル、またはネットワークのトラブルというのが不慣れなため発生することが考えられると。そういったことから初年度についてはこの GIGA スクールサポーターを配置ということで教育委員会としては考えたところであります。

一方、さらにそこから進んだ段階で、この ICT 機器を授業で活用するための ICT 支援員、確かに国の文部科学省の方ではこういった支援員の配置が重要であるということを示しているわけですが、議員の質問の中にもありましたが、やはり各学校、できれば学年ごとにこういった人がいれば大変理想的ではあるとは思いますが。しかしながら、それにはやはり財政的な部分で非常に大きく負担しなければならないという状況であり、三川町としては先程教育長答弁の中にもありましたが、機器操作に慣れた上でやはり実際授業を行う教師がスキルアップしていくことが大切であると、そういったことから先程申し上げた GIGA スクールサポーターの操作研修の他に各学校間での委員会を作り、研修を重ねながら実用事例を共有していく。または町の教育研究所の中でこの ICT 機器の使用のあるべき姿を話し合いながらその方向に向けた対策を進めていくというような方針を考えているところであります。

具体的に、実際の令和3年度以降、令和4年度以降ですが、この ICT 支援員が必要かどうかは、その授業の活用状況を見ながら、それから町の財政との協議を進めながら対応は考えるべきかと思っておりますが、現時点、令和3年度予算ではそういったところまで予算計上していないところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 令和3年度は少し実験の年というような形になりそうな雲行きになってきたかなと思います。機器も不慣れなところでゼロからのスタートですので、それは致し方ないと思いますけれども、その恩恵を受ける子どもたちにとって少しでも学びの幅が増えるような取り組みをしていただきたいと思います。

説明にもありましたけれども、ICT の推進委員会、各2名ほど各学校にいるということで、そちらの方々との協議もありながらこの研修を進めていくということでありましたけれども、教員の負担増というところを極力なくした形で、すべての教員が効果を実感して、達成感を持ちながら ICT 機器を活用できる環境を作ることが大事だと思います。以前の何月議会だったか思い出せませんが、地域学校共同活動の一環として保護者も含めた研修なども今後は検討していきたいというような話もありましたので、保護者の理解等も必要だと思いますので、そういった研修も検討されながら推進していただきたいと思います。

続きまして、インターネットを正しく使いこなす知識や能力というのは教育長答弁では情報モラルという言葉でまとめられておりましたが、端的に言いますと、インターネッ

トを正しく使いこなす知識や能力というのはネットリテラシーという言葉だそうです。あまり横文字は使いたくありませんが簡略化して使わせてもらいたいと思いますけれども、やはり今ネットリテラシーの低下と言いますか、ゼロの状態子どもたちにインターネット環境が来ると思いますので、私はこういうネットリテラシーというものを事前に子どもたちの中でも診断していくべきではないかと、自覚するべきだと思います。インターネットの怖さをしっかり自覚する。インターネットのマナー、モラルということを最初はまず分からないんだということを自覚するということが必要だと思います。

やはり多くの情報を収集してそれを正しく判断すると、見極める力を養うということが、大人も含めてですけれども大切ではないかと思えます。その辺、ネットリテラシー教育に関して町としてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありましたネットリテラシー、私もこの言葉の意味などを十分把握しているわけではありませんが、私どもの方では先程申し上げた情報モラルも含め機器を使いこなすための情報活用能力、こういったものを重要視しているところであります。現在、子どもたち、小学生、中学生、すでに各家庭でインターネットに触れる機会が多い子どもも存在しているわけでありまして。そういった部分では今後学校で授業の中でこういったインターネットを使っていくためには、教師らがこのインターネットの危険性、それから有用性、これらを教育しながら使っていくということは当然しなければならないというわけでありまして。その上で議員が質問した今子どもたちがどのような状態かを把握した上で進めていくべきだということにつきましては、そういった意見もあるだろうなと感じますので、学校の方と話をしながら今後の情報モラルなりこういったインターネット教育の活用に役立てるかどうかが検討していきたいとは考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひネットリテラシー診断が無料でできるということもありますので、子どもたちにインターネットの怖さであったり自分の今のスキルというものを自覚してもらうような形で誘導していただければと思います。

続いて、今日の教育の進化の最後の部分でありますけれども、やはり教員の負担増が考えられますので、大学生等のスタッフ等、組織を作って、教員またはICT活用に積極的に推進していくべきではないかと思えますけれども、この辺、いわゆる大学生との教員のサポートチームの編成が必要ではないかと思われましてけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいまご質問ありました大学生等を使ってのスタッフを配置しての学校でのチームという部分、これがご質問ありましたいわゆるICT支援員という立場になるのかなと私どもは理解しております。ですので、町の方としても重要性は非常に感じているところではあります。なかなか適切な人材が見つけれられるかどうか、それに伴う負担をどうしたらいいのかという課題があることをご理解いただきたいと思います。そう

いった課題が解決できるのであれば町の方としても対応は検討したいなと考えているところ
であります。

なお、今各小学校に町の方の会計年度任用職員として学校教育支援員という方を1名ずつ
配置しております。この学校教育支援員につきましては、通常の授業におきます担任の先生
とのTT授業、二人体制での学習の学びを深めるための人員配置というように人を配置して
いるわけですが、この学校教育支援員の方々からもこのインターネット、ICT 関係の機器に
ついての資質能力を高めていただきながら授業を進めていく上でのこういったデジタル教材
なり教育コンテンツの準備など、こういったものも補っていけるのかなと考えているところ
であります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） これらその先に何を見出すかと、その教育の先に何を見出すかと
いうことが大事だと思いますけれども、仕事の自動化というのがこれから押し迫ってくるわ
けであります。私たちにとっては単なるリスクではなく、新しい技術を有効活用して今まで
存在しなかった仕事、新しい仕事が創出されるような条件を整えばAIをはじめとする新し
いテクノロジーというものは人間にとってのリスクではなくメリットにもなると思ってお
ります。

直面している少子高齢化、人口減少、環境問題、地方分散型社会と様々、これまでの知識
だけでは対応しきれない問題というものに前向きに対応して、より豊かな生活に転換する可
能性を持ち合わせていると思います。日本は高度経済成長期以降、時代の変化のスピードが
加速しました。工業化が進み新しい技術や電子機器が次々と登場して、その度に生活や文化
というものや価値観、また社会の仕組みというものが変わってきました。この時代を担った
世代というものはその技術等に適応する努力を強いられてきたと思います。当時の教育とい
うものはこういった生産現場に人材を有効に振り分けるということを目的としたものだった
のではないかと思います。就職や雇用のリクルートシステムに組み込むということで人材配
分を合理化したということでもあります。その結果、私を含めて多くの大人たちは、次世代に
も自分たちと同じ方法で勉強するということを求める傾向が生まれます。そこからなかなか
抜け出せないというような時代が続いているものと思います。しかしながら、その大人が子
どもだった頃に受けた教育というのが二、三十年前ということで、つまり同一商品の大量生
産がベースの、そういった価値観に基づいて構築された教育かなと思っております。

今の子どもたちが大人になって社会に出るのは約20年後であります。つまり単純に計算
しても四、五十年の時差が生じていると。この四、五十年の間に社会も文化も、そして世界
も変化し続けているということを忘れてはならないと思います。子どもたちへの教育の内容
と質というのは20年後、30年後の未来に直結しているわけでありますので、新たなテク
ノロジーを理解して有効活用することで新たな未来を切り開く、そのためにも今進化する
ときだと申し上げます。

続いて、大人の進化についてもいきたいと思っております。デジタル化、子どもたちだけ進化す
るわけにはいきません。大人も同時に進化していかなければならないと思っております。令和2年、

昨年の予算審査の部分で当時の総務課長が行政システムの答弁の中で、今後の行政システムは電子化、デジタル化等をまずは検討していこうと、内部で調整していくというようなことでありました。令和2年の当初予算案の審議の間ですので、どのような検討をされてきたのか、または調整されてきたのか。まず1点お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 内部でのデジタル化の部分でのご質問でありましたけれども、本町におきましては、特に職員の人事管理、出退勤管理、そういったものが従来から手書き方式で行われておりました、時間外の計算なども基本的にはそういったカードに記入したような形で行われているところでもあります。そういった部分を全面的にデジタル化できないかといったことで一度検討をした経過はありましたけれども、やはり費用とか準備、時間とかそういったものを勘案して導入については今後の検討課題としたところがあったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 費用とか時間とかという費用対効果という説明で確かあのときも一蹴されたような気がしますけれども、やはりこれからはデジタルの波というのが大波で来ると思いますので、費用対効果等をじっくり検証しながら進めていただきたいと思います。

人事に関わることですので町長にお伺いしたいと思います。これからのデジタル庁創設に伴って急速にデジタル化の推進というのが図られると思います。デジタル化の変革に備えた、いわゆる最高情報責任者、CIO と言うらしいです。またこれも横文字で大変恐縮でありますけれども、「Chief Information Officer」と言われるらしいですが、CIOやCIO補佐官というのがやはり他の市町村を見ましても少しずつ配置していたり、あとは様々電子関係のところと協定を結んだりと進んできております。ですので、CIOまたはCIO補佐官、町長としては設置するかどうか、そういう考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 現在国の方においてもデジタル庁が設置されているという中において、今の段階ではやはり霞が関のその国の中枢という部分から改革をしていかなければならないというようなことで進めていると認識いたしております。こうした中における地方公共団体での今後のデジタル化の推進ということからすれば、佐久間議員が先程申されたように、やはり乗り遅れてはいけない時代というような状況は確かにあります。しかしながら、行政の様々な行政事務の処理とかそういった部分に対するシステム化においては、ある面においては、先程佐久間議員が言われたように費用対効果、そしてある面においてはその行政が取り扱う量というものもやはり関係してくるのではないかと、このように思うところがあります。

本町においては90人という定員適正化計画の中における90人の行政と、一方、何千、何万というような職員がいる地方公共団体という部分については、このデジタル化を進めることによって、より効果が発揮できるようなこのシステムの構築ということは進むだろうと、このように思うところがありますが、本町においても、例えば法務省等での様々なシステム

からいたしますと、やはり国がこういうように進めていますよというような情報提供はございます。ただ、実際本町においてはどの段階で今後進めていくかということからすると、先程もありましたように、できるところから取り組むというようなことで内部では検討しているというような認識でいるところでもあります。

こうした場合におけるこれからのデジタル化の推進においてのより専門的な補佐官的な立場ということからすると、繰り返すようではありますが、本町の100人に満たない職員のこの行政事務処理という部分からすれば、やはり内部で検討するということが一番効率的なのではないかというように受けとめているところでもあります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 90人規模の職員体制、費用対効果という言葉も出てきましたけれども、その中で内部で検討した方が効率的ではないかというような答弁でありました。内部ということで行政の事務を総括しております副町長にお伺いしたいのですが、私も調べるまでCIOというものがそんなにいるのかなというぐらい、市区町村でのCIOの採用というのが全国で1,505市区町村、パーセンテージで86.4%、CIO補佐官というのが市区町村での採用が1,174、67.4%ということで、ある程度結構下準備はされているなど。CIOというのがいわゆる副市長、副町長というのが担っているということでもありますので、町長にすべて負担をかけるというわけではなくて、やはりデジタル化をする上で責任者、旗振り役が必要ではないかと思います。副町長、その辺、CIO的な役割を果たす意気込みがあるのかどうか。また、推進室等を立ち上げて情報収集、これからの推進に向かっていくというような考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） CIO、全国でも86.4%の地方自治体で専任されているということで、実は私も三川町の情報関係での、一応立場的には責任者ということになっていてところでございます。ただ、実際のところ知識においては担当者、担当部局の職員の方がずっと精通しているところではありますが、責任は私の立場で負っているところでございます。

今後CIOを補佐する専門的な知識を有する者の配置とかそういったことのご質問と思いますが、本町においては定員適正化計画の中で、必要な人材をどのような形で確保していくかということを計画でまとめているところでございます。その計画の中においても専門的な知識を有する職員については、いろいろな確保策があるところを捉えております。一番簡単と言いますか、その確保策の一つには町が直接雇用する、採用する、そういった手法もあれば民間から派遣していただく、または業務委託をする、そういったいろいろな手法がございます。

そういった専門的な知識を有する職員の確保ということでは、例えば健康福祉課における包括支援センターの主任ケアマネジャーについては民間から派遣していただいて、その知識を発揮していただいて包括支援センターの業務を成立させていただいております。このCIO補佐という職員についても町が直接雇用するのがいいのか、またいろいろな別の手法によって確保するのがいいのか、これは検討する必要があると考えております。現時点において担当

部局の方からそういった人材の必要性について、今現在提言なり上がってきておりませんが、今後そのような必要性を現場で感じるようなそういう要望、提言なりが上がった際には真剣に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） いわゆる副町長がCIOだったということでもありますので、他の自治体の事例を見ますと、CIO補佐官というのを庁舎内から登用して、CIO補佐官という役割を作って、しっかりその部分も担ってもらうというような仕事もしておりましたので、外部だけではなく、内部の定員適正化計画の中で行っていくということであれば、しっかりそういった役割を明確化していくべきではないかと思えますし、ボトムアップだけではなく、やはり副町長自ら陣頭指揮をとってデジタル化を推進していくんだというような意識を高めていただければと思います。

最後の決済サービスになりますけれども、そういった意味で町民または行政の方でもデジタル化を推進していくことによってお互いが噛み合って、より効率的に良い環境、関係になっていくのではないかなという意味でのデジタル化推進ですが、今日辺りに新聞の報道にも出ておりました。酒田市でまた電子決済サービスのポイント還元の補助をするということで、そちらの方のアンケートにも載っておりました。やはり実施した方々、ほぼ100%がポイント還元というのは消費効果があったと、いわゆる消費意欲を高めたというような回答がありました。約8割の方がクーポン券よりも効果があったと答えております。

プレミアム付商品券を今年度は検討しておりますけれども、ぜひ町民の方によりデジタルに触れていただける機会、もっとスマートフォンだったりタブレット等を少しでも触ってみると、例えば町がLINEをやっているなど、ここで情報がどんどん来るなどか、そういうデジタルの恩恵を感じてもらえるような事業展開をするべきだと思います。本町においてそういうデジタル決済サービスへの支援といいますか、その辺、他市町村と足並みを揃えて考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問いただきました電子決済サービスへの普及に関するご質問でございます。ただいまのご質問にもありましたとおりに、いわゆる電子決済サービスの環境が整っていらっしゃる方につきましては様々なポイント等の利益を得られるということで、非常に関心を持っておられるというところでございますが、先程の町長の答弁の中にもございましたが、本町の場合、大規模商業施設の中ではその電子決済サービスの設備が整っておるところがございまして、個人商店の中にはなかなか整っていないと。その中身を聞きますと、実は商品であるとか原材料の仕入れの際、その仕入れの対象の方が現金での取引を希望されるという状況にあって、販売のところでは電子決済サービスを先行すると、そのタイムラグの部分もあって不安なんだというような声もあるようです。

ただ、電子決済サービスやキャッシュレスの進展につきましては、当然個人や企業間の現金の移動、これもなくなりますし、社会の安全性や様々な業務の効率化ということも考えられますので、このデータの収集の中では、いわゆるビックデータの中でその個人に特化した

商品の紹介であるとか商品の開発というところまで実は繋がるものというように認識しているところでございます。

そういう意味では電子決済サービスへの利便性、あるいは犯罪防止、安全性、生産性についてはかなり大きな役割を果たすものと考えておりますが、現時点では商工会と相談をしながら町内の店舗の方のご希望等も汲み取りながら進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

1. 鶴岡市との一般廃棄物処理に係る事務委託負担金について	1. 将来的に多額の負担を伴う重要な課題として事前相談を求めていた議会に対して、経過報告や説明もないまま鶴岡市へ承諾の回答を行った考え方を伺う。 2. この負担金の算定方法並びに総額見込み等を町民各位に周知すべきとの附帯決議が可決されていることから、その具体的対応策を伺う。
2. 桜木地区住環境整備事業に関する再検証と今後の見通しについて	1. 以前から押切地区全体にわたる排水対策計画が存在していたようであるが、あえて調整池設置を選択した町当局の検討経過を伺う。 2. 桜木地区関係者のためにも速やかなる対応が望まれているところであり、今後の見通しに関する所見を伺う。
3. 令和4年から8年間続く農振除外規制への対応について	1. 昨年12月で締め切られた農振除外に関する申請件数及び計画内容を伺う。 2. 今月改定される「国土利用計画」では、令和12年における「宅地」の面積を今より89ヘクタール多い424ヘクタールとしているが、農振除外規制が続く中における国土利用計画内容と第4次三川町総合計画内容との整合性について所見を伺う。
4. 空き家対策の推進について	1. 県内では本町のみが空き家の寄附受入規定を条例化しているが、この規定の適用状況と今後の見通しを伺う。

2. 空き家件数の推移と今後の対応策等に関する所見を伺う。

5. 町公民館ホールの活用について 1. 子育て交流施設のホール利用申込が重複した場合に、町公民館ホールを予備として貸出しを求める声があることから、シルバー人材センターへの貸出し同様の対応ができないものか所見を伺う。

令和3年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、鶴岡市との一般廃棄物処理に係る事務委託負担金についてであります。将来的に多額の負担を伴う重要な課題として事前相談を求めていた議会に対して、経過報告や説明もないまま鶴岡市へ承諾の回答を行った考え方を伺います。

そして、この負担金の算定方法並びに総額見込み等を町民各位に周知すべきとの附帯決議が可決されていることから、その具体的対応策を伺います。

次に、桜木地区住環境整備事業に関する再検証と今後の見通しについてであります。以前から押切地区全体にわたる排水対策計画が存在していたようでありますが、敢えて調整池設置を選択した町当局の検討経過を伺います。

そして、桜木地区関係者のためにも速やかな対応が望まれているところでありますが、今後の見通しに関する所見を伺います。

三つ目として、令和4年から8年間続く農振除外規制への対応についてであります。昨年12月で締め切られた農振除外に関する申請件数及び計画内容を伺います。

そして、今月改定される「国土利用計画」では、令和12年における「宅地」の面積を今より89ha多い424haとしています。農振除外規制が続く中における国土利用計画内容と第4次三川町総合計画内容との整合性について所見を伺います。

四つ目として、空き家対策の推進についてであります。県内では本町のみが空き家の寄附受入規定を条例化しています。この規定の適用状況と今後の見通しを伺います。

また、空き家件数の推移と今後の対応策等に関する所見を伺います。

最後に、町公民館ホールの活用についてであります。子育て交流施設のホール利用申込が重複した場合に、町公民館ホールを予備として貸し出しを求める声があることから、シルバー人材センターへの貸し出し同様の対応ができないものか所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の一般廃棄物の処理に係る事務の委託について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

鶴岡市との「一般廃棄物の処理に係る事務の委託」における新たな「負担金算定」につきましては、鶴岡市と協議を重ねてまいりましたが、令和元年11月において最終的な協議に入り、その中において、両市町において議会に対する情報提供の日程等を調整した結果、回

答後の説明になったものであります。

なお、この負担金の説明につきましては、すでに議会に対しては行わせていただいたところでありますが、今後は必要に応じて機会を捉え、町民に対し周知を図ってまいりたいと考えております。

質問事項2の桜木地区住環境整備事業に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

桜木地区の宅地開発につきましては、昨年7月にオープンしました「テオトル」と並行して事業化を進めていたものであり、新たな住宅開発の雨水排水対策として計画したのが調整池の設置でありました。これは桜木地区の開発に伴う雨水排水の課題に対し、近隣の住宅地や道路、下流域への影響、造成工事に係る経費などを総合的に勘案して計画したものであり、ご質問にありました、桜木地区の都市的土地利用に直接関係した押切地区全体に係る排水対策計画はなかった中で出した検討結果であります。

今後町といたしましては、子育て環境の充実した桜木地区への住宅ニーズの高まりにできる限り早期に応えられるよう関係機関等との協議を進め、既存の排水路での開発が可能なエリアから先行して造成等に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項3の農振除外規制への対応について、1点目の申請件数等に関するご質問ですが、広報等でも周知いたしましたとおり赤川2期農業水利事業の工期が延長されたことに伴い、令和4年度から8年間、農用地区域からの除外手続きができなくなったところであります。これに伴う農業振興計画の見直しに係る農地転用等の相談を受け付けしたところ、相談件数が4件、相談面積は約2haであり、その内容は、用途変更と宅地への農地転用でありました。

今後は、相談内容を精査し、現地確認を行った上で変更計画を策定し、関係機関等からの意見聴取や県との協議を行ってまいりたいと考えているところであります。

2点目の農振除外と国土利用計画及び総合計画との整合性に関するご質問ですが、今後の土地利用に関しましては、第4次総合計画及び次期国土利用計画の中でも、その方針、方向性を示しているところであり、両計画ともにその方針等は整合性が取られているところであります。

また、次期国土利用計画における10年後の宅地の目標面積につきましては、89ha増の424haとしているところであります。

これは、今後10年間で目指す土地利用や開発に限らず、本町の特徴を生かしながら、各地区の均衡ある発展を基本理念に、8年間の農振除外規制に関わらず、将来的な土地利用構想として利用区分ごとの面積を積み上げた目標値となっているものであり、総合計画等との整合性は図られているものと認識しているところであります。

質問事項4の空き家対策の推進について、1点目の空き家の寄附受け入れについてのご質問ですが、これまで特定空家等の寄附受け入れに関しましては数件の相談があったところでありますが、寄附受け入れには至っていないところであります。しかしながら、特定空家等を減少させる有効な手段の一つであることから、引き続きこの制度の周知に努めてま

いりたいと考えております。

次に、2点目の空き家件数と今後の対応策等に関するご質問であります。現在、町内全域を対象にした空き家実態調査を実施しているところであり、その結果、住宅の空き家は138棟、前回の平成29年度調査より15棟増加する見込みであります。このようなことから引き続き広報等による啓発や空き家の相談機会を設けるとともに、解体促進補助事業や空き家バンク制度、リフォーム支援等により空き家等の積極的な利活用を促し、空き家棟数の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項5の三川町公民館として使用しております農村環境改善センター多目的ホールの活用に関するご質問であります。多目的ホールは過去の耐震診断により、構造上の耐震強度の基準を満たしていないことが判明していることから、安全性の面を考慮し、一般の方々への貸し出しはできないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、引き続き再質問させていただきます。

まず一つ目の鶴岡市との一般廃棄物処理に係る事務委託負担金について、この問題につきましては、先般いろいろと説明いただく以前から多大な負担金が発生するものということで、議会の中でもいろいろ議論されていた問題であります。来週の予算審査の際にも来年度のこの関係に対する負担金の審査が行われるわけですが、経常的な経費としてこれから毎年のように高額な負担金が発生するということから、1年も前から同僚議員がこの問題について、協議中の段階からいろいろと議会と相談してほしいという申し入れをしていたにも関わらず全く協議がなされなかったと。議員としましては町長が下された結論をただ報告受けたのみという立場にあるわけですが、そういった経過について確認の意味で質問させていただいたところであります。

先程の答弁でも少し触れていただいていたようですが、鶴岡市との協議の中で両議会に対しての対応ということも協議なされたということでしたが、鶴岡市では事前に市議会の方に情報を提供したという中で、本会議においてもいろいろと質問があったようですが、特に指摘されているのが施設整備費の負担について新たな均等割という方式が導入されたこと。そういったことから鶴岡市民と三川町民の1人当たりの負担額については約2倍の開きがあるというような市議会での指摘があったようであります。

こういったこともすでに三川町民の方々の方々の耳にも届いているかもしれませんが、そういったことを踏まえて、私ども議員としましては附帯決議としまして、町民の皆さま方にこの事情を十分理解いただけるように説明をお願いしたいということで今回質問させていただいたところでありますけれども、その答弁はなかったように感じますが、より具体的なこの附帯決議に基づいての町民向けの説明のスケジュール、それから説明の内容等について具体的なものがありましたらご説明願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 鶴岡市との一般廃棄物処理に係る事務の委託における負

担金につきましては、昨年の10月6日に鶴岡市よりこの負担金算定についての基本方針についての回答を求める文書があり、それに対して本町におきまして10月16日付けで回答を行ったというところであります。それで、鶴岡市との協議の中で、両市・町議会に対する説明等を行っていく日程調整を行わせていただきましたが、その際、10月23日にお互いの議会に対する資料提供を行うということ、またその後詳しい説明を行うということで調整されたものであります。鶴岡市におきましては各議員にタブレット端末でのデータ提供という形で、本町におきましては各議員に紙媒体での提供というようになったものであります。したがって、両市・町とも同じ日に情報提供がなされたというものであります。

そして、施設整備負担金と施設運営負担金の考え方についての見解ではありますけれども、これまでは施設整備負担金と施設運営負担金が一緒の算定となっていたわけですが、この改定によりまして施設整備負担金、まずは大規模な投資事業に対する負担金というものであります。その際、施設運営負担金については、その大規模な投資的な経費は除かれるということであり、これまで施設の委託料には解体経費や減価償却費も算定対象になっていたわけですが、今回の改定によりまして施設運営負担金に減価償却費及び解体分の負担金は除かれるということになったところでございます。

来週にはなるわけですが、22日の予定で今回の協議の原案がまとまりました協定書の案と覚書の案につきまして詳細な説明をさせていただきたいと考えておりますし、また今後の町民等に対する説明という部分につきましては、今現在具体的な日程というところはまだ固まっておりませんが、廃棄物減量等推進審議会等におきまして説明していきたいという考えは持っておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私が言いたかったのは、12月議会において12月8日付けで提出しました附帯決議のことでありますので、単なる廃棄物処理審議会の席上で説明するというレベルにはとどまらず、今後将来的な負担が大きくなるのしかかってくるということを幅広く町民の皆さま方に知らしめをしてほしいということでの附帯決議の趣旨を是非とも実行していただきたいという1点のお願いであります。

併せて、附帯決議の中にも書いておりますけれども、問題はこれからの負担については鶴岡市との関係性もありますのでいまさら否定する話でもありませんし、応分の負担は必要と考えておりますが、肝要な点は廃棄物の減量化に対する町民の皆さまからの理解と協力に關することですので、これも併せてこれからの廃棄物処理に伴う負担金の算定方法について理解いただくと同時に減量化の推進も含めて、町民の皆さま方に広く周知を図っていただきたいと思っております。

二つ目の質問に入らせていただきますが、再三一般質問させていただいておりますけれども、桜木地区の住環境整備事業については非常に大きな問題で、一体いつまでこの状態を続けていくのだろうということで非常に心配しているところであります。なぜ当初の計画にストップがかかったのか。その後、2年間ほどストップした状態が続いているということについて検証しながら今後の対応について、是非とも前向きな考え方を示していただきたいとい

うことでの質問であります。

まずは令和2年12月の議会定例会でもこの問題について質問した際に、特に調整池の問題について、答弁の中で現況の排水路に排水することは難しいという判断があって、さらには三川産業団地やアクロスプラザには調整池方式で排水対策しているところがあると。先程答弁にありましたが、経済比較した場合でも調整池が有利ということで判断したという回答をいただいているのですが、いろいろと時系列で考えてみますと、土地改良区に対してこの業務を請け負った協和コンサルタンツが土地改良区を訪れましたのは平成29年1月19日の1回のみということでございました。昨日土地改良区に行っているいろいろ経過を確認してきたところでありますけれども、その際の協議の内容というのは当然土地改良区としては現行のままであれば排水はできませんよということで、何らかの代替え施策が必要ですよという話に対して、協和コンサルタンツからは調整池で計画中ですという回答があったということなものですから、土地改良区としては対応策としての調整池という話であればなるほどなというようなことで受けとったというようなことだったわけですが、つまりは最初から調整池ありきというスタンスで協和コンサルタンツは動いていたという話なんです。

どう考えても三川産業団地にも確かに調整池があるわけですが、あの産業団地という名称から見ても無機質な工場や倉庫が建ち並んでいる中に設置されている調整池、あるいはアクロスプラザの場合ですと、本当に小規模な小さな水溜めというような程度のものであります。一方、鶴岡市の美咲町ですときれいに自然豊富で、確かにこれが調整池かと見誤るようなグラウンド整備された調整池方式になっているわけですが、毎日のように役場の3階から眺めますが、あの桜木地区の30m、100mの単なるプールが2基設置されるということはどう考えても、これは私の個人的な感想になるかもしれませんが、住宅団地の中に30m、100mの二つのプールが設置されるということは非常に違和感を感じるのですが、町長として協和コンサルタンツからそういった調整池ありきの計画書を受けとった際には違和感というものがなかったのかどうか、町長の認識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員が言われますことは、あの桜木地区の開発の基本計画、そして実施計画というようなことでの設計図面ができあがった段階で、鈴木議員も当時の同僚の課長からその説明を受けているはずです。あの段階で私が一番違和感を持ったのは、調整池ということが住宅地開発における、言うなれば販売価格、これに大きく、この負担分がすべて土地の売買価格に連動してしまうというような部分と、それから住民に対しての説明においては、やはり環境面での不安というようなことも意見として出されたところでありました。

さらには先程ございましたように排水経路という部分からすると、土地改良区からは調整池があればというようなことでの理解はいただいたということでありましたけれども、これがすべて開発ということからすれば、やはり原価、これが非常に高コストというような状況になるということは、私自身は大変危惧をしていたところでありました。

その中において、当時の開発区域、1区から4区、4期の計画区域の中においては、現在のテオトルの西側に勾配を付けて、東側への負荷を低減するというような対策を講じたとい

うことであります。その後の経過においては鈴木議員が言われるように、この調整池がなくてもこの開発手法ができないのかなというようなことで検討した結果、押切地区全体の排水計画を見直すことによって、今回計画しているまずはこの負荷の低減を図りながら、できるところから開発を進めていくというような方針に至ったところであります。

やはり鈴木議員から言われるように、開発というものは単なる子育て世帯の方々を本町に誘導するというようなことだけではなくて、ある面においては、子育て支援ということからすれば、負担の少ない土地、そして住宅建設に繋がるようなこれからの開発にしていかなければならないというようなことでの、ある面においては前に進もうといった部分を一度その段階をチェックして、他の方法がないかというようなことの検討経過において今日まで至っているというような状況でもありますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） まさに最後の言葉をいただきましたが、チェックが必要だと、事業を進めるにあたっては慎重なチェックが必要だというお考えかなと受けとらせていただいたところでありますが、そのように考えますと、質問の文言の中には入れなかったのですが、押切地区全体の事業としては県営事業として平成26年度に農村地域防災減災事業、いわゆる二丁排水に設置されます排水機、また瀧団地、かねてから瀧団地での水害対策で問題になっていた部分についての排水機の設置というようなことと合わせて、押切地区、三本木から対馬、上町の一部も含めた形で二丁排水に対策をするというようなことでの管渠改修事業というようなものを含めた形で県から示されていたわけですが、まず最初に、この平成26年度の農村地域防災減災事業において、三川町でもこの事業に関していろいろと要望等がありませんかという県当局からの問い合わせがあったはずですが、その辺の有無について所管の方から返答をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ございました、現在進行中の京田川地区の防災減災事業につきましては、ご質問ありましたとおりに平成26年から県と打ち合わせをしながら、その内容の設計を行っているというところでございます。この中につきましては、もともと二丁堀地区、瀧団地周辺、それと二丁排水、土口周辺ですけれども、こちらにつきましては、恒常的に夏季等に雨水の大きな洪水の被害があるというところで、当初は町の方で整備をしたいということで県の方に要望を上げたところでございます。その後、県の方で京田川流域が多く範囲で恒常的に洪水被害があるということで、県の方で一体的に整備を進めるということで、京田川地区一体とした防災減災事業に取り組まれたというところでございます。そんな意味では、二丁堀及び二丁排水の洪水被害の状況につきましては、県の方に要望して、その被災がなくなるようにということでの情報提供を行ったというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） そこまで県の方から善処ある対応を前向きに回答いただいて、実際に工事が進んだ。併せて、先程紹介しました横断管渠改修事業について5ヵ所指定なってい

る話ですが、これについてはまだ執行されていないものの、昨日土地改良区に確認しましたところ、平成26年度から平成34年度、つまりは令和4年までの事業計画になっている関係上、まだ廃止になっているわけではないと、廃案になっている計画ではないということだったのですが、そうしたことを踏まえすと、時系列で考えていただきたいのですが、今の防災減災事業については平成26年からスタートしている。なおかつ、今答弁もらったように三川町に対してもいろいろと協議を進められてきた。先程来紹介しています協和コンサルタンツからの基本計画に着手されたのは平成28年6月からです。そうすると、平成27年には少なくともこの辺一帯を含めた防災減災事業として排水対策を検討する時間があつたはずというように考えざるを得ないです。つまりは、令和元年度に実施された雨水排水計画策定業務委託、石川測量事務所から動いていただいて回答をもらったわけですが、本来はこの調査業務というものは平成27年度に行えば、桜木地区の住環境整備事業についても大きな調整池を設置することなく、一気に事業を進められなかったにしても、ある程度排水対策が進んだ部分から宅地造成事業ができたのではなかろうかというように考えられるわけです。

そういったところまでの計画を見直す、いわゆるチェックを慎重に行うということがなされずに、とにかく平成28年、29年、30年には分譲を始めるんだというようなことについては12月議会の一般質問でも答弁いただきましたが、消費税引き上げ、オリンピック特需といった原因があるということだったのですが、本当に果たしてそれだけの問題だったのか、なぜここまで宅地分譲を急がなければならなかったのかという部分について、町長の認識を伺えればと思いますが、いかがだったのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 桜木地区の住環境という部分に関しましては、先程鈴木議員から言われたように押切地区の農村の減災防災のあの排水機場の設置というような段階においては、桜木地区の農地という位置づけで、これらの排水区域というようになっていたわけでありませう。これが現状では赤川2期の農業水利の事業における、これらの排水対策ということも、これは当然期待はしていたところでありませう。しかしながら、現状からいたしますと、現在の0号という三本木から土口に行くあのところまででもう終了ですというようなことになったわけでありませう。

そういう経過の中においては、何が原因かと言え、計画は確かにあつても現実的にあの東3号の幹線用水路の西側、西側においては大雨の段階における、時間雨量にもよりますけれども、非常にあの地域の排水というものは物理的にも非常に時間がかかると。ある面においては長時間にわたる冠水というようなそういう現状があつたというようなことでもありませう。そうすると、桜木地区の住環境、住宅地開発という部分に関しましても、やはりよほどの調整池、あるいは排水系列の見直しを図らないと、開発に取り組むことは非常にハードルが高くなつたというような現状でもありませう。

そういうことからやはり先程申し上げましたように、どこかでその判断というものに関しましてはチェックをしていかないと、このまま進んだ場合においては、ある面において宅地

造成はできていながら販売単価からいたしまして非常に高額な土地の価格になるという想定もあったというようなことから、やはりもう一度検討すべきという判断に至ったところであります。これは鈴木議員もおっしゃられるように、排水の系列という部分に関してのその測量、あるいは設計というものについての可能性というものに案外期待はしたわけですが、それと開発経費というものがどうしても、バランスを考えた場合においては、どちらにしても負担が大きくなるということは、これはあの段階においては判断をせざるを得ないというようなことをご理解をいただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 質問している私もいまさらという感は否めないところではあるのですが、ただ返す返すもせっかくあそこまで推し進めた桜木地区住環境整備事業が今頓挫しているところを顧みるという意味でいろいろと質問させていただいているわけですが、まずは前向きな形で進めたいということが本当の真意であります。参考までにその調整池と排水路整備とのコスト的な部分というような話は町長の方からも説明ありましたが、先程来紹介してありますとおり30m、100mのプールのあの大きさを宅地分譲するとなった場合、他の正規の試算のレベルですけれども、宅地分譲にするとした場合に約1億8,000万円の販売益が出てくる。つまりは、それは今言った東3号の下を通すための排水の事業費に充てることができたというわけでしたので、そういったことでこれからの排水対策という部分について前向きに考えていただきたいのです。

これから可及的速やかに桜木地区の開発を進めるということを考えるにあたって、実は、以前の話になって恐縮ですが、平成29年7月に株式会社ロックから公民共同宅地開発事業という提案がなされまして、土地開発の土地利用計画の段階でありましたけれども、事業検討それから町との協力協定によって売買契約の締結についてまで一手に引き受けますよという提案がなされたようですが、これについては株式会社ロックからも積極的な自主的な提案だったものか、それとも町の方から要請したものか。その経過と、その後尻すぼみになって一切見えなくなったわけですが、その後の顛末等について一度説明をお願いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 桜木地区の住環境の開発という段階においては、株式会社ロックに対しては、開発計画前に、もし開発するということであれば事業を引き受けてくれませんかというような要請をいたしたところ。その段階においては条件があると、やはりやるからには民間のスピート、それと販売の坪単価、そういった部分での条件が揃わなければだめだというようなことがございました。そういう経過の中においては、先程来話が出ています桜木地区の住環境の開発の設計業務を委託したら、やはり調整池を設置しなければならないというようなことになって、それであれば民間としてのその開発を引き受けるということではできないというような経過がございました。ただこれは正式に依頼をしているということではなく、今まで開発に取り組んできている経験のある企業というようなことでの、何も株式会社ロックという会社にこだわったわけではなくて、そこを開発していただける企業であれ

ば、そういったところからの協力を得られるかなということで打診はしたというような経過がございました。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 町長から説明いただきました、ありがとうございました。ただ最後の部分、いろいろな販売条件等がある中で、調整池の設定では株式会社ロックは動きませんよという説明だったようですけれども、実は株式会社ロックから出された基本設計の中には調整池がきちんと載っているんです。これはなぜかと言うと、協和コンサルタントが提出した基本計画に基づいての分譲区分なわけですので、当然調整池が設定されている。これをよしとして株式会社ロックでは販売計画が立てられますよということで、この公民共同宅地開発事業というものが提案されたということですので、調整池があるがゆえに株式会社ロックでは事業展開できませんよという答弁は異なるのではないかと、違うのではないかと感じますので、その辺について再度説明お願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 当時の開発ということからすれば、当然民間でありますので、その条件にあった構想図というものは当然作成をしたというようなことであろうと思います。そういったことからすれば、やはり先程来申し上げている地域の住民の環境に対しての様々な意見とか、それも総合した形での株式会社ロックの方からは辞退があったというような経緯であります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 以上了解いたしました。それでこれからの進展、桜木地区の開発の中において、第4次三川町総合計画の中にも、民間活力による住宅整備や住宅開発を促進するというようなことが記載されているわけですし、また改めてこの株式会社ロックの民間パワーをお願いできないものかというように感じるところです。行政が動くよりは、よりスムーズに迅速な対応が図れるものではなかろうかというような期待を含めての話ですが、見通しとしてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 当時、町長より答弁がありました民間ということで株式会社ロックの名前が挙がりましたが、株式会社ロックに限らず今後、やはり現状の土地の開発のあり方、造成等も含めて、そして道路の切り方等、またその負担もございませう。当時株式会社ロックの方からも確か提案された中には、行政なり土地開発公社等で一定の宅地化を進めた後で、その販売について協働で行いましょうか連携して行きましょうかというご提案だったかと思っております。そういったものは現在まずは話としてはとまっているわけですが、先程町長から答弁ありましたとおり、今後開発する、また住宅販売をするにあたっては、土地開発公社をベースにしながらも民間の活力ということで、民間から販売の方を担っていただくということも選択肢に加えながら対応を進めてまいりたいということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） となるとやはり排水対策をいかにスムーズに進めるか、迅速に進めるかというような話になるわけですが、まずは来年の予算について、詳しい話は予算審査の際に確認させていただきますけれども、先程も町長から説明ありました、確か0号の排水路に対して来年度の予算が計上されているという認識でおるのですが、逆になぜ6号までの、少なくとも0号と6号という二本の排水路の整備計画を、もう令和元年度に答えが出ているわけですから、令和2年をおいて令和3年度という1年おいた時期にも関わらず、単なる0号のみの排水対策ということでは、ますます桜木地区の住環境整備事業が遅れるのではないかという懸念がなされるわけですし、結局は桜木地区の排水対策としてメインになるのは6号排水路ということだったわけですが、是非とも6号排水拡幅工事のための予算措置を、補正予算でも構いませんので、できる限り可能な速さで対応をお願いしたいというところです。

この排水対策については、単純に6号排水路の拡幅ということ、もし県の方の事業了解がとれば、サイフの改修という工事も全く可能性としてゼロではないという話でありましたので、併せて検討してほしいと思いますが、実はこれは個人的な提案ということになるのですが、その6号排水を単に拡幅するだけではなかなか順調な排水対策ができないという場合を想定して、今盛んと工事されています灌漑用の用水池の脇に6号排水からちょうどすぐ隣の水田地帯に調整池を設けることによって、桜木地区に本来設けるべき調整池を敢えて水田地帯に調整池を設けるということにすれば、6号排水も上手く機能して流れるのではないかというような話を実は土地開発改良区の関係者の方にどんなものでしょうかというようなことで提案しましたら、なるほどそういった方法もある程度効果が期待できるかもしれない。併せて、灌漑用水に対して今東3号から水を取り上げるということだったのですが、隣にある調整池の上澄みのきれいな水をポンプアップすることについてはどうでしょうかというような話をしましたら、灌漑用水を使う受益者の方々の了解さえ取れば、それも全く可能性が否定できないというような話もありました。

こういった開発をするにあたって何が壁になるかと言いますと、次の質問の農振除外規制が絡む話ですが、この辺については農振除外規制を担当する産業振興課として、もし桜木地区の住環境整備のための調整池を水田地帯に設けたいという場合は許可なるものかどうか、分かる範囲でご答弁いただければと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま現在進行中の国営2期工事の隣に排水用の調整池の設置というようなご質問でございました。まず第1点でございますが、その排水用の調整池が農村の防災上ということでの例えば調整池であるというように捉えた場合に、農業関連施設というように捉えられるということがあろうかと思えます。その場合はいわゆる農業振興地域の除外というよりも用途の変更ということで農業施設関係という捉え方ができるかと思えますが、ただ用途は桜木地区の宅地造成に関するものと捉えた場合には、農業施設としては厳しいのかなど。そうしますと、一般の農地転用の対象になろうかといふように考えるところでございます。

そしてもう1点、先程排水路の上澄み、きれいなところを用水、今は国営2期の灌漑施設

は用水でございますので、排水を用水の方というお話でございました。関係者からの承諾が取ればということでございますが、これは個人的なお話になりますけれども、三川町の宅地開発ということで町内の農地所有者の方からは話の仕方によってはもしかしたらご承諾をいただけるかもしれませんが、今回の国営2期工事につきましては酒田地区の農地につきましても広く灌漑用の用水として使用されるということで、町外の方からの承諾というのは、上澄みということですが、排水が流入されることについて理解をいただくのはどうかかなというところも少し、これは余談ですが、加えさせていただければと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今説明いただいたとおり、ひょっとすると農地除外の正規の手続が必要なるかもしれないし、用途変更という簡単な手続で済むかもしれないというところからすると、少なくとも東3号までのラインについては、今のうちに令和3年度中に農振除外をしておいた方がいいのではないかとということをご提言申し上げたいと思います。

次の話になりますけれども、そういった部分ではその総合計画のもとになります国土利用計画では大幅な宅地造成というような計画の数字になっている。これについては整合性がとれていると、つまりは令和12年度の計画期間にとどまらず、その先の将来を見越しての計画ということでありましたのですが、これはやはり一般の方々がこの計画書を見る限りは令和12年度までという明確な範囲が指定されているわけです。その中で、実は先を見越した数字ですというのはあまりにも無責任な説明ではないかと感じるころでして、もしそういったことであれば、その国土利用計画なり総合計画の中にきちんと令和4年から8年間は農振除外規制に係る関係上、このとおりに実施できないけれども、将来的な計画の数字ということで上げさせてもらったというような説明があって然るべき、それが行政としての町民に対しての礼儀だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 計画書の作り方につきましては、議員もご存知のとおり先の10年、現行計画ですね、それも同じような作り方をしていますし、来年度からスタートします次期の国土利用計画についても先に案をお示ししましたとおり現行のものを踏襲しながら策定を進めているところであります。

そうした中、計画書の中に資料編で出てきます令和12年度の数字については、議員おっしゃられるとおり、その表の中では確かに令和12年ということでは載っておりますが、これも説明させていただく機会があったかと思っておりますけれども、図面として構想図というものを合わせてご提示させていただいたところでありました。これに基づく数字ということで、確かにそういう記載はなっていないと思いますが、まず構想ということでやはり土地利用、今後の町の町土の利用計画、構想であるというのがやはり国土利用計画の町の町土利用の方針を示す計画書であるということからすれば、必ずしもこの計画書をもって令和12年、10年後までこれだけ開発するというように取るものではなかろうというように認識しておるところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 公務員として姿勢の問題かなというように今の答弁を聞いて感じたところでありますので、是非とも矜持を十分考えていただきたいと思います。

時間もなくなりましたので、最後の三川町公民館、旧三川町公民館と言うべきなのか、農村環境改善センターのホールの取り扱いについてであります。再三質問させていただいている答弁では耐震補強になっていないからというような話は十分理解しておるところですけれども、質問にも書いてありますとおりシルバー人材センターの作業所としてホールの脇の部分を活用していると、したがってそのホールの中を通路として通っているというような利用状態もあるわけですので、私が質問することによってシルバー人材センターの方々がホールを通れなくなるようですとやぶ蛇の話になりますので、そこは十分配慮いただきたいと思うのですが、何を言いたいかと言うと、あくまでも予備ということで一般貸出をしないと、もし万が一、テオトルのホールがバッティングした場合の予備の対策として農村環境改善センターホールを一時的に貸し出すにとどまるという考え方であれば誰も否定しないし、むしろ町民の皆さんからは喜んでもらえるのではないかと、いわゆる度量のある判断・対応だなということで評価を受けられると思いますが、こういった考え方についての対応はいかがでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤農村環境改善センター所長。

○説明員（佐藤 亮農村環境改善センター所長） 農村環境改善センターのホールにつきましては、確かに議員ご質問のとおりシルバー人材センターの方にホールの西側の倉庫部分を貸し出ししております。その部分につきましてはあとで増築したということで耐震強度等は基準を満たしている部分であり、そこを通路代わりには確かに使っているところであります。今ご質問がありましたように、他の一般の方々に臨時的であっても貸し出しができないかというようなことでもありました。やはり町といたしましては耐震強度不足、いつ災害が起こるか分からないという状況の中では、一時的なものであっても貸し出しは難しいというように判断しているところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今後も続く話ですので、善処をお願いして質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員）

- | | |
|---|---|
| 1. ウィズコロナ、アフター
コロナを見据えた行財政
運営について | 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止策としてこれまでも財政
的な支援が行われてきたが、長期化によって影響が懸念され
る飲食店や納入業者、新入学を迎える子育て世代等への新た
な支援策について町の考えを伺う。 |
|---|---|

	<p>2. コロナ禍による税収の落ち込みが予想され、財政運営が懸念される。令和3年度の見通しと「中期財政計画」「公共施設等総合管理計画」への影響について伺う。</p> <p>3. 感染症の拡大に伴い、ICT をいかに活用するかが民間、行政ともに課題となっている。マイナンバーカードの利用拡大や、行政手続きのオンライン化など、本町におけるデジタル化の方針を伺う。</p>
2. 地域おこし協力隊について	<p>1. 現在の隊員が任期満了を迎えるが、これまでの活動内容と終了後の予定、制度に対する町の所見を伺う。</p> <p>2. 令和3年度より新たに「地域おこし協力隊インターン」や「地域プロジェクトマネージャー」制度が創設されるが、本町での任用について所見を伺う。</p>

令和3年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた行財政運営について。

新型コロナウイルス感染拡大防止策としてこれまでも財政的な支援が行われてきましたが、長期化によって影響が懸念される飲食店や納入業者、新入学を迎える子育て世代等への新たな支援策について町の考えを伺います。

コロナ禍による税収の落ち込みが予想され、財政運営が懸念されます。令和3年度の見通しと「中期財政計画」「公共施設等総合管理計画」への影響について伺います。

感染症の拡大に伴い、ICT をいかに活用するかが民間、行政ともに課題となっています。マイナンバーカードの利用拡大や、行政手続きのオンライン化など、本町におけるデジタル化の方針を伺います。

次に、地域おこし協力隊について。

現在の隊員が任期満了を迎えますが、これまでの活動内容と終了後の予定、制度に対する町の所見を伺います。

令和3年度より新たに「地域おこし協力隊インターン」や「地域プロジェクトマネージャー」制度が創設されますが、本町での任用について所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項1のウィズコロナ、アフターコロナを見据えた行財政運営について、1点目の新型コロナウイルスの影響に対する町の支援策に関するご質問であります。現在この感染症による感染はいまだ終息には至っていない状況であり、また、住民向けのワクチン予防接種

の開始も予定されておりますが、効果を発揮するまでには一定の期間を有することから、当面の間は現在の状況が続くものと考えているところであります。

このように影響が長期化する中において、本町におきましては、町民の健康と暮らしを守るため、引き続き感染拡大の防止に努めるとともに、経済対策も含めた地域活性化に取り組んでいく必要があると考えております。そのため令和3年度においても中小企業等振興支援事業を通じて、幅広く町内事業所等を支援していくとともに、福祉、教育等各分野にわたり必要となる支援策につきましても、国、県をはじめ関係機関等と連携しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の令和3年度の財政運営等に関するご質問であります。新型コロナウイルスの影響による税収の減少は、本年度のみならず令和3年度においても、さらに減少が続くものと見込まれております。一方、国の令和3年度地方財政計画においては、令和2年度と同等規模を確保することが示されており、本町歳入の大宗をなす地方交付税については、一定の確保が図られるものと見込んでいるところであります。

また、歳出面におきましては、大規模事業実施に伴う公債費や扶助費等社会保障費などの義務的経費の増加に対応していく必要があることから、令和3年度におきましては、将来の財政負担を見据えた財源調整を図りながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後、税収等の歳入不足、義務的経費の増大が見込まれる中で、これからも健全な財政運営を維持していくため、毎年策定している「中期財政計画」、また平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」についても見直しを行い、事業の選択と集中による効率的な行財政運営を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の本町におけるデジタル化の方針に関するご質問であります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政の役割を大きくクローズアップすると同時に、デジタル化の遅れという課題も浮き彫りにしたものと捉えております。また、社会が大きく変容し、ICTを積極的に活用した、より良い社会づくりが求められている今、行政としてもその変化に対応していかなければならないものと認識しているところであります。

本町におけるデジタル化については、現在、住民記録や税務、福祉などの基幹系業務などにとどまっておりますが、今後は国が示すマイナンバーカードを用いた各種申請や届出のオンライン化、情報システムの標準化の取り組みとともに、それを基にしたデジタル化の拡充を図っていく必要があると考えております。

次に、質問事項2の地域おこし協力隊について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の活動の評価等に関しましては、平成30年度より着任していただいている隊員について、SNSや地域FMラジオ放送等による町やイベント等の紹介・PR、さらに、様々な企画により本町の知名度のアップに大きく貢献していただいております。その活動を評価するものであります。

今後、活動の終了後については、本町の発展に繋がる起業が実現するように、支援について検討してまいりたいと考えております。

また、国ではこれまで行ってきた「地域おこし協力隊」の制度に、隊員が思い描く地域や活動との不一致を解消するための「インターン」や、地方公共団体の重要プロジェクトにおける関係者間の橋渡しや事業管理を行う「プロジェクトマネージャー」の仕組みが新たに加わったところであります。

本町での地域おこし協力隊制度の活用につきましては、現在の隊員の活動実績や成果を踏まえながらも、新たな隊員の必要性や期待される効果を十分に検証した上で判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 縷々説明していただきました。再質問させていただきます。

新型コロナウイルスでありますけれども、昨年1月に国内で初めて感染者が確認されて以来、1年以上経った今でも東京圏では緊急事態宣言が発令されておりますし、国内においては1日当たり1,000人を超える感染者が確認されている現状となっております。

全国の見通しということでありましたが、新規感染者の数というものは本年1月に入り減少気味な傾向をたどっていたものが、2月中旬以降は減少スピードも鈍化しておりまして、下げ止まる可能性があり、今後は再拡大に注意が必要とされているところであります。隣の宮城県におきましても1日当たり100人の感染者が出ておりますし、今日の昼のニュース等では県内においても11人の感染者が確認されたというようなことであります。

ワクチン接種の計画が進む中、変異ウイルスといったものも確認されておりまして、感染拡大防止対策の長期化による経済への更なる影響が懸念されるところです。本町におきましても学校等教育機関をはじめまして事業者、各種団体において事業の中止、または集会、会食の禁止等、様々な感染防止対策が取られてまいりました。特に飲食店にとっては年末年始、または年度末の繁忙期、いわゆる書き入れ時になるものですが、そういった集会等の中止によりまして影響は大きかったと伺っております。

町内の飲食店の経営状況について、町としてどのように捉えられているのかお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 町内の小売店あるいは飲食店につきましては、昨年の新型コロナウイルスの発生状況におきまして、いわゆるステイホームということでなかなか外に出て購買、あるいは飲食の機会が少なくなったということで、その売上等につきましてもかなり大きな影響が出ておるといことで認識をしているところでございます。

昨年につきましては、県が実施をしております緊急経営改善支援金でありますとか、あるいは本町が独自に実施をいたしました中小企業等の応援給付金、こちらにつきましては売上の減少した店舗につきましても支援を実施したというところでございます。

また、令和3年度につきましても今後の様々な国・県等の施策については、その協力をしてまいりたいということで、中小企業あるいは飲食店の支援に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 様々な経営支援等を行われてきたと、また県や国の経営支援に合わせて行われてきたというようなことでありました。やはり影響が長期化しているということで、そのときの支援策というものはあったわけではありますが、この長期化に備えた支援策というのは果たしてあったらと思うようなところでありまして、マスコミ等の報道で夜間の飲食店が新型コロナウイルスの感染源と大きく報道されました。感染拡大防止の観点から飲食を伴う会合の自粛というものは広く捉えておりまして、中に事業継続が厳しくなっているというような店もあると伺っております。

町内の飲食店ではありますが、会食の場だけではなく、特に地区の公民館が閉鎖されて以降は貴重な会合の場としても機能してまいりました。そういった店舗の衰退といったものは地域にとっても大きな影響を及ぼすものと考えます。これまでも経営支援、また利用拡大のクーポン券などの発行が行われてまいりましたけれども、本町でも独自に「みんなで応援クーポン券」というものが発行されたと思います。その効果についてどうであったか。また、店側、利用者側の意見としてどういったものがあったかお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問にございました、昨年5月に実施をいたしましたプレミアム付クーポン券でございます。こちらにつきましては、クーポン券の1枚を飲食店に特定をした形での発行ということで、飲食店の方の支援を行ったというところがございます。

プレミアム付クーポン券につきましては、全世帯の方に町民の方に配布をさせていただいたということで、発行金額といたしましては、697万3,200円ということでございます。利用枚数としては3万4,866枚、割り返した利用人数ということでございますが、2,906人ということで現在確認をしているところでございます。

こちらにつきましては、各商店の方、あるいは飲食店の方からも、一番厳しい時期と言いますか、新型コロナウイルスの影響につきましてまだ不安をお持ちの時期に、かなり早く対応していただいていたかというような意見をいただいているところでございます。実際の効果といたしましては、先程お話いたしました額あるいは人数の動きでございますので、その分について経済的な効果もあったものというように認識しているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） みんなで応援クーポン券の全戸配布といったものは非常に効果があったものと捉えて良かったのかと思います。また、飲食店の利用活性化といったものが図られたのかと思います。しかし、発行は今年度1回の発行で終わっております。有効期限も定められておりまして、5月から8月末までといった有効期限でとどまっております。やはり影響が長期化しているということで、冬場の忘年会といった書き入れ時の減収にはなかなか応えられなかった部分なのかなと思うところであります。

令和3年度予算に盛り込まれております第3次補正予算、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金というものはある程度自由に使える交付金と伺っております。今後の対応について融資制度の強化、また独自の持続化給付金、プレミアム付商品券の発行など、経営支援と合わせましてこういった店舗の利用の活性化というものが必要と考えますけれども、その策について具体的な支援の計画があればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まずは昨年の商品券等の執行の状況でございますが、今お話いたしましたクーポン券につきましては5月中に発行して配布をさせていただいたと。そして、いわゆるプレミアム付商品券につきましては、お盆の様々なお買い物の前ということで8月の頭に第1期を実施させていただいたところでございます。そして、年末のお買い物の前ということで、11月に第2期を発行させていただいて、その期限が先日の3月14日までの期限というところでございます。

このような形で新型コロナウイルス感染症が長期化するということは想定しておらなかったわけですが、消費者の方、事業者の方、双方になるべく長期的な形で支援ができるようにという形で、令和2年度につきましてはクーポン券及びプレミアム付商品券の発行に努めてまいったところでございます。

そして、先程ありましたが、借入れあるいは継続支援の様々な施策でございますが、そちらにつきましても、県、国等の事業を受けましてこちらに協力してまいりたいと考えているところでございますが、現時点で中小企業支援ということで想定しておりますのは、先程お話をいたしました、令和3年度分につきましてはのプレミアム付商品券の実施ということで想定をしております。今後県あるいは国等での様々な中小企業あるいは飲食店の支援の施策が発表された際には、そちらの方に協力をしながら、本町の中小企業あるいは飲食店の支援に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 先程も同僚議員の質問にあったプレミアム付商品券の発行でありました。やはり良い面もあればデメリットもあろうかと思えます。プレミアム付商品券でありますと一部の商業施設に流れる場面があったりすることも考えられることだと思います。先程長期的なというような支援の方法がありましたけれども、やはり幅広い業種に広まるような支援策をお願いしたいと思います。

子育て世代の支援についてお伺いします。これも今年度、令和2年度三川町子育て世帯への臨時特別給付金といたしまして、国の1万円に上乗せする形で町から1万円を加算して支給されております。しかし、やはり長期化というもので影響が子育て世帯へ広まっておるところであります。国の支援策も生活保護、また特例貸付や資金補助の支援策といったものはあるわけでありましてけれども、ある程度普通に生活している世帯にとってはなかなか支援を受けられるといったような支援策ではありません。先日政府が示しました困窮子育て世帯への給付条件といったものも住民税の非課税世帯といった厳しい条件の中の給付金ということで、恩恵を受ける世帯は少ないのかなと思うところあります。

年度末を迎えまして小中学校の新入学の費用が高額だと伺います。制服、自転車、ランド

セルや体操着等、特に新型コロナウイルスの影響による減収世帯には大きな負担となっております。県内自治体におきましては入学時にかばんやランドセルを寄贈する自治体もありますし、また入学に対し祝い金を交付するといったような自治体もあるようでございました。この度の新型コロナウイルスの影響によりまして、所得減少の世帯もあることから、子育て世帯臨時特別給付金の再支給や学用品の支給といった支援を望む声があるわけでありましてけれども、この点について町としての考えをお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 子育て世帯へのそういった支援策について、臨時交付金について充てているというのは当然臨時交付金の趣旨にも沿うことだと考えておりますけれども、現在県の、先の県議会の中でも来年度の予算審議の中で県独自でもいろいろな子育て世帯への支援が考えられているようでございますので、そういった総合的な支援策も含めてどういったものが効果的なのかといったことを勘案して、本町のその臨時交付金については活用を図ってまいりたいと、現時点ではそのように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 臨時交付金の使用の仕方、活用の仕方というようなことでありました。客観的に見たところでありまして、第1次の臨時交付金につきましては、町民また事業者にとって幅広く還元されたものかなと思います。第2次の交付金につきましては、プレミアム付商品券の発行は行われたわけでありまして、幅広い住民の方々に行き届いたかと申しますと少し疑問が残るところであります。

この臨時交付金でありますけれども、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応、また取り組みを全力で支援するためのものとありますので、また有効活用、また事業の実施をしていただければと思います。

次に、財政の影響といったものについてお伺いいたします。

初めに公共施設等管理計画についてお伺いしますが、本年5年目の中間年ということで見直しが見直されているようなことでございました。平成28年に策定され、10年間を計画したものでありますが、今年に入りまして総務省から各自治体には個別施設計画を反映した総合管理計画の見直しといったものが通達されておるといようなことでございました。これまでこの平成28年に計画された様々な計画について、今後どのように変更されるのか。令和3年度にはアスレなの花の大規模改修等が計画にあったわけですし、いろり火の里の大規模改修もまだ途中になっております。また、後年度様々な長寿命化計画等があったと思いますが、そういったものへの反映等があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 本町の公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、昨年11月の中期財政計画の説明の際にもこの見直しについて言及したところでございます。要因としてはこのご質問の趣旨にあります新型コロナウイルス等による税収等の減、それに含めまして本町におきましては、大きな負担金に伴う財源負担、そういったことが令和3年度以降顕著に現れるということで、先の3月の補正予算の中でも大幅な基金の繰り入れの抑制、

あるいは新たな積み立てといったような形で後年度に備えるためのそういった財政の運営を図っているところでございます。

公共施設等総合管理計画におきましても限られた今後の収入を鑑みますと、こちらに記載されている全体計画のうち、先程も質問ありましたアスレなの花等については令和3年度の予算を見送ったところでございますし、その他のこちらに記載の事業についても今後の財政計画を見ながら判断してまいるものであります。基本的には公債費等の負担等が見込まれておりますので、その辺を十分勘案しながらこの総合管理計画の見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 答弁にもありましたとおりだと思います。新型コロナウイルスによる税収減少よりも大きな事業費の負担が大きいのしかかっているものかと思ひますし、これからの公共施設の管理計画にも大きな影響を与えるものと思ひます。

中期財政計画も見直されるというようなことであります。毎年の見直しが行われているということでありましたけれども、その令和3年度予算を拝見いたしましても各事業においては効率化が図られているということで、厳しい財政の中、これまで中止されてきた事業の再開にあたりまして、その再開にあたる基準と言ひますか、一部の事業では再開の兆しが見られるようになっている反面、片方では相変わらず中止とされる事業があるわけでありまして、そういった事業を再開するにあたって明確な基準というものをお持ちなのかどうかお伺ひします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 事業の再開というのはイベント等の事業ということでよろしかったでしょうか。とすれば、それについては当然新型コロナウイルス感染症の影響を、まず状況によって対応していくというのがまずは第一でありますので、先の施政方針の中にもありましたとおりできるだけそういった感染予防対策をしっかりと実施して本町の地域の活性化に結びつけていくという基本的なスタンス、そういったことで行ってまいりますけれども、その時々状況によって柔軟に対応していく必要があると思ひます。

明確な基準といったものについては今までどおりの国・県の基本方針等に沿ってある程度そういった大規模集会等について控えるような方針が出された場合はそれに沿ったような形で判断してまいるといったものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 特に町の事業の再開といったものには不安を感じる町民の方もおられましたので質問をさせていただいたところであります。はっきりとした明確な基準をもって慎重に再開していただければと思ひます。

先程の財政計画について戻りますが、令和3年度予算を見ますと基金の繰り入れ等によりまして財源の確保がなされました。町債の未償還残高といったものは60億円に迫っております。基金の繰り入れによりましてその残高といったものは気になるころではあります。次年度以降も国営赤川2期事業の償還など大型経費が控えておるようでございます。少子高

齢化が進み、町民の減少が予想される中、将来に負担を残さないためにどのような財政運営をお考えかお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 中期財政計画の視点で申し上げますと、今回令和3年度の予算に配慮したところとしましては、町債については極力、後年度交付税措置のある有利な起債を優先的に借り入れすることとしております。これは今後の財政運営、特に公債比率の抑制を考慮してそういった借り入れを行っているところでございます。また、その借入額を一定程度抑制を図るということから、その補てん財源としましては基金残高を勘案しながら、ふるさと基金、それから財政調整基金の活用を図ることとしております。

この基金の活用によりまして一般財源の臨時的な支出を抑制しまして、今後も継続して取り組む必要がある福祉、あるいは教育関係の各種の施策の推進を図り、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 基金の運用ということで、やはりふるさと応援寄附金等に頼る部分が多いのかなと思うところであります。

デジタル化についてお伺いしたいと思います。先程同僚議員の質問にもスマート自治体といったものの推進、またマイナポータルの利活用というような話がありました。同様の質問は割愛したいと思います。その基本となりますマイナンバーカードの発行促進についてお伺いしたいと思います。行政手続のオンライン化やデジタル化といったものの基本となるマイナンバーカードの普及が課題となっております。政府は令和4年度末にはほとんどの方がマイナンバーカードを保有することを目指しております。マイナポイント、また保険証機能など、発行促進策によって発行手続が混み合っていると伺っておりますし、春休みには児童生徒が申請に訪れる予定と聞いております。窓口におきます受付状況、またマイナンバーカードの発行状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、私の方からマイナンバーカードの発行状況についてお答えします。マイナンバーカードにおきましては、令和元年度に105枚の発行を行ったところでありまして、本年度、令和2年度におきましては4月から2月までの間で624の交付を行ったところでございます。特に9月以降、マイナポイントの制度が始まってからは毎月2桁、60ないしは、多いときでは80というような、かなり多数の発行が見られているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） やはりマイナポイントのおかげ、または政府の発行促進を促す通知等、改めて出ていることから、発行手続が進んでいるのかなと思います。政府でも発行促進の予算化がされておきまして、実際に発行促進を促すような制度を取られておるわけでありまして、勤労者または学生向けに休日や夜間の受付なども勧められているということもあるようでありますけれども、本町での発行促進対策といったものを考えておられるか。

また、高齢者や乳幼児等の発行に対する考えについてお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 現在の町の方におきましては、令和2年4月より1名の職員を配置しております、窓口の方で随時受付作業を行っているところでございます。なお、このマイナポイントの申請にあたりましては、役場の窓口にとどまらずご自宅、それからスマートフォン、インターネット環境が整っているもの、こちらの方も所有している方につきましてはどこでも取り扱いができるというものになってございます。若い方におきましては、スマホ等の普及率も高いということが想定されますので、ぜひご自宅等で手続きをしていただいて普及を促進していただきたいと思いますと思っております。

また、高齢者におきましては、やはり操作に不慣れということもありますので、まずは役場の方に連絡をいただいて、お時間を作っていただいておりますのが一番良いのかなというところでございます。

また、町としましては、今までも行っていたところではございますけれども、毎月第2・第4の金曜、ナイトサービスということで夜の7時まで延長して受付しております。現在でもこちらの時間帯をめぐらしてお越しくださっているご家族もおりますので、ナイトサービスの時間をめぐらしてお越し願うのも一つの手法かなということで、これも継続して取り扱っていきたいと思っております。

乳幼児につきましては、操作するものはやはりお父さん、お母さん、保護者の方が操作するというので、ご自分の申請の際にご家族の分、お子さまの分も一緒にお取り扱いいただければ普及促進になるのかなということで考えておるところです。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 窓口の時間延長等に対応しているということでありました。また、このマイナンバーカードを使った申請、行政手続等への考え方をお伺いしたいわけですが、先程も費用対効果というような答弁があるとなかなか聞きづらい面もあるのですが、改めてお伺いいたします。

国は地域社会全体のデジタル化を進めるために地方団体がデジタル化にこの2年間で集中的に取り組む経費として地域デジタル社会推進費を地方交付税に算入しております。防災や災害時におけるICT技術を活用した安心安全の確保や町民が積極的にICTを用いて情報を得たり交流するための仕組みづくりが必要と考えます。多くの町民が利用する公衆施設の公衆無線LANの設置や高齢者のデジタル活用支援といったことは町が積極的に取り組むべき事業と考えますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 国の方で積極的にと言いますか、当然のことながら今後デジタル社会になるということを前提に、国でも今後の道のりと言いますかプロセスを示しているところであります。そうした中でどうしても情報格差と言いますか、情報弱者となります地方、それから高齢者というところについては議員の質問ありましたとおり、例えば行政なり、もしくはそういった分野に明るい人材を派遣しながらデジタル社会、その操作等に慣

れていただく、そうしたものに対する補助というものを来年度からということで用意するようでございます。いろいろなメニューはあろうかとは思いますが、今後行政の具体的なデジタル化、またはデジタル化に伴いましてのオンライン、そういったものも踏まえながら、単純にスマホの操作というよりはそういったものを活用して行政サービスをどのように享受できるか。そういったものも見極めながらどういった形で広めていくのか、普及していくのかというものを検証しながら進めてまいりたいということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 今後ますますサービスの拡充といったものが行われると思います。行政におけるデジタル化といったものは今後急速に進むものかと思っておりますけれども、住民もおいてけぼりにすることなく、ともに歩幅を合わせまして進めていただきたいと思っております。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いします。現在の隊員は3年間、大変貴重な経験をしていただけたかと思っております。全国の地域おこし協力隊ですけれども、平成21年に始まった当初、31自治体で89人の協力隊から始まり、令和元年度には1,071自治体、5,500人が全国で活躍しておるといようなことだそうであります。県内では現在30の自治体において109名の協力隊員が活躍しているということです。周辺自治体を見ましても、酒田市、鶴岡市、遊佐町には4名ずつ、また庄内町には10名が在籍しておりまして、様々な活動をしているということでありました。また、県内の多くの自治体では新たに協力隊員を募集しているという状況のようでありました。

地域おこし協力隊の今後の任用について考え方を伺いたいのでありますが、国の方でもこのコロナ禍によりまして密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生えつつあることから、この機運に乗じ、地方回帰への太い人の流れを創出するための施策を推進するとしまして、令和6年度までに隊員数を8,000人まで増やすということを目指しております。

また、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして期末手当等が支給されるということも踏まえて、協力隊員の活動に要する経費にかかる特別交付税措置の上限額が引き上げられておりまして、令和3年度には協力隊1人当たり470万円、令和4年には480万円となる予定となっているということでありました。

本町にはまだまだ様々なテーマ、ミッションといったものが残されていると考えますが、今後の任用の考え方について伺いたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 私から地域おこし協力隊の今後の任用についてのご質問でございました。先程の町長答弁にもございましたが、本町における地域おこし協力隊につきましては、平成30年度よりご活躍をいただいているということで、今年の5月で任期を迎えるわけでございますが、その間、本町の情報発信あるいはイベントの紹介やPR等、本町の知名度のアップに多大なるご貢献をいただいたものというように認識しているところでございます。

ただ、本来であれば地域おこし協力隊の方からは本町の方に定着と言いますか、地元の方

に定住していただきたいということがかねてからお願いしておったわけですが、ご本人の都合にもよります。今回の地域おこし協力隊の方につきましては、本町に定住することが叶わないという状況でございます。その関係もございまして、引き続き現在の協力隊の方とは友好的な関係を持ちながらご本人が庄内地方の方に来ていただいておりますということもございまして、ご本人の起業に対して様々な支援を行ってまいりたいということで考えているところでございます。

その中で実はこの地域おこし協力隊、本町初めての事例ということもございまして、今申し上げたとおりに、着地点と言いますか最終的な形を整えるべく、この調整を図ってまいりたいということでございますので、現時点につきましては新たな隊員の募集については想定をしておらないというところでございますが、現在の隊員の起業の形、あるいは今後の町との関わり方等につきまして一定の方向性が見られた場合には、ご質問にもございましたが、地域おこし協力隊のインターン制、あるいは地域プロジェクトマネージャー制、こちらの方の内容も精査をしながら、もし活用できるものがあれば活用しながら、それは本町の課題解決に有効であるというような内容の精査が当然必要になってくるわけでございますが、今後につきましては、必要性や期待される効果を十分に検証して判断をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいまの答弁にありました地域プロジェクトマネージャー制度というものが新しく創設されるということでありました。これは地域と行政、また事業者と橋渡しするような役割の方でありまして、地域のことをよく分かった方、地域おこし協力隊のOB等がふさわしいというような制度でありました。こういったものには現在の隊員の方は登用できないのか。本人の意向もあろうかと思いますが、そういった誘いはできなかったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま地域プロジェクトマネージャーについてのご質問でございました。令和3年度より国の方で実施の予定をしております地域プロジェクトマネージャー制度につきましては、地方公共団体が例えば重要なプロジェクトを実施する際に、様々な外部の人材、あるいは地域、行政、民間団体等が連携して一体として取り組むということが大事になってくるわけでございますけれども、その際に、その関係者の方々を橋渡しする方ということで、そういう方を、ブリッジ的な人材というような呼称でございまして、そういう橋渡しをする人材として地域プロジェクトマネージャーという制度が展開されるということになってございます。

その意味では、現在の地域おこし協力隊の隊員につきましては、様々なイベントのPR、あるいは庄内地域全体についての人材の繋がりがございまして、非常に有益な方と認識してございますが、この橋渡しという部分での形としては、ご本人からもなかなか自分の業務として、あるいは能力としていかなるものかというお話をいただいております。新たな制度でございまして、そんなに難しく考える必要もないのではないかなというお話はさせ

ていただいたところですが、一緒に作り上げていくこともできるのではないかというお話をさせていただきましたが、現在の地域おこし協力隊の方が目指されている起業の方向とは違うということで、現在の方からは今回の制度は対象にならなかったというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 改めて代わりの協力隊の募集についてお伺いいたしますけれども、現在地域おこし協力隊というものの使命と申しますのは、農業支援また特産品開発、観光関係といったものが広く周知されているわけでありましてけれども、それ以外にも様々な事例が報告されております。声楽家としてイベントに出演する方や、学校や合唱団で指導を行ったり、小学校でプログラミング授業を行っている事例もありますし、もともと書道家である隊員が生涯学習の書道講師を務めているといったような事例も報告されております。

こういった事例によりまして学習支援員、また教育や生涯学習などに活躍の場を求めることも可能なかなと思いますけれども、こういった面では登用、また任用等を望むべきではないかと思いますが、その考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 町でこの地域おこし協力隊ということで第1期の人をこれまで任用してきたわけですが、教育委員会といたしまして、この地域おこし協力隊を学校現場及び社会教育の場で活用するという観点をこれまでそれほど持ち合わせていなかったものですから、今後担当課と協議をしながら活用の有用性があるのかどうかも含め検討はしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 厳しい財政の中で特別交付税措置されるといった事業について少し提案させていただきました。地域プロジェクトマネージャーの件でもありますが、先日の施政方針にもありました協働のまちづくりについて、町内会活動の支援や町民事業者等の多様な主体との連携を促進すると、そういったために地域おこし協力隊の制度は有効な手段である上に財政措置もありますので、有効に活用していただきたいと考えます。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） 追加日程第1、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現に関する請願」の件について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

令和3年3月18日

三川町議会議長 佐藤 栄 市 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木 重 行 ㊞

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
1	令和3年 3月1日	「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の経過等について説明いたします。

3月15日に説明員として庄内地域づくり子育て・文化協同 長南 厚氏、紹介議員、砂田 茂議員出席のもと、総務文教常任委員5名で請願審査を行いました。

請願者紹介議員より請願の理由と趣旨の説明をいただき、その後、各委員による質疑、討論を行いました。

委員からは少人数学級化により、児童及び教員への多様な効果が望めるとの賛成意見や継続審査として他の方策も模索すべき等の意見が出されました。

委員長を除く4名での採決の結果、採択とする者3名、継続審査とする者1名であり、願意は妥当とし、採択することに決定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現に関する請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

（午後 4時41分）

令和3年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年3月24日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	加 藤 善 幸 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
丸 山 誠 司 建 設 環 境 課 長	佐 藤 亮 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼 子育て交流施設整備主幹兼 公民館長兼文化交流館長併 健康福祉課保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋 藤 仁 志 議 会 事 務 局 長 菅 原 明 大 書 記
奥 井 陸 生 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 13 日 3月24日（水） 午前9時30分開会

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第 16号 | 三川町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第 17号 | 三川町児童交流センター設置条例を廃止する条例の設定について |
| 日程第 4 | 議第 18号 | 三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議第 19号 | 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 20号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 21号 | 三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第 22号 | 三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第 23号 | 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議第 24号 | 三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議第 25号 | 三川町中小企業・小規模事業振興条例の設定について |
| 日程第 12 | 議第 26号 | 三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第13	議第 27号	三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議第 28号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議第 29号	三川町いりり火の里施設に係る指定管理者の指定について
日程第16	議第 30号	副町長の選任について
日程第17	議第 31号	三川町教育委員会委員の任命について
日程第18	議第 32号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第19	議第 33号	三川町農業委員会委員の任命について
日程第20	(別紙)	三川町議会議員の派遣について
日程第21	発委第 1号	閉会中の所管事務調査について
日程第22	発委第 2号	閉会中の所管事務調査について
日程第23	発委第 3号	閉会中の所管事務調査について
日程第24	発委第 4号	閉会中の所管事務調査について
追加日程第2	意見書第1号	安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書

○ 閉 会

- 議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
(午前 9時30分)
- 議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。
したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。
予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。9番 町野昌弘議員。
- 9 番（町野昌弘議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査報告を行います。

予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

1. 開会の日時及び場所

令和3年3月22日午前9時30分から午後2時1分まで、23日午前9時30分から午後3時19分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月22日 9名、3月23日 9名

3. 欠席委員 3月22日 なし、3月23日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第10号 令和3年度三川町一般会計予算

議第11号 令和3年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第12号 令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和3年度三川町介護保険特別会計予算

議第14号 令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第15号 令和3年度三川町下水道事業特別会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に町野昌弘 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 鈴木重行 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和3年3月24日

三川町議会予算審査特別委員会

委員長 町野昌弘 ㊟

三川町議会議長 佐藤栄市 殿

○議長（佐藤栄市議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く、全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

初めに原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいま上程されております議第10号「令和3年度三川町一般会計予算」及び5件の特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルスの影響による町税の減収や一般廃棄物償却施設整備事業の負担金の支出などから厳しい財政運営が求められる中、基金からの繰り入れにより起債を減額するなど将来負担を極力抑えた予算編成は評価するものであります。歳出では各事業において効率化が図られており、計画されていた押切小学校の大規模改修事業に加え、新型コロナウイルスの経済対策を含む中小企業等振興支援事業や橋梁長寿命化事業、スマート農業の導入支援などを含む新農業所得構造改革推進事業など、第4次総合計画の主要事業を柱とした編成となっております。国、地方とも今後も厳しい財政運営が予想されますが、財源確保について、国、県支出金などの特定財源の確保とともに、ふるさと応援寄附金など自主財源の確保に取り組み、長期的視点の中で健全な財政運営を望みます。

また、各事業において効率化が図られていますが、これまで慣例化したものや、長期にわたり習慣化していたために変えられないと思込んでいたもの、前例踏襲で行われてきたものを見直す絶好の機会と捉えるべきと考えます。計上の経費について何が不足し、何が過剰だったのか徹底的な見直しを図り事業内容を精査するなど積極的な業務改善を望みます。

以上、意見を添えまして、令和3年度予算は町の基本的な方針、並びに予算について妥当と考え賛成いたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

初めに、議第10号「令和3年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「令和3年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第11号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第12号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「令和3年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第13号「令和3年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「令和3年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第14号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第15号「令和3年度三川町下水道事業特別会計予算」の

件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第 15 号「令和 3 年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第 2、議第 16 号「三川町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 16 号「三川町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、木材利用や森林整備を促進することを目的に、その普及啓発等に要する費用に充てる森林環境譲与税を適正かつ有効に活用するため新たに基金を設置するものであります。

このことにより、本町におきましても、子どもたちの健全育成及び町民が広く木材製品に親しめるように、内容や設置箇所等について、より効果的な取り組みができるよう検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 議第 16 号に関しまして、昨日の中身でも関連があるとおり、歳入の部分で森林環境譲与税 50 万円が 15 ページの方に入っていますし、またこの件だと思えますけれども、歳出の方でも県税の方でみどり豊かな森林環境づくり推進事業といった部分で、70 万円からの歳出の部分がございませうけれども、町長が言うとおりに子どもたちが木材に接しながらそういった部分で心を豊かにするといったような中身でしたけれども、具体的に基金ですので、毎年どのぐらい入るといった確定はないのでしょうかけれども、具体的にどのような使い道を考えているのか、またおおよそで何年ぐらいの部分で賄えるのかお聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にございました森林環境譲与税の積み立ての状況ということでございますけれども、森林環境譲与税につきましては令和元年からこちらの交付がございまして、令和元年度は 29 万円でございます。こちらにつきましては令和元年度からの譲与税の交付ということでございますが、実はこの制度自体は森林環境税、こちらが令和 6 年から課税を行うというものに対して、災害等台風等が多発したということで、令和元年から各自自治体の方に交付になっているというところでございます。

本町におきましては先程申し上げましたように令和元年度に 29 万円、そして現在での情報提供ということでございますけれども、令和 2 年の 9 月 30 日で 59 万 9,000 円ほどの交

付になっているところでございます。それで、今後の予定としましては同額程度ということで考えれば、年間60万円程度の交付があるものと想定しているところでございます。50万円から60万円の交付ということでございますので、先程今回の提案理由にもございましたが、森林環境を今後の未来の子どもたちに広く啓発、PRをしていくということでございますので、4、5年程度、400万円ぐらい、基金の積み立てを行って、PR効果の高い例えば遊具でありますとか、広く子どもたちから木に親しんでいただけるような設備ということで現在は想定しておるところでございますが、現時点で想定しておりますのが、今までお話ししておりますとおり、4年5年程度で400万円ぐらいのものであればある程度PR効果も高く、皆さんから親しんでいただけるような遊具の設置が可能かというように考えておりますが、今後の交付の金額についてもこれはあくまで想定でございますので、年度、あるいはトータルの金額についてもあくまで想定の範囲ということで、ご承知をお願いしたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 他に質疑はありませんか。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 少し細かい質問になって恐縮なのですが、今説明がありましたとおり、この森林環境譲与税につきましては令和6年度からの徴収が開始されるということでありまして、基本的には年間1,000円ということで資料を見ているところですが、徴収に関しては住民税と一緒に徴収するというものになっているようですけれども、それを一旦は国の方で各市町村から吸い上げて譲与税という形で配分するという流れのようなのですけれども、譲与税の中に徴収に要する費用負担という、いわゆる事務的負担という部分については委託料として別途交付なってくるものなのか、その譲与税の中に包含された形で来るものなのか、もし分かれば確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 現在こちらの方で入手をしております様々な資料の中では令和6年度からの徴収執行という部分の資料しかございませんで、その際の手数料等については現在の資料では判断できないので、今後資料解除になりましたら、皆さんにもご連絡をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第16号「三川町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第17号「三川町児童交流センター設置条例を廃止する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第17号「三川町児童交流センター設置条例を廃止する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本施設につきましては、学童保育やスポーツ少年団活動など児童の交流と健全育成を図るため、平成15年に旧押切保育所を活用して設置した施設であります。

しかしながら、建築後48年が経過し老朽化していることと併せ、施設内で活動しておりました学童保育所が移転したことにより、利用のない状況にあることから、令和3年3月31日をもって行政財産としての使用を終了いたしたく、設置条例の廃止を提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 直接条例とは関係がないかもしれませんが、廃止するわけありますので、その後の利用は考えているのか解体するのか、その辺分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 児童交流センター条例廃止後の利用についてというご質問でありました。普通財産に変わった後、そこの現在の建物については現時点でもみかわ保育園幼稚園の物置、倉庫として一部使用しているところであり、そういった使用は継続していくというように考えております。また、敷地等につきましてはみかわ保育園幼稚園に勤務する職員の方々の駐車場としても使用しており、その駐車場は今後も継続して使っていかなければならないと捉えており、駐車場としては引き続き使っていくというように現在考えております。建物の解体等については現時点では考えていないところではありますが、老朽化の度合いの状況を見ながら今後の検討課題と捉えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 関連の質問になりますけれども、現在あの建物に関しまして、利用を終えてからの使用となっていると思いますけれども、スポーツ少年団、相撲教室の方があそこのホールの方で練習をしていて、今後利用できなくなるといった相談を受けたことはあるのですけれども、そういった部分に関して利用できるのかできないのか、その辺質問させていただきます。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 児童交流センターとして使用していた間、確かにスポーツ少年団、相撲クラブが使用していた時期があります。しかしながら学童保育所の移転に伴い、

老朽化しているという施設であることから、相撲クラブの方にも別の場所での練習を提案して現時点では使用していないところであります。ただその後相撲クラブがどこの場所で活動するのかということで町の方にも相談があったことから、町内の各種体育施設等を中心にいる相撲は受けていたわけですが、現時点ではまだ明確にどこでということとは聞いていない状況です。クラブ員数も一人いるかいないかという状況だと聞いております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第17号「三川町児童交流センター設置条例を廃止する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町児童交流センター設置条例を廃止する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第18号「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第18号「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、その方針に基づき、平成28年には山形県が「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定いたしましたところであります。本町におきましても、障害者差別の解消に係る気運の高まりとともに、地域の実情に即した条例の設定をいたしたく、提案するものであります。

その主な内容につきましては、障害を理由とする差別を禁止し、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会を目指すことを定めたものであり、法に規定された「合理的配慮」にあたる取り組みを広く周知し、住民一人ひとりの障害に関する正しい知識の取得や理解を深め、障害者との相互理解が促進されるよう取り組みを推進するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今回提案されましたこの条例案につきましては、かねてより私もいろいろと早期の設定を要望していた立場でございます。ようやく日の目を見るのかなと感じているところではございますが、実際には行政当局としてはいろいろと対応する部分が発生し

てくるわけですが、例えば第8条の啓発活動、それから第9条の相談体制の整備、さらには第10条におきましては三川町障害者差別解消支援協議会を置くというような具体的な対策が講じられる必要があると拝見しているところですが、これの具体的な実施方法、また社会福祉協議会等もあるわけですが、それらの関係団体との連携について計画等あれば説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の「三川町の障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定」につきまして、こちらにつきましては国の方の法律がスタートし、さらに県の方でも条例を設定し、平成28年から県民多くの皆さまよりこの条例に従いまして、様々な差別解消に関する対応が図られてきたとされているところです。今回本町の方でもより広く町民の皆さまよりこの障害のある方々に対しての差別解消の推進についてご理解をいただきたく、今回の条例設定となったところでございます。具体的な取り組みといたしましては、これまでどおり広報や様々な場面におきまして、この啓発活動を行っていきたいと考えておりますし、相談体制の整備につきましても社会福祉協議会との連携を深めながらより充実した相談体制を図ってまいりたいと考えております。

この度、本町では三川町の障害者計画第5期を令和2年度に策定をいたしました。その障害者計画の中にも今回のこの条例設定の内容を盛り込みまして、その相談体制を含め障害者差別の解消支援協議会の設置につきましても明文化しながら取り組んでいくということで現在進めているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 積極的に差別解消の推進をしていこうということで、この条例を設定された後には町としてはどのような施策を講じていくのかということが気になるころではありますけれども、第4条絡みで共生社会を実現するための施策を総合的に実施するものということで、設定された後どのようなビジョンがあるのか、説明いただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） この条例の性格的な部分といたしましては、基本的な理念ということで町民の皆さまよりこの内容をご理解いただきたいというのがまず最初にあるかと思っております。そういった中で行政もそうですし、町民、事業者の皆さまがこういった差別解消にあたっての自分たちの役割というものもしっかりとご理解いただいて、障害者に対しての理解、啓発を深めていくということが大前提というように考えているところです。総合的な実施ということで、具体的な詳細という部分ではこれからの検討になるところも多分にあるところでございますけれども、障害をお持ちの方々がこの地域の中で住みやすいような地域を作っていくための施策の方を今後展開してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後展開していくということですが、私は理解を深めるということにはやはり一緒に物事をするのが一番近道ではないかなと思います。そこで今農業

界では農福連携など様々障害者とともに行うような事業が広まってきております。この条例をもとにそういった農福連携等を絡めた施策を展開していくべきではないかなと思いますけれども、その辺今後検討されるかどうかもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今農福連携というお話もございましたが、いろいろと国の施策の中では障害者の方々を雇用した上での農福連携などの話も出ていることは存じております。ただ一概にそれがすぐ本町の方で対応できるものなのかどうかにつきましては少し検討が必要なのではないかと思っていますところ。いろいろな場の中でもご意見もいただいているところもございますので、その辺も踏まえまして今後検討してまいりたいと思っています。三川町の身体障害者福祉協会の皆さまからも設定にあたりまして、様々な声の方をいただいておりますので、それを踏まえましてこの障害者に関しての差別解消の理解を深めるところからスタートしていきたいと思っています。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ理解を深めるような形で施策を推進していただきたいと思います。一緒になって汗を流すと一番お互いが理解できると思いますので、農福連携等は積極的に検討していただきたいと思います。意見であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第18号「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第19号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第19号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更に

伴う規定の整備を行うものであります。

よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、去る3月4日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第19号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第6、議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に基づく市町村特別給付、及び令和3年度から3ヵ年における第1号被保険者に係る保険料率の見直しにつきまして、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしまして、まず、これまで地域支援事業を活用して実施してまいりました介護用品の「おむつ支給」について、第8期の介護保険事業計画より、市町村特別給付として事業を継続することといたしたところであります。

次に、保険料につきましては、介護保険法施行令第38条第1項各号に規定する第1号被保険者の区分に応じ、第1号から第9号にそれぞれ定める額を改正し、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料の額に改正をいたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今回の条例改正につきまして、特に特別給付に関しましては、これまで単なる予算措置で対応できたものが条例で具体的な内容までも絞り込む、特定するとい

うようなところに少々驚きの感を持っているところでもありますけれども、この考え方について一つ確認したいことと、併せて今後の状況によっては現在行われているおむつ支給に代わって在宅介護が必要になってくる、その度合に応じて家の中、極端な話になりますけれども車椅子の支援も必要というようなこととか、あるいは使用するベッドの対応ということも考えられる話ですが、もしそういったものを支給するとなった場合はその都度条例改正が必要になるものと推察しておるところですけれども、そういった動きについても説明をお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） まず今回の三川町の介護保険条例の改正にあたりまして、大きく市町村特別給付というものが新たに条例の方に盛り込まれる形になりました。これにつきましては昨日の予算審査の中でもご説明をさせていただいたところでございますが、これまでおむつの支給にあたりましては地域支援事業ということで国の助成等の対象になっていたという経過がございました。ただ今回の改正に伴いまして、こういったおむつの支給に対し、一部課税のある方々に関しましては支給の対象から外れてしまうというようなことでそういった急激にこれまでの対応を変えるということについていかがなものか、いろいろ計画委員会の中でも話し合いをしてきました。その中でまずはおむつ支援につきましてはこれまでも支給をしてきた方々については経過的措置といたしまして、第8期の期間にあたりましては市町村特別給付を活用して、おむつの方の支援をしていこうということで決めたところでございます。そういった内容での今回の条例の方に市町村特別給付の方を盛り込ませていただいたという内容でございます。

こういったおむつの支給とともに車椅子の支援であるとかベッドの対応とか、在宅での様々な支援体制についてということでの考え方ではありますが、今現在の日常生活用具でありますとか、様々な補装具等についての支援などは行っております。そちらにつきましても国等の支援をいただきながら一部町も助成をし、そういった支援を行っているという現在の状況でございます。またこの辺につきましても様々な法改正等があるかもしれませんので、その段階に応じて検討をしたいと考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） ただいまの議第20号の審議の円滑化を図るといった意味で昨日の介護保険特別会計の審議を少し踏まえてお聞きしたいのですが、介護保険料率の変更もございまして。もうすでに介護保険事業計画第8期はできあがっていると私は思っているのですが、これを審議する上でやはり介護保険事業費の見込み額とか、そうした資料がないもとにこうした審議をするのは私も材料がないものですから、どうこう言えないのですが、こうした資料の提示がなぜ出されないのか。また、すでに8期の計画がまとまっているように私は思いますけれども、事前にそうした資料の提供はいただけなかったのか、その辺を少しお聞きします。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の条例の一部改正に伴いまして、第8期となります令

和3年度から5年度までの介護保険料につきましては、こちらの方の改正でございますとおり、これまでの第7期と比較をした形での金額の変更を条例の方で改正をさせていただくということで掲載をさせていただきました。資料につきましては事前の段階で議会の全員協議会の方にも計画を策定するにあたっての第8期の計画案についてご説明をさせていただいたところでございますが、もう少しこちらの方でも資料等について分かりやすく整備をして提示できれば良かったのかもしれない。説明不足であった部分につきましては申し訳なく思うところでございます。

今回の金額等につきましては前回よりも金額の方は上がっているという状況でございます。こちらの考え方といたしまして、次期の第8期の保険料を算定するにあたりまして、給付費の現在の状況でありますとか、介護予防の需要について、これまでの実績と見込みなどを踏まえた上で本当に町としてもなるべく負担を下げることから、様々な算定の中で今回の介護保険料の方を決定させていただいたものでございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） ただいま課長の方から説明があったようでありますけれども、これは率にしまして0.51%ぐらい上昇するという状況なのですね。それで今の年金受給者にとって、80歳以上は特に、その辺あたりの方々の担税力はあるとお考えなのですね。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 年金を受給されている方々によってはこの介護保険料の負担も大きくなっているということは町としても理解をしているところです。この基準額の方を定めた段階でこの9段階に町の方では段階的に分けておりまして、その方々の所属に応じて、1段階から9段階までの軽減等も実施をしながらご理解をいただきたいということで、今回町の方では設定をさせていただいたというように思っております。なかなか確かに厳しい年金の生活の中で厳しい部分もあるかと思えます。それについては、そういった形で少しでも軽減を図るというような対応を図りながら町民の皆さんのご理解をいただいて、保険料等の納付をしていただけるものというように考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 軽減もあるということでは分からないわけでもないですけども、やはり介護保険制度が始まって以来、天引きなんです。いわゆる年金天引きで50万円弱ぐらいしか貰っていない80歳の方々が年間6万円ぐらい払わなければならないという状況下にあることはすべて分かっているわけです。今やはりいろいろ聞いていますと、いつまで食べられるのか分からない状況が続いていると。はっきり言うと85歳以上の方々、一人暮らしは特にそうです。それはまたいろいろな税金の関係で軽減措置がいろいろあるとは思いますが、平均的に年金だけでは生きてはいけないというのが私は実態にあるとは思いますが。やはり先程同僚議員が説明したとおり、やはりこの介護保険が0.51%ぐらいですけども、段階はありますけれども、平均的にこのぐらい上がるということはもう少し議会にも説明があったらよかったのかなと思います。その辺の考えがもう少しあればお願いしたいと

思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 介護保険制度そのものが社会全体で、みんなで地域の介護保険を支えていくというそういった基本的な考えをもとに皆さんの方から介護保険料を徴収いたしまして実施しているものでございますので、なかなかその生活が非常に切迫している中での介護保険の負担は非常に大きいものということは理解をしております。そういった部分につきましてはできる限りの軽減措置等を図りながら実施していくしかないと思っておりますが、やはりこれから介護保険全体の考え方なども国等に要望しながら構造的な部分の改革もしていかないと介護保険制度そのものも成り立たなくなっていくのではないかなと思っておりますので、そういった部分については県なり国の方に町としても要望をしながら安定した介護保険制度がこれからも運用できるように努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午前10時23分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午前10時45分）

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第7から日程第10まで、以上4件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第10、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

日程第7、議第21号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第8、議第22号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第9、議第23号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第10、議第24号「三川町指定地域

密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第21号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」、議第22号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」、議第23号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」、及び議第24号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、4つの条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、感染症や災害への対応力を強化するとともに、利用者に対する人権擁護や虐待防止措置の義務付け、さらに、介護現場の業務負担の軽減を推進するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。ただいま上程案件4件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。初めに、議第21号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第22号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第23号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第23号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第24号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第11、議第25号「三川町中小企業・小規模企業振興条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第25号「三川町中小企業・小規模企業振興条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、人口構造の変化、国際化、情報化の進展等、経済社会情勢の変化する中、持続的なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の振興が経済と地域社会の発展に欠かせないものであります。このようなことから、中小企業等の重要性について町民の方々と認識を共有し、町の重要課題と位置づけ、地域社会が一体となった取り組みを一層推進するために、新たに条例を設定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員）　これから質疑を行います。

7番　鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）　中小企業または小規模企業といった企業者の方々は町にとっても大変貴重な存在であるということは十分理解しているところであります。この条例の題名と申しますか、中小企業と小規模企業と分けた、中小企業の中に小規模企業が含まれるのではないかと思うのですが、敢えて二つ分けた理由についてお伺いしたいのと、本町にはそれぞれ何社ぐらい中小企業または小規模企業と呼ばれる企業があるのか、またその企業が条例の中に商工会への加入を努めるものとするものでありますけれども、そういった商工会への加入率等分かればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員）　須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長）　ただいま今回の条例設定に係る条例の名称についてのご質問でございました。この名称につきましては中小企業及び小規模企業、それぞれの定義につきましては本条例の第2条に記載させていただいております。それぞれ中小企業基本法あるいは小規模企業振興基本法になりますけれども、例えば中小企業基本法でありますと、業態によって規定がございますが、第2条の中で中小企業、例えば中小企業のサービス業に属するものであれば資本金の額は5,000万円以下、従業員の数が100人以下等々の規定がございます。

また、条例案の中にも記載させていただきましたが、中小企業基本法の第2条第5項に小規模企業者の定義がございまして、こちらにつきましては概ね常時使用する従業員の数が20人、これは商業またはサービス業に属する事業を主たる事業としているものについては5人以下の事業者を言うということで規定なっております。また、小規模企業振興基本法の第2条第2項によりまして、こちらの小企業者という規定には概ね従事する従業員の数は5人以下の事業者というように規定なっております。以上のことから本町の条例設定の、今回の条例設定に際しましては中小企業と小規模企業、こちらを付けて記載した方が分かりやすいということでこの名称を使用させていただいたところでございます。

なお、企業数でございますが、こちら経済センサスということで公表になっている数値でございますが、調査の年度が5年ごとの調査ということで、平成28年の数値になってございますが、こちらによりまして本町の全事業者数が446事業所、そのうち先程の定義に該当する小規模事業者については278ということで、約72%の部分が小規模事業者に該当するということでございます。

商工会の加入率につきましては、手元に資料がございませんので、後程ご提示をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員）　7番　鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）　町内企業のうちの72%が小規模事業者ということでありました。この条例、他の自治体でも策定されているということでありまして、平成30年度の調査におきますと、全国でも443、30%の自治体で制定されてきたということでありました。市町村での対応も変わってきたのかと思っておりますけれども、この現在において、本町においてこ

の条例を策定するという目的についてお伺いしたいと思います。

- 議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。
- 説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の提案理由でもお話をさせていただきました。状況を申しますと、本町はご案内のとおり庄内地方の交通の要所であるということで、町内企業の進出を考える企業も増えてきておるとい状況でございます。中間人口比率では県内上位となるところが企業からの集積といいますか関心が高くなっておると認識しておるところでございます。これらの中で本町の中小企業、小規模企業につきましては地域経済を牽引するとともに雇用を創出する源であるということで、住民生活を支える大きな役割を担っているものというように考えております。人口構造の変化や国際化、情報化の進展の中でこの経済情勢の変化に伴って持続的なまちづくり、これを進めていくためには中小企業、小規模企業の振興が本町経済のあるいは本町の地域社会の発展に欠かせないものであると考えております。町民の生活を豊かにするものであるということを地域で共有するためにも今回条例を上程させていただいたというところでございます。

- 議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。
- 9番（町野昌弘議員） 私の方から。議会では例年いろいろな団体と意見交換を行ってきておりました。その中で一昨年商工会との懇談会の中でこういうことを行いたいということで我々説明を受けました。あれは一昨年の9月頃でしたけれども、あれから昨年のうち出てくるのかなと思っていましたけれども、1年半ぐらいて今回3月に出てきたということで、その間何かもっとあったのか、今まで遅れたというのか、前から商工会の方では条例制定ということで動いていたと思うのですけれども、今日までかかった理由、何かあったのか。

それと今もありましたけれども全国では30%ということで、あのときも何か庄内地区では酒田市はすでに条例制定になったというように記憶しておりますけれども、あれから1年半経ちました。他の庄内の地域、この辺の地域でこの条例というのはどのように進んでいるのか。

それともう一つ肝になるかもしれませんが、今回の全般的なことも入りますけれども、条例の一部改正ということで説明もありましたけれども、このように新たに新規でゼロから始める条例制定というのはやはり議会との意思疎通を図って当局と一緒に進めていく部分が結構あるのかなと思います。先程の介護条例もありましたけれども、説明資料が足りなくて少し判断に迷うということでありました。こんなことでこういう新たな初めて行うような条例は事前に議会に説明なり何かあって、審議を深めて議会の理解を求めて行った方がいいのではないかなということも思いますので、その三つお願いします。

- 議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。
- 説明員（須藤輝一産業振興課長） 3点ほどご質問がございました。まず第1点目、本議会への上程の時期ということでございましたけれども、ご質問がありましたとおりに以前から商工会の方からの要望もございまして、その内容については精査をしまいたとところでございます。

2点目の庄内近隣地域との情報とも関連するところでございますが、この条例の上程につ

きましては酒田市が若干名称の違う条例が設定なっておるところでございます。遊佐町につきましては令和2年3月に議会上程をされておると、鶴岡市につきましては本町と同じ今回の令和3年3月議会に上程なっておるという状況でございます。庄内町につきましては現在商工会の規約等の改正ですか、商工会の方の事情がありまして、それがまとめ次第ということで、伺っておるところでございます。今お話をしましたとおりに近隣との足並みを揃えながらということもありまして、議会の上程につきましては商工会との内容精査等は近隣の状況を見てということでこの度の議会の上程になったというところでございます。

そして事前の説明等につきましては事前の情報提供の中で、お互いに情報提供の中でより良いものというご提案でございましたので、その分については理解をするところでございます。ただ協議会等につきましては、協議会等に提出する議題等もあるというように伺っておりますので、必要な部分につきましては今後とも情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 理解しましたけれども、最初の話で近隣市町村と合わせるということでもございましたけれども、これは町独自で商工業を応援していこうというような立場からすれば、その近隣市町村の動きを見る、聞いたのは他も行っているのかなということでも進み方を気にしただけの話であって、条例設定には町が必要となればその前に積極的に条例制定すべき案件だったのかなと思いますけれども、近隣市町村と歩調を合わせた理由みたいなものがもしあればお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 商業振興につきましては先程もお話をしましたが本町は庄内の交通の要衝であるということもありまして、近隣町村の商業振興とともに発展させていく必要があろうかというところでございます。お話ありましたとおりに本町の商工業は当然本町の商工業の発展ということで、進めていくべきというように考えますけれども、商工会につきましては出羽商工会という性格もございまして、本町のみ商工会ではないということもありまして、実は商工会との協議の中でもなるべく庄内全体で進めていきたいと思いますというような話し合いがなされていたところでございます。商工会加入店舗だけが本町の企業体ということではないわけでございますが、本町の商工業を牽引するといいますか支えていただく商工会と連絡を密にして今回の上程になったというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから、議第25号「三川町中小企業・小規模企業振興条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第25号「三川町中小企業・小規模企業振興条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) お諮りします。日程第12から日程第13まで、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第13まで、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第12、議第26号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第13、議第27号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第26号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」、並びに議第27号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法が令和3年3月31日をもって失効することに伴い、2つの条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、使用料の額を消費税及び地方消費税を含めた額に改めるものであり、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。

8番 成田光雄議員。

○8番(成田光雄議員) 議第26号、議第27号が一緒ということで、少しお尋ねしますけれども、これは下水道条例の議第27号もですけれども、これは通常は水道の使用料にリンクされて下水道料も出てくると、そういうことになっておるわけでございます。そこに消費税、あるいは地方税法の関係も足して出していくと、そういうことの条例のようではありますが、今現在いわゆる水道使用料に対して下水道料ということになっておるその関連質問になりますけれども、その料金の徴収委託というのは町でどのぐらい払っているのか、確か予算書に載っていたかなと思いましたが、その関連で少しお聞きしたいのです。

それでこの下水道に絡んでですけれども、これ水道委員会というのは年何回あるのか、それもお聞きしたいのです。それでどなたが、1人は出ていると思っております。町内会長会あたりから出ているのかなとは思いますが、その辺どういう資料が出てくるのか私は分かりませんが、昔は月山水道、平成8年に月山水道があったころは、その前に遡ると赤川

水道企業団になるわけですが、これは昭和37年の4月1日だと思います。それが設置されて月山水道企業団、そして鶴岡市に合併と同時に移転したと、そういうことの経緯になっておりますが、これは年間何回この水道委員会が開催され、そしてどういう、事務局も出ているので2人か3人が出ているのかなと思います。先程の徴収事務料とそして年間何回開催されているのか、これも少しお知らせ願えれば大変ありがたいと思います。

この下水道もあるいは農業集落排水もやはり一般会計の繰り入れということで下水関係も1億6,000万円ぐらいの一般会計の繰り出しをしているわけでありまして、こういうやり方でやってもらうと非常に町民は助かるのです。はっきり言うと、これはやはり値上げされると非常に困りまして、農業集落排水もそうですけれども下水道もそうです。やはり一般会計の持ち出し1億6,000万円と、そして公債費も2億円以上かかっているわけなので、これは国の商品なんです。国の売出し商品。そういうことで文化的な生活を営むという観点からそういうようになっていくわけでごさいます、生活自体も非常に良くなってはきたわけでごさいます、それ以外、調べて答えが出てきたらと思いますので、その辺所管の方でどういう状況になっているのかお知らせ願えればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） 下水道使用料につきましてはその徴収業務を鶴岡市に委託しておるわけでありまして、その委託に係る経費については当初予算書にも項目として載せております。具体的には農業集落排水事業におきましては1款1項1目の一般管理費の中に料金徴収等業務委託料174万4,000円として、また下水道事業につきましては1款1項1目一般管理費の料金徴収等業務委託料として316万6,000円を計上しているものでございます。今回のこの条例改正につきましてはこれまで税別表記で別表を作っていたものを税込みの表記にするということでありまして、料金そのものが変わるわけではございません。ですので、料金につきましてはこれまでと何ら変わるものではありません。

また、上水道の関連で、審議会委員会について本町より町内会長連絡協議会の会長が委員として参画しておるという状況であります、本町は上水道に関しては本町ではなくて鶴岡市が行うということですので、その内容等は本町には情報提供がないという状況であります。その点については今後確認していきたいと思いますが、手持ちとしての資料はないところであります。ただ聞き及んでいるところでは年に数回開催されているというようにはお聞きしております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 一応分かりました。ありがとうございます。では当然前に月山水道あるいは赤川水道企業団のときにいわゆる水質検査というのは毎回出ておったわけでありましてけれども、それも全く把握していないという理解でよろしいわけですね。それもお答え願いたいと思います。簡単に言いますと、いわゆる生物化学的酸素要求量と、難しい言葉で言うとそうなるのですけれども、BOD、CODの数、数値がどうなっているかというのはつかんでいないと、そういうことの解釈でいいのかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。やはり昔この貴船神社の水道は地下水で非常においしい水道だったのが、今は状況が変わり

ましたけれども、その辺の情報はほとんど入ってこないという理解でいいのかなのかも少しそこら辺もお知らせ願えればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山建設環境課長。

○説明員（丸山誠司建設環境課長） ただいまご質問がありました水質検査の状況について、上水道に関するデータのデータは私の方で持ち合わせていませんが、情報提供可能な範囲で収集して後程お伝えしたいというように思います。

○議長 a 佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから採決します。ただいま上程案件2件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。初めに、議第26号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第26号「三川町農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第27号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第27号「三川町下水道条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第14、議第28号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第28号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令により規定されております国の道路占用料が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、本町の道路占用料について、国の規定に準じて改めるものであり、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

9番 町野昌弘議員。

○9番(町野昌弘議員) ただいま説明にあったとおり国の方の条例が変わったということでありました。それで上がったもの、下がったものありますけれども、先程の下水道に関しては消費税込みで料金設定になっていましたけれども、消費税は別ということで国の規定に倣ってなのかどうか教えてください。

○議長(佐藤栄市議員) 丸山建設環境課長。

○説明員(丸山誠司建設環境課長) ただいまの消費税の税率の表記の関連であります。この道路占用料の条例につきましては国の道路法施行令の改正後の条文に準拠したという考え方があります。その消費税の表記につきましては、国の道路法施行令の第19条第2項におきまして、改正後の条例案ということと同じ表記になっておりまして、本町におきまして道路法施行令の改正後の文言に合わせたという形になっております。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから、議第28号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9名 不起立 0名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第28号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第15、議第29号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第29号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町いろり火の里施設の設置及び管理に関する条例第4条に規定する、施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その候補者を選定いたしましたので、三川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定に基づき指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

候補者の選定要件といたしましては、住民の平等利用を確保すること、施設の効用を最大限発揮させること、物的・人的能力があることの三つが規定されております。候補者として選定いたしました「株式会社みかわ振興公社」につきましては、本町が多くを出資している第三セクターであり、会社設立以来「いろり火の里」施設を運営管理している実績があり、選定要件にも合致できる町内唯一の団体であると捉えております。

地域における特色のある複合施設「いろり火の里」の更なる賑わいを創出するとともに、業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、当該施設の指定管理者として当公社を指定いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから、質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 指定管理者が管理する施設の中に野外施設もありますけれども、これにはあの敷地にあります高齢者若者センター、通称ふれあいセンターの管理も含まれているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありました施設についてはこちら議案の方にありますけれども、宿泊研修施設という部分の中に含まれるものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） あの施設を借りる場合も今はあそこの管理のところに行けば鍵を借りて使用できる、あと使用簿もそちらに出すと、前は産業振興課の方からわざわざ取り寄せて鍵を開けたとか、そういう経過がありますけれども、今はこの施設管理団体ですべて管理して、鍵の貸し借りも行っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ご質問にありましたとおり、研修センターとして指定管理者の方で、貸し出し等を行っております。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 昨日同僚議員の質問に副町長の方から株式会社みかわ振興公社の第24期に向け、コロナ禍においても積極的な事業展開をしていくという経営方針の一端を伺いました。内容をお聞きしまして振興公社がただいま提案理由にありましたように、指定管理者としての物的能力、そしてまた人的能力を有していると私は判断したところであります。

そこでお聞きしますけれども、指定管理者が行うことのできる、いわゆる行政処分の使用の許可というものがございしますが、この行政処分には地方公共団体が制定する、いわゆる行政手続条例、また行政手続に関わる規則の適用というものがなされるのか、その1点をまずお聞きします。

それから、地方公共団体、また町長、町に専属的に付与されている行政処分がございしますが、その権限を事案によっては指定管理者の方に権限を一時託すことができるのか、具体的に申し上げれば施設内のルール違反的な使用、そうしたものを強制的に排除できるのか。それから使用料のいわゆる不納、強制的な徴収ができるのか、こういった行政処分が指定管理者の方にできるのか、その辺も含めてお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 使用にあたっての申請、許可、行政手続関連ということで

のご質問でありましたが、まずもって行政手続法とは一線を画すところまで私解釈は及びませんが、その使用許可にあたっては条例、規則等においてよく公の施設を利用する際に規定されている公の秩序を乱すような場合、そういった恐れがある場合、これを許可できない、その権限については減免等の申請は町長に行うものとなっておりますが、そこでの許可においては指定管理者であるみかわ振興公社の方がその申請の都度判断をしているものであります。

なお、減免についての申請をいただいた際にはその減免の程度についても条例規則等に規定してございますので、これに基づきまして公社が判断しているものでございます。ただし、公社で判断ができないもの、規定等の中には町長が特に認めるものという規定がございますので、そういった案件については町の方に相談をいただき、その内容を審査して決定しているところでございます。

- 議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。
- 3番（小林茂吉議員） 分かりました。一旦行政処分根拠というのは条例の中に私は謳われていると思っております。また、地方自治法の第244条の2、第3項に規定する条例の中には指定管理者が行う、いわゆる管理の基準、それから業務の範囲というものが私は定められているというふうに思っております。そしてまた指定の期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間におきまして、当初決められておいた管理の基準、それから業務の範囲というものが仮に変更になった場合は改めてこの議会の中で再度指定の手続、これが必要になるのか、そこを伺います。
- 議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。
- 説明員（高橋誠一企画調整課長） 指定管理者の指定にあたりましては、本議会で議決をいただいた後、町として指定をいたします。その際向こう5年間の指定の内容については基本協定を締結し、どの施設その業務範囲等について契約を締結し、管理をしていただくということになります。なお、その具体的な業務容量等についてはその年度ごとに詳細な業務容量等に関する手続を行いまして、その確認を行っているところであります。大きく記載の内容等、議案となっております部分につきましては、施設ということでのくくりでありますので、具体的など言いますか、細かい内容等において変更等が生じた場合、その内容に応じて基本協定等年度ごとの業務容量等に関する協定、契約について変更し、対応をしてまいりたいということで考えております。
- 議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。
- 3番（小林茂吉議員） 改めての指定についてはどうですか。若干改正になった場合、変更になった場合は議会の議決を必要とするのですか。
- 議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。
- 説明員（高橋誠一企画調整課長） 議案29号に記載の部分の中でこれが例えば屋外施設なり文化施設、その指定の内容から削除をしなければならない内容となった場合、それではどの事業者、団体等に指定管理をするかという問題が生じますので、その際はやはり議会からご承認をいただくことになると考えますが、それぞれ五つ記載の施設自体の指定管理、内容

と言いますか、管理を指定する内容に五つから変更がなければ事業者等の変更、場所等もそうですけれども、そういった議案の中身に触れない内容のものであれば議会に諮るものでもないものというように解しております。

○議 長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 議第29号で今までずっとそれぞれ収支決算を見てきたわけでありまして、特に入浴、宿泊は非常に混み合っておりまして、ここでほとんど支えてきたと、文化館の方も新型コロナウイルス前はそこそこ活躍しておったと私も思っております。やはり過般副町長が言っておりましたとおり、やはり福祉の見地から考えても存続をしていく必要があると、私はこのように思っておりますので、今大変苦しい状況にはあるかとは思いますが、やはりいろいろな国の制度にのっとったそういう資金を活用して、何とかしのぎを削って行っていただければと基本的にはそのように思っております。

特にこれは一つ伺いますけれども、このいろいろ火の里施設の指定管理者と請負ではないですが、契約書はあるんですね、いわゆる町といわゆる振興公社との契約書というのは今も存在するかどうか、その辺少しお知らせ願えればと。特に確か作ったときには施設が壊れた場合、10万円以上の費用がかかる場合は町が負担すると、そういう契約書があったと思います。それが今も生きておって、それで行っているのかどうか、その辺確認です。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 管理といいますが、ご質問のありました件については先程説明させていただいた内容でありますけれども、5年間の基本協定の中で、おおまかな形で、例えば損害賠償の件でありますとか、公社がどこまで修繕なり修理を行うのかというものを定めております。なお、細部につきましてはこれも改めて申し上げますけれども、年度の業務、容量等において、その修繕なり備品も含めてどのように対応するかというものを締結して管理をお願いしているところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 先程私も具体的なことを申し上げましたけれども、昔は修理にかかる費用が10万円以上という契約書の中にあったのです。それが今も生きていますのか生きていないのか、それだけ少し教えていただければいいのですよ。やはりあちこち行っているけれども、あの契約書は今も生きていますとそれを少し聞きたいのです。あれはなかなか誰も見ることができないので、確か一度ぐらいは見たと思いますけれども、その中身が変わりなく今も締結していると、そういうことの確認です。その辺再度お願いしたいと思います。

あと、非常に窮屈で非常に大変な状況下にありますが、やはり文化館施設関係はA業者が撤退すると、そのようなお話もあったようですけれども、その交代というか、代わる業者があるのかどうか、業者名を出さなくてもいいです、もしあるのかどうかその辺もし、今対応中とか、そういうことであればそれでいいのですけれども、少し分からないです。撤退する挨拶は来たけれどもその後どうなるのかなと、そういうことを思っていましたので、あとそれからもう一つは文化館施設の今後の方向としましてはあまり利益を生まないという施設になりつつありますので、いろいろな方策を考えていかないとやはり維持はできな

い、昔みたいに2億5,000万円、7,000万円ぐらいの収益があり、働いている人の給料が出ておったという時代と少し変わってきたなと思いますので、その辺新たなことを考えていかないとやはり生きていけないのでそういうものがあればお知らせ願いたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 改めて1点目のご質問につきましては基本協定というものをまず5年間の分を締結します。その以前というよりは指定管理者の制度が、町の条例等もございますけれども、その条例のスタート、施行に合わせまして、町もみかわ振興公社と平成18年から5年ずつ、議会の議決を経まして指定をしてきたところであります。そうした中では、基本協定書というものが一番ベースになる公社と町との関わり、関係ということになります。それとは別に業務要領と言いますか、業務仕様書というものを別途結びまして、その中にはご質問にありましたとおり、修繕のラインとして10万円ということで規定をして対応をしているところでありますので、大規模な改修等については町が行うということで行っております。

それから、いろり火の里施設に係る撤退の事業者、これは実際になの花ホールの方に調理部門、飲食部門ということでご支援いただいておりますル・ポットフーが今月末をもって撤退をいたします。これはやはりコロナ禍でありまして、いろり火の里全体もそうなのですが、特にご質問にありましたように、なの花ホールの利用、そこでのお酒を伴った会合等が極端に減少しましたので、とてもル・ポットフーが事業者としての経営が困難だということとで先にそういった意向を示され、町も理解をしたところであります。ただ、施設としてはやはりそういった需要、新型コロナウイルスが鎮静し、また以前のようになの花ホールを使った大規模な会食等が行われるということになった場合については、一定程度はみかわ振興公社のなな味でありますとか、内部で対応はできますが、やはり100名でありますとか、200名となりますと厳しいところがございますので、そこは撤退したとは言え、これまでの経験なりを活かしていただいて、そのイベントに応じてル・ポットフーからのご協力をいただくということで現在話し合いを進めているところであります。

それから、3点目、これは先の一般質問でも副町長が答弁しておりました。このまま新型コロナウイルスが感染拡大ということで、本県に限らず全国的に状況が芳しくないということになりますと、特にただいま2点目の説明で申し上げたとおりなの花ホールの利用というのは非常に厳しくなるというふうには見込んでおります。ただいろり火の里施設、温泉宿泊もございますが、やはり一体的に利用というものも考えられる中ではその採算という部分もたしかにあります、その文化館自体の施設の意義と申しますか、三川町が庄内の中央にあつて、いろいろ集客についても利便性があると、これからの庄内の開発発展等についてもやはり仙台・新潟、もしくは首都圏からもいろいろな方がこの地を訪れる、その際にいろいろな事業の説明の会場として使っていただくということでの部分がございますので、そういった点はただこれまでと同じようなやり方というよりはやはり新型コロナウイルス、コロナ禍にあつてできることを十分模索しながら、ご質問にありました新たな展開というもの

をどのような形で進めればいいのか、どのようにしたらお客さんが戻ってきてくれるのか、営業の回復に繋がるのかということをやはり候補者だけでなく、町としても十分いろいろなイベントを絡ませながら展開を図ってまいりたいということで考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから、議第29号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「三川町いろり火の里施設に係る指定管理者の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午前 11 時 50 分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 1 時 00 分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第16、議第30号「副町長の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配布）

○議 長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第30号「副町長の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、石川 稔副町長が、令和3年3月31日をもって、任期満了となることから、再度、石川 稔氏を、副町長に選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、石川氏の主な経歴等について申し上げますと、昭和54年3月に東京農業大学農学部を卒業後、同年4月三川町役場に勤務して以来、町職員として38年間奉職されました。その間、課長補佐・主査・係長職として16年、社会福祉協議会事務局長、福祉課長、産業振興課長、及び総務課長の管理職として9年を経まして、平成29年4月より現職にあります。

副町長としてのこの4年間は、第4次三川町総合計画の策定をはじめ、子育て支援等福祉施策の充実、行財政改革の推進に積極的に取り組み、財政運営の健全化のため、その行政手腕を遺憾なく発揮しております。

今後、更なる地方分権社会の推進と、多様化し増大する町民の期待に応え、各種施策を展開していくにあたり、行政全般に精通し、かつ人格、識見ともに優れた同氏が副町長として

最適任者であると確信いたしましてご提案する次第であります。何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤栄市議員） これから、議第30号「副町長の選任」の件を採決します。
この採決は先例により無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（佐藤栄市議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。
次に、開票立会人を指名いたします。
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番 鈴木重行議員、8番 成田光雄議員、以上2名を指名いたします。
職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 議長（佐藤栄市議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。
なお、白票は「否」とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 配付漏れなしと認めます。
職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

- 議長（佐藤栄市議員） 異常ありませんか。
（なしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 異常なしと認めます。

- 議長（佐藤栄市議員） ただいまから投票を行います。
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

- 議長（佐藤栄市議員） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 投票漏れなしと認めます。

- 議長（佐藤栄市議員） 投票を終了します。

- 議長（佐藤栄市議員） 開票を行います。
7番 鈴木重行議員、8番 成田光雄議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

- 議長（佐藤栄市議員） 開票の結果を報告します。
投票総数9票。
これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票。

有効投票のうち、賛成8票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議第30号「副町長の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（佐藤栄市議員） 先程議第30号におきまして、副町長に選任されました石川 稔氏が議場におりますので、登壇いただきご挨拶をお願いいたします。

○新副町長（石川 稔副町長） 一言ご挨拶を申し上げます。ただいまは副町長の選任につきましてご同意を賜り、誠にありがとうございます。心より感謝と御礼を申し上げます。これまで4年間副町長として町長を補佐し、町民の福祉の向上と町政の発展のために微力ながら努めてまいりました。今後におきましても町民の皆さまが暮らしやすく住みやすいまちづくりになるよう、誠心誠意努力してまいりますので、議員の皆さまにおかれましてはこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第17、議第31号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第31号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の教育委員会委員であります梅津道代氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となることから、再度、梅津氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて梅津氏の経歴を申し上げますと、昭和47年12月のお生まれで、平成4年3月に専門学校日本ビジネススクールを卒業後、医療法人潤和会札幌ひばりが丘病院や、山形大学医学部、蔵王みゆき病院で医療事務などに従事されました。

結婚後は、家庭において家事・育児を行いながら、押切小学校や三川中学校の学年役員、三川中学校吹奏楽部・保護者会の役員を歴任するなど、長年にわたりPTA活動や地域活動に積極的に取り組み、児童・生徒の健全育成と学校との連携に意を注いでこられました。

平成29年12月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対する確かな指導や助言、建設的な提案等をいただき、教育委員の職務に精励されておりますことから、教育関係者の人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方です。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第4項において定める、「委員のうちに保護者である者が含まれるよう

にしなければならない」という規定にも合致しており、教育委員として最適任者でありますので、何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから、議第31号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（佐藤栄市議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（佐藤栄市議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（佐藤栄市議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異常なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議長（佐藤栄市議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 投票漏れなしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 投票を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） 開票を行います。

1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（佐藤栄市議員） 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第31号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（佐藤栄市議員） お諮りいたします。日程第18から日程第19まで、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第19まで、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第18、議第32号から、日程第19、議第33号まで、以上2件の「三川町農業委員会委員の任命」についてを一括議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

なお、一括議題とした、本件はすべて「三川町農業委員会委員の任命について」でありますので、朗読は、順番に、議案番号、住所、氏名、生年月日のみの朗読とします。

（書記朗読）

○議長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第32号並びに議第33号「三川町農業委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、農業委員会委員の辞職に伴い欠員が生じたことから、その補充を図りたく、農業委員会等に関する法律並びに三川町農業委員会の委員の定数に関する条例により、新たに2名の方を農業委員会委員として任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

初めに、議第32号、黒田 暢氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている認定農業者の方であり、また、庄内たがわ農業協同組合の理事もなされております。

次に、議第33号、石栗 聡氏につきましては、横川町内会において農業に従事されている認定農業者の方であります。

以上、2名の方は、農業委員会委員として最適任者であることから、何卒、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。初めに、議第32号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第32号「三川町農業委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第33号「三川町農業委員会委員の任命」の件を採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第33号「三川町農業委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第20、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第21、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番(鈴木重行議員) ただいま上程されております発委第1号「閉会中の所管事務調査」について説明いたします。

閉会中の所管事務調査

総務文教常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第4次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

令和3年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

総務文教常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第22、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。4番 佐久間千佳議員。

- 4 番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております発委第2号「閉会中の所管事務調査」について提案理由の説明をいたします。

閉会中の所管事務調査

産業建設厚生常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

（1）第4次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

令和3年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

産業建設厚生常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第23、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいま上程されております発委第3号「閉会中の所管事務調査」についてご説明申し上げます。

閉会中の所管事務調査

広報常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

- (1) 広聴広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

2 調査期間

令和3年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提案理由

広報常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

議員諸兄のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（佐藤栄市議員） これから発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。
日程第24、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。8番 成田光雄議員。
- 8 番（成田光雄議員） ただいま上程されております発委第4号「閉会中の所管事務調査」について、提案理由の説明をいたします。

閉会中の所管事務調査

議会運営委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 議会の活発な運営について

2 調査期間

令和3年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

提 案 理 由

議会運営委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

以上であります。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 追加日程第2、意見書第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書」提出の件を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（佐藤栄市議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいま上程されております意見書第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書」の提出について、提案理由を申し上げます。

学校での新型コロナウイルス感染防止対策として、少人数学級による身体的距離の確保を可能とするため、また、きめ細かな指導体制により、すべての子どもたちの学びの保障を実現するため、国に対し早急に30人学級の実現を強く求めるものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長（佐藤栄市議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 賛成の立場で討論いたします。

未だ終息が見通せない新型コロナウイルス感染症の中で、また、終息したとしても近年では数年ごとに未知の感染症が確認され、今後も新たな感染症が現れることは大いに予想されるところです。感染防止対策はこれから先も「密の状態を避ける」、「密の状態を作らない」ことが重要であると考えます。これは新しい生活様式として政府も推奨していますが、教育現場では小学1年生のみ30人学級で、それ以外は自治体の裁量での少人数化で、国全体の40人学級は改善されておらず身体的距離が取れていません。文部科学省の資料では1教室

20人だと最低1mはクリアできるが、40人だと1mも確保できないと示しています。現状は感染リスクが高い状態にあると考えます。

また、大人数の生徒がひしめく学級内の秩序を維持するために、教員主導の事業、学習管理など画一的な教育によって思考力や学ぶことの意味の実感などが世界的に見て低水準であると言われていています。

子どもの成長は一人ひとり違い、個々の心身の発達に応じた教育が必要と考えます。多くの生徒を指導しなければならない教員にとっても過重な負担で、長時間労働や心身の負担を招く教員志願者の不足も問題となっています。

このような観点から安全安心でゆきとどいた教育実現のために、早急に30人学級実現を求めることが必要と考えるものであります。

議員諸兄の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから意見書第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書」の提出の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、意見書第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和3年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 2時02分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和3年3月24日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番